

# 樞原式紋様論

大塚 達朗

## 序.

遠賀川式土器に見られる木葉紋は縄文文化の樞原式紋様に由来するという了解が、西日本の弥生文化研究にはあるように見受けられる。しかし、縄文文化研究の側には（少なくとも筆者には）、その木葉紋の議論が不思議に映る。

何故ならば、筆者には、どう見ても、遠賀川式の木葉紋の元といわれている樞原式紋様は、縄文時代後期末から晩期初頭にかけてのさほど長くない期間に存続した、と思われてならないからである。そこで、どうして樞原式紋様が、弥生文化の最初に登場する遠賀川式土器の木葉紋の元となれるのであろうかという素朴な疑問を提示して、併せて別思考の樞原式紋様研究を開示して諸賢からのご判断を庶幾う次第である。

あらかじめ内容を説明しておこう。最初に、木葉紋研究を概観することで冒頭に述べた木葉紋に関する前提がどのように抱かれて来たか、その現状を確認する。併せて、関西縄文晩期編年研究、特に樞原式紋様研究の現状の確認もしておく。その上で、1972年におこなわれた滋賀・滋賀里遺跡の調査の成果の一つ、すなわち、樞原式紋様の既存の編年的位置に変更を与えたこと、それに棹さしつつ、樞原式紋様の変遷を筆者なりに論じる。その際に、樞原式紋様と、東北・後期末瘤付土器／同・晩期初頭大洞B1式あるいは関東・安行3a式との対応関係の認定を試みる新視点から、晩期の社会・文化的動向の認識に関わる私見を提示することを企図する。

縄文土器の今日的研究課題として型式編年を論じる時、特定共時態下での細別型式の関係成態の程度認識、すなわち細別型式間の交渉関係・横の構造の理解深化としての〈システム化判定〉（＝縄文文化圏の認定の基礎）が、今現在の縄文土器型式編年研究に必要不可欠という立場の下で（所与一定の縄文文化圏は想定できないという理解に立つ故に）、筆者の問題意識——「各地の文化・社会内容の理解の変更を迫る事象が次々に登場しているが、はたして、それらを正確に位置づけられるような晩期を貫く確たる広域編年が完成しているであろうか。さらに、列島的規模での広範な変動を示唆するような動きは縄文晩期後葉に集中するのであろうか、より以前に大きな動きはないのであろうか、と問わざるを得ない。少なくともその二点を省察すべきように思えてならないのである。」〔大塚1992：1頁〕——が、小論の如き《縄文列島史》に帰着した次第である。

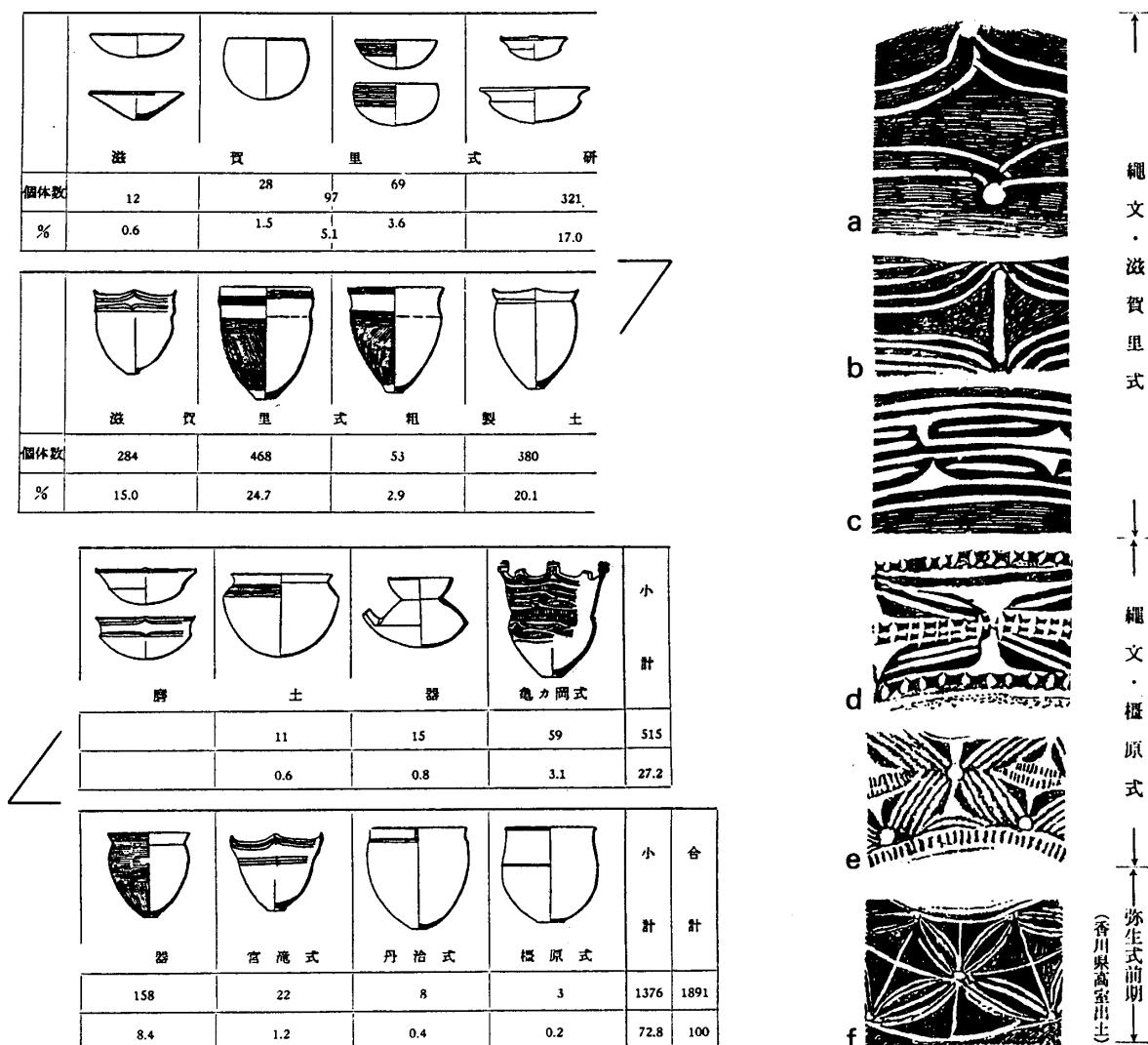


図1 坪井清足氏による樞原式紋様から木葉紋への変遷案（右）と滋賀里遺跡土器資料（左）

## 1. 弥生前期・木葉紋研究瞥見

### 1・1. 縄紋晚期・樞原式紋様から弥生前期・木葉紋へ——直接的系譜論の登場——

縄紋晚期・樞原式紋様から弥生前期・木葉紋へという形で樞原式紋様を評価するスタンスは、坪井清足氏によって開拓されたといってよい〔坪井1962〕。関西縄紋晚期編年として、〈滋賀里式→丹治式→樞原式〉、という編年観が流布していた時点〔小島1956；佐原・横山1960など〕でのことであることを確認しておこう<sup>(1)</sup>。坪井氏の主張はこうである。——「弥生式前期の最も特徴的な文様とされている木葉状文も、それを遡れば近畿地方晩期の工字文風の文様から発展したものである。」〔坪井1962：137頁〕

きわめて簡潔な記述であるが、併せて掲載された付図（図1右）と相俟って、縄紋晚期・樞原式紋様から弥生前期・木葉紋へという図式が妥当な案として受け入れられて行くのである。記述も付

## 権原式紋様論

図も簡潔なので見逃しがちだが、弥生前期・木葉紋研究としては、新古の判断が為されているのである。坪井氏が掲げている木葉紋（図1右-f）は、いわゆる無軸木葉紋（四葉各葉内に軸線が無い）であって、いわゆる有軸木葉紋（四葉各葉内に軸線がある）より古いとの判断が前提としてあることを理解しておく必要がある。つまり、縄紋晚期・権原式紋様（図1右-c→図1右-d・e）→弥生前期・無軸木葉紋（→弥生前期・有軸木葉紋），という変遷案になっているといつても差し支えないものである。だが、この案の意義についてはもう少し掘り下げた説明がさらに必要であろう<sup>(2)</sup>。なお、図1右のa～fの記号付けは、別稿〔坪井1981a〕にしたがった。

**木葉紋研究の出発** 元来、木葉紋研究は、青銅器研究の一貫の中から出てきた課題であった。この立場からの木葉紋研究の嚆矢となる森本六爾氏の研究では、銅鐸と弥生土器両方に同一な木葉紋が施紋されているという認識を披瀝し〔森本1930：54頁〕、「……弥生式土器が銅器に影響を及したものとのみはみなし難く、また銅器が弥生式土器に影響をあたへたとのみは断じがたく、両者の間に時間的前後の関係を置いて見るよりは、寧ろ同時期的の、しかも同一文化範型の所産で、一は土器にあらはれ、他は銅器にあらはれたると見ることの最も穩當なりと信ずるのである。」〔同：55-56頁〕、と見通していた経緯を有する。だが、森本氏が取り上げた銅鐸（図2）については、工楽善通氏が、佐原 真氏の銅鐸型式編年に於ける扁平鉗式で、木葉紋が盛行する弥生前期ではなく弥生中期の所産であることを述べていることに明らかなどおり〔工楽1983：55-56頁〕、それぞれの編年研究が進展したおかげで、銅鐸研究とは一応切り放されて、木葉紋研究は最初の弥生土器である遠賀川式土器〔小林1932；直良・小林1932など〕の評価の一端を担う分野になってきた経緯がある。逆に言えば、それぞれの編年的関係がきちんと整備されないままに森本氏らの弥生文化研究は出発した、その象徴的な研究細目として木葉紋研究はあったといえよう。したがって、坪井氏の研究は遠賀川式土器論の流れとしての木葉紋研究との評価が妥当であり、坪井氏の案は、その木葉紋の出自を考える場合に、縄紋式終末の関西の土器紋様の中に求められた案なのである。

ちなみに、森本氏は「縄文土器にこの類例あるをわれわれは知らない。」〔前出：54頁〕といっていた。

ところで、銅鐸研究との連関としてではあるが、ここで扱っている木葉紋（四葉）について、先に紹介した森本氏の論文が出された翌年に、直良信夫氏は、「木葉状紋の×様組合せを以て、一つの単位としているのである」から、「木葉様×状組合紋」ということの妥当性にふれ〔直良1931：18頁〕、同時に、二種類の木葉紋——①「縦線と×とを基底として、この×の各幹に木葉を附け、その境界の意味で、縦線を一本乃至二本引いたもの」（播磨吉田遺跡例

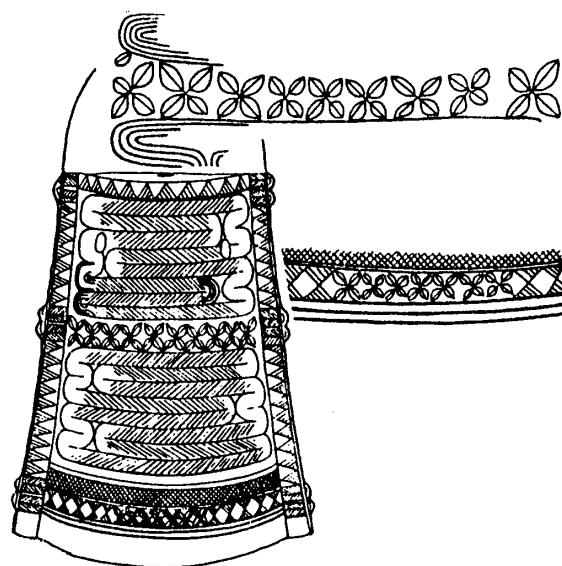


図2 森本六爾氏が注目した銅鐸(伝兵庫県淡路島)

〔森本1930：第五図、53頁〕〈=図4－下中〉を代表例）と、②「碁盤目を基として、木葉は、単に、一目の隅から、+の核心に向って斜置せられている」例〔直良1931：第二図-1, 16頁〕（①②の番号付けは引用者）——を弁別しているのである〔同：18頁〕。この二種類の木葉紋は、今日的見ても典型例として扱われている木葉紋であるからして、木葉紋の紋様構成の特性や分類については、当初から見通しがついていたといえよう。ちなみに、①の木葉紋は、四葉各葉内に軸線が有るところから有軸木葉紋と呼ばれたり、X（エックス）木葉紋と呼ばれる例に相当し、②の木葉紋は、四葉各葉内に軸線が無いところから無軸木葉紋と呼ばれたり、+（プラス）木葉紋と呼ばれる例に該当するといえよう〔亀谷1984；工楽1983；小林1959；高橋（護）1980；深澤1989a・b；藤田1982など参照〕。直良氏は、①→②の変化を考えたようであるが〔前出：18頁〕、坪井氏の案は、そのような分類が基本となる木葉紋について、②→①、つまり、無軸木葉紋／+木葉紋が、有軸木葉紋／X木葉紋より古いという主張でもある<sup>(3)</sup>。

はなはだ簡単ではあるが、木葉紋研究の本来的目的とその反省及び木葉紋の分類について振り返ってみた。坪井氏の木葉紋研究が弥生土器研究に於いてどのような位相を占めているか理解できたであろう。

ここで、筆者は、小論での学史的論述の便宜から、坪井氏の案、すなわち、縄紋晚期・橿原式紋様から弥生前期・木葉紋へ（図1右），を直接的系譜論と呼んでおく。

**直接的系譜論の成立要件** 縄紋晚期編年研究からこの直接的系譜論を捉えるならば、「橿原式」があくまでも縄紋晚期終末であることが立論の要件になっていること、さらに、坪井氏の説く「橿原式」とは、凸帯紋土器と、三角形割込紋の規則的配置を表徴とする橿原式紋様施紋の有紋精製土器としての椀形～浅鉢形土器とが組み合うという認識下での議論であること、その二点に留意しておこう。——図1左には、当時後期末と考えられた宮滝式と晚期初頭とされた「滋賀里式」（精製研磨土器・粗製土器）とそれに伴うとされた「亀力岡式」と、後続する「丹治式」と、晚期終末とされた「橿原式」の凸帯紋土器が掲載されている。

きわめて常識的な疑問を吐露してみよう。橿原式紋様を有する土器の編年的位置が縄紋晚期終末ではなくなった場合にでも、つまり編年的位置が遡上しても、このような議論が成立するのであるか、という疑問を、である。

**関西縄紋晚期編年研究の進展** 縄紋晚期の編年研究に目を遣ると、坪井氏の案の提示後、1965年には岡田茂弘氏が、晚期終末に船橋式を設定し、しかも船橋式には三角形割込紋を基調とする橿原式紋様が伴わないことを強調した〔岡田1965：206-207頁〕。1973年に刊行された滋賀里遺跡（調査は1972年）の報告書〔加藤・丹羽ほか1973〕では<sup>(4)</sup>、晚期型式編年として、滋賀里Ⅰ式→同Ⅱ式→同Ⅲ式→同Ⅳ式→同Ⅴ式、が提示された。この編年案では、従来の「滋賀里式」が二分され、滋賀里Ⅰ式と滋賀里Ⅱ式となり、しかも、滋賀里Ⅱ式には「橿原式」の精製有紋土器が編入された。また、滋賀里Ⅲ式も「丹治式」と「橿原式」の再編成になっており、これにも「橿原式」の精製有紋土器が編入されて、あらたに滋賀里Ⅲ式としてまとめられたのである。そして、滋賀里Ⅳ式が橿

### 権原式紋様論

原式の一部であった一条凸帶紋土器を中心に構成されたのである。滋賀里V式は船橋式のことである。関西の従来の調査に比して数段良好な層位別資料の獲得から、それまでの関西晩期編年である〈滋賀里式→丹治式→権原式→船橋式〉に対して、〈滋賀里I式→同II式→同III式→同IV式→同V式（船橋式）〉という再編成がなされた次第である。

権原式紋様土器の存続が滋賀里II式から滋賀里III式にかけてで、決して縄紋晩期末にはならないことを丹羽氏らは問題提起したのである。凸帶紋土器を基準にするならば、それより前の型式が滋賀里I～III式で、権原式紋様が滋賀里II式と滋賀里III式とにおさまること、凸帶紋土器は複数型式を認めるべきことを提起し直したのである。1972年に調査された滋賀・滋賀里遺跡の成果は、従来の「権原式」という型式が成立しないことを明らかにした筈である。

凸帶紋土器で構成される船橋式が関西縄紋晩期末と位置づけられたのは、今紹介したように1960年代のことだが〔岡田1965〕、1981年には、家根祥多氏によって、滋賀里III式が滋賀里IIIa式／同IIIb式に改編され、さらに二条凸帶紋土器型式・長原式が船橋式（滋賀里V式）の後に設定され〔家根1981〕、その結果、関西縄紋晩期編年は、滋賀里I式→同II式→同IIIa式→同IIIb式→同IV式→同V式（船橋式）→長原式、と整理されたといえよう。これこそが、現行の関西晩期編年の骨格である。ということは、1980年代に入ってようやく関西晩期編年は体裁を整たといえよう。

なお、家根祥多氏は、この時点では、権原式紋様は滋賀里IIIb式内で終焉するという意見であった〔家根1981：240-243頁〕（図3右）。また、同じころに東海方面の研究者が、権原式紋様や木葉紋について一步踏み込んだ議論をしていた。——縄紋晩期研究の側では、増子康真氏が、東海の在地型式と権原式紋様の関係を整理し、権原式紋様は大洞B式からB-C式にかけてであることを強調していた〔紅村・増子・山口1981：79-84頁〕。そして、弥生前期研究の側では、増子氏のこの見解に依拠した紅村弘氏が、遠賀川式の木葉紋と権原式紋様とは関係がないと明言していたのである〔紅村・増子・山口1981：135頁〕。このことは、今日的な意味でも留意されるべきであろう。

このように、権原式紋様の編年的位置が具体的に見直され、はるかに古くなったことで、坪井清足氏が強調したような、権原式紋様が弥生式の木葉紋の祖型をなすという見方が自明ではなくなった筈である。見直しの気運が高まってもよさそうなものだが、ごく一部の研究者の間にとどまり、現実にはそう簡単に事が運ばなかったようである。

木葉紋を細かく扱った研究に於いて、坪井氏が提示したような直接的系譜論はどのように継承されていったのか、さらに一瞥を与え、問題の所在の一層の確認をはかろう。

#### 1・2. 弥生土器研究側からの直接的系譜論の継承

要するに、1965年に権原式紋様を伴わない船橋式が晩期末として提唱された後、1973年には「滋賀里式」、「丹治式」、「権原式」が見直され、しかも凸帶紋土器も細別され、滋賀里I式→同II式→同III式→同IV式→同V式（船橋式）が提示され、権原式紋様は滋賀里II式と滋賀里III式にかけて存続するだけで、決して晩期終末に位置しないことが分かり、1981年には、凸帶紋土器・長原式が

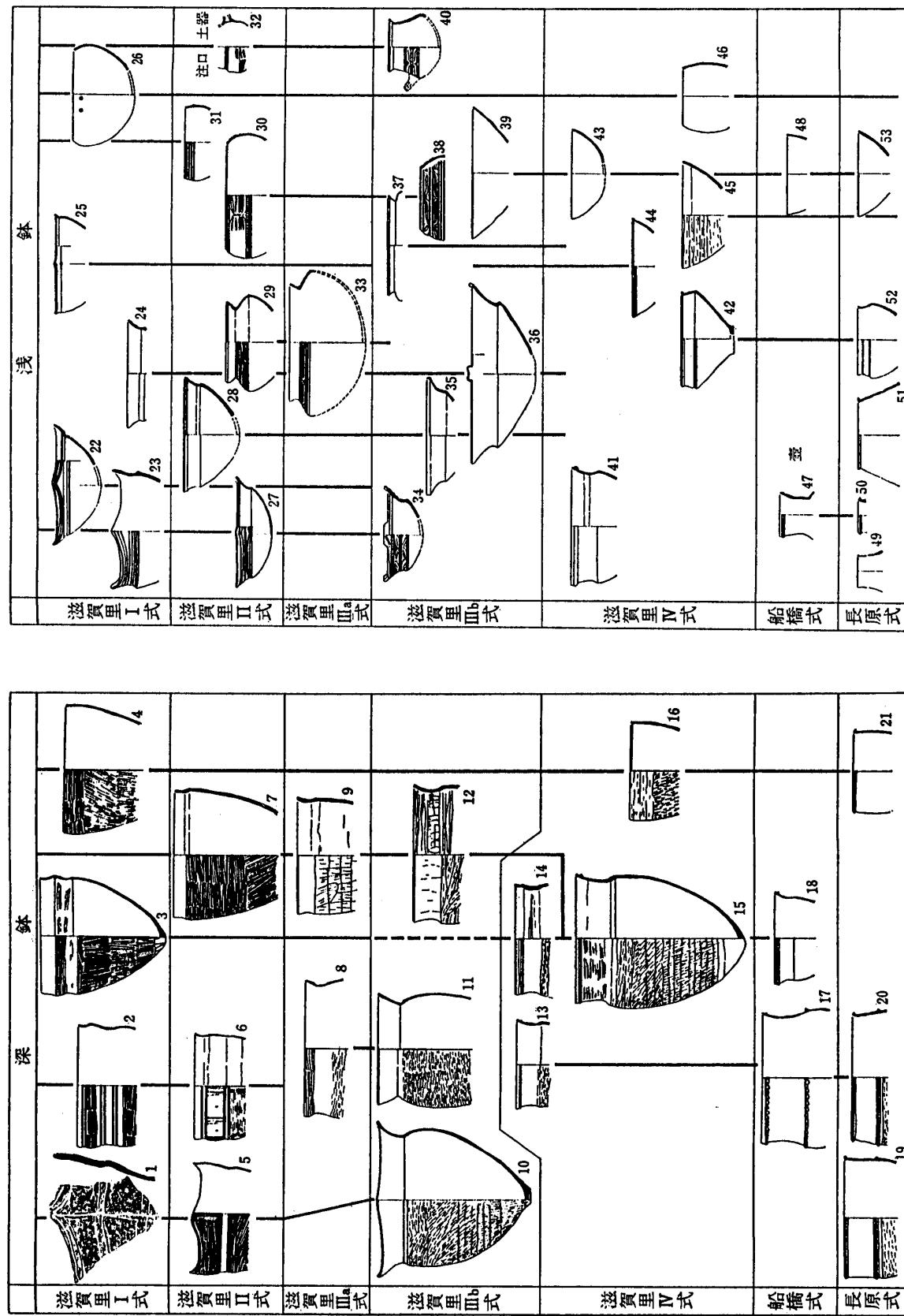


図3 家根祥多氏による関西繩紋晚期編年案

### 樞原式紋様論

晩期終末に置かれたというのが関西縄紋晚期編年研究の流れである。これを念頭に置き、本節では弥生研究者側の対応を探ってみよう。

坪井清足氏の案が提出された時から、岡田茂弘氏による船橋式提唱時までを第Ⅰ期（1962～65）とし、船橋式提唱の後、滋賀里遺跡の調査報告を踏まえ、滋賀里Ⅲ式の再編と長原式を凸帶紋土器の最終末におくエポック・メーキングな家根祥多氏の編年案が登場するまでを第Ⅱ期（1966～81）、家根氏による改訂編年案の後から現在までを第Ⅲ期（1982～現在）として、直接的系譜論の継承の動向を窺うことを主眼として、木葉紋研究の推移を概観したい。ただし、文献の遗漏についてはご寛恕願いたい。

**第Ⅰ期** 1964年に、杉原莊介氏は畿内・遠賀川式土器の紋様として木葉紋を解説し〔杉原1964: 132頁〕、工楽善通氏は木葉紋の分類や新古の判断に触れ、坪井氏が取り上げる紋様意匠の木葉紋（無軸）が古いことを追認し〔工楽1964a: 158-159頁〕——後に工楽氏はこれを+（プラス）木葉紋と呼ぶ〔工楽1983: 44-46頁〕——、古いと見る意匠の木葉紋の交点にある刺突が、縄紋晚期紋様からの系譜を示している表徴と見なして〔工楽1964b: 159頁〕、坪井氏の変遷案（図1右）の肯定に連なっていくといえよう。

**第Ⅱ期** 1967年に、畿内・遠賀川式土器の詳細な研究を佐原眞氏が公表した際に、板付式にはない紋様として木葉紋が最初の段階——畿内第Ⅰ様式（古）段階——から存在することが指摘されている〔佐原1967: 118頁〕。そして、翌年に、同氏は、畿内第Ⅰ様式の解説の中で、木葉紋が縄紋晚期の土器と関連することにも関説している〔佐原1968: 55頁〕。どうやら、樞原式紋様を伴わない船橋式の型式内容は、佐原氏の論旨には影響を与えていないようである。

このあたりで、坪井氏の論点である弥生前期・木葉紋は縄紋晚期の樞原式紋様に由来するということははっきり継承されていくのが窺えるのである。以後、木葉紋研究は、坪井氏の直接的系譜論を支持する方向で、しかも四葉の無軸木葉紋を古く見る形で推移するのが主流を占めるようであり、かつ、縄紋晚期編年研究の動向とはさほど連動しないという状況が深まるなどを、さらに順を追って解説していくことにしよう。

1980年には、高橋護氏が、山陽地方での弥生土器の最古の段階（I-a期）は無軸木葉紋で、後続するI-b期は有軸木葉紋であること、つまり、無軸木葉紋が古く有軸木葉紋が新しいことを説いている〔高橋（護）1980: 22-23頁〕。翌年には、井藤暁子女史が、近畿地方の弥生土器の編年研究を再考したり解説したりする論を展開する中で、「木の葉状文は坪井清足の説くように縄文晚期滋賀里・樞原式土器の七宝繫文の系譜をひく文様で、木の葉の中心部に名残りの点を加える例が山賀遺跡に見られる。木の葉状文は田字形の各小区に重弧線をうめるもの（無軸木葉紋—引用者註）が古く、X字形の軸に弧線をそえるもの（有軸木葉紋—引用者註）が新しい。」〔井藤1981: 12頁〕、と坪井案の解説のような説明が登場している。論旨は第Ⅰ期の工楽氏の解説と同様である。残念ながら、滋賀里遺跡報告の重大な問題提起が、どのように斟酌されたのか否かよく分からない。

**第Ⅲ期** 1983年には、筆者のいう直接的系譜論の立場からの総括的論述が登場している。工楽

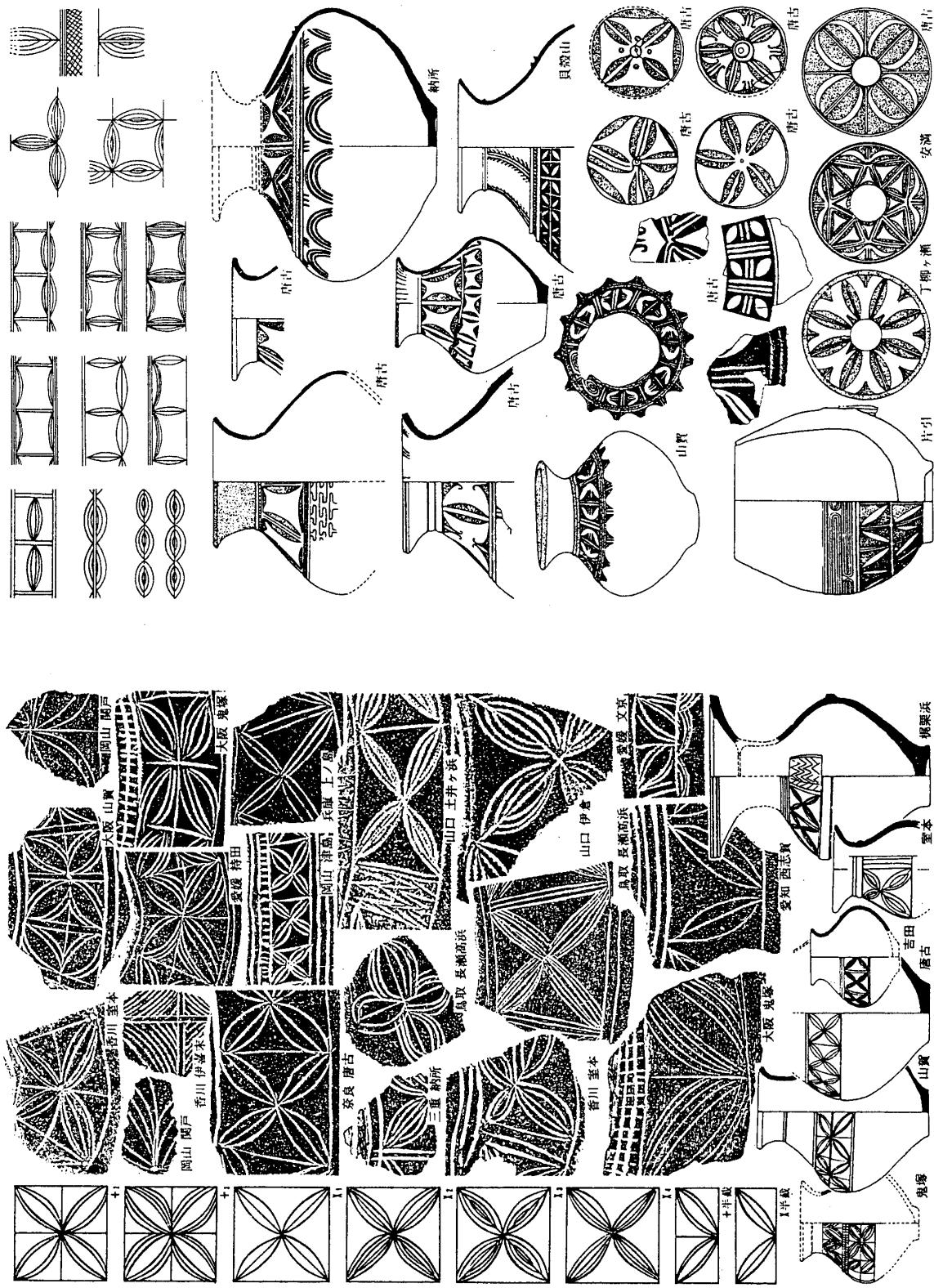


図4 工業善通氏による木葉紋の集成と分類

### 橿原式紋様論

善通氏の論文のことである〔工楽1983〕。詳細な学史的まとめ（小論でも大いに参照した）、木葉紋の施紋方法や分類をめぐる検討、木葉紋の変遷など、多岐にわたった内容である。まずは、木葉紋を詳細に分類したことが特筆される（図4）。籠描木葉紋・貝殻木葉紋・彩色木葉紋などを詳細に検討し、変遷案としては、+（プラス）木葉紋が古くX（エックス）木葉紋や彩色木葉紋が後続することが説かれ、いわば無軸から有軸へという従前からの見方を継承している〔工楽1983：52-59頁〕。また、縄文晩期の橿原式紋様は、凸帯紋土器以前の滋賀里Ⅱ式や滋賀里Ⅲ式の紋様であることを認めるが〔同：56-57頁〕、それでも、「畿内における晩期縄文土器にみられる上下から三角形に彫り込む手法は、古式とみる+木葉文の施文法である複数の弧線で囲む技法と共に、結果的には、両者とも木葉形を浮き彫りにする点で同効果を示すものである。半肉彫り手法で飾るこのような晩期縄文土器では、浮き彫りされた木葉形の交点に、円形の刺突文を施す場合が多い。遠賀川式土器の+木葉文に3例、X<sub>1</sub>木葉文に1例の木葉形交点に珠点を加えるものもあることもまた共通する特徴である。」〔同：59頁〕、という根拠から、明確な直接的系譜論を、いわば一系統的変遷観を、披瀝した次第である。

工楽氏の見解を図式化するならば、橿原式紋様→〔?〕→+木葉紋→X木葉紋／彩色木葉紋、という図式になる筈である。

ところで、一般論として、問題としている型式間に編年的に空白がある場合、まだ空白を埋めるべき資料が見つかっていないという可能性のほかに、空白があるから実は問題としている型式間の紋様に何らかの類似性があっても“他人の空似”であるという可能性も斟酌すべきであろう。橿原式紋様と木葉紋との間には編年的な空白があるのだから、それらは実は関係が無いという可能性をも検討すべきではなかろうか。木葉紋自体の研究としては大いに学ぶべき論文ではあるが、橿原式紋様と木葉紋との編年上の間隙を重大視しないのは釈然としない。

もちろん、すでに見てきたように、橿原式紋様と木葉紋とを関連付ける見解は繰り返し出されているのであるから、それらの研究者全てへの疑問でもある。

くり返すが、坪井案の成立要件は、凸帯紋土器と橿原式紋様を有する精製土器とが組み合う「橿原式」が実在し、かつ、縄文晩期末の編年的位置にあることであるが、良好な資料に基づく関西の縄文晩期研究の進歩によって、「橿原式」は解体され、橿原式紋様自体が時期的に遡上することが明示されてきたのだから、坪井案自体の再考が求められるのが素直な筋道と思えてならない。

#### 1・3. 多様な木葉紋研究

関西縄文晩期編年研究の成果を尊重する立場から眺めるならば、木葉紋が橿原式紋様に由来するとする認識枠に対しては疑問がわく。他方、第Ⅲ期からは、木葉紋研究の分野に於いて木葉紋をもう少し多様性あるものとして見ようという機運が確実に登場してきている。そこで、別の木葉紋研究にも検討を加えるべきであろう。その理由は、橿原式紋様の見方に関して結果的に重大な示唆を与えていたからである。

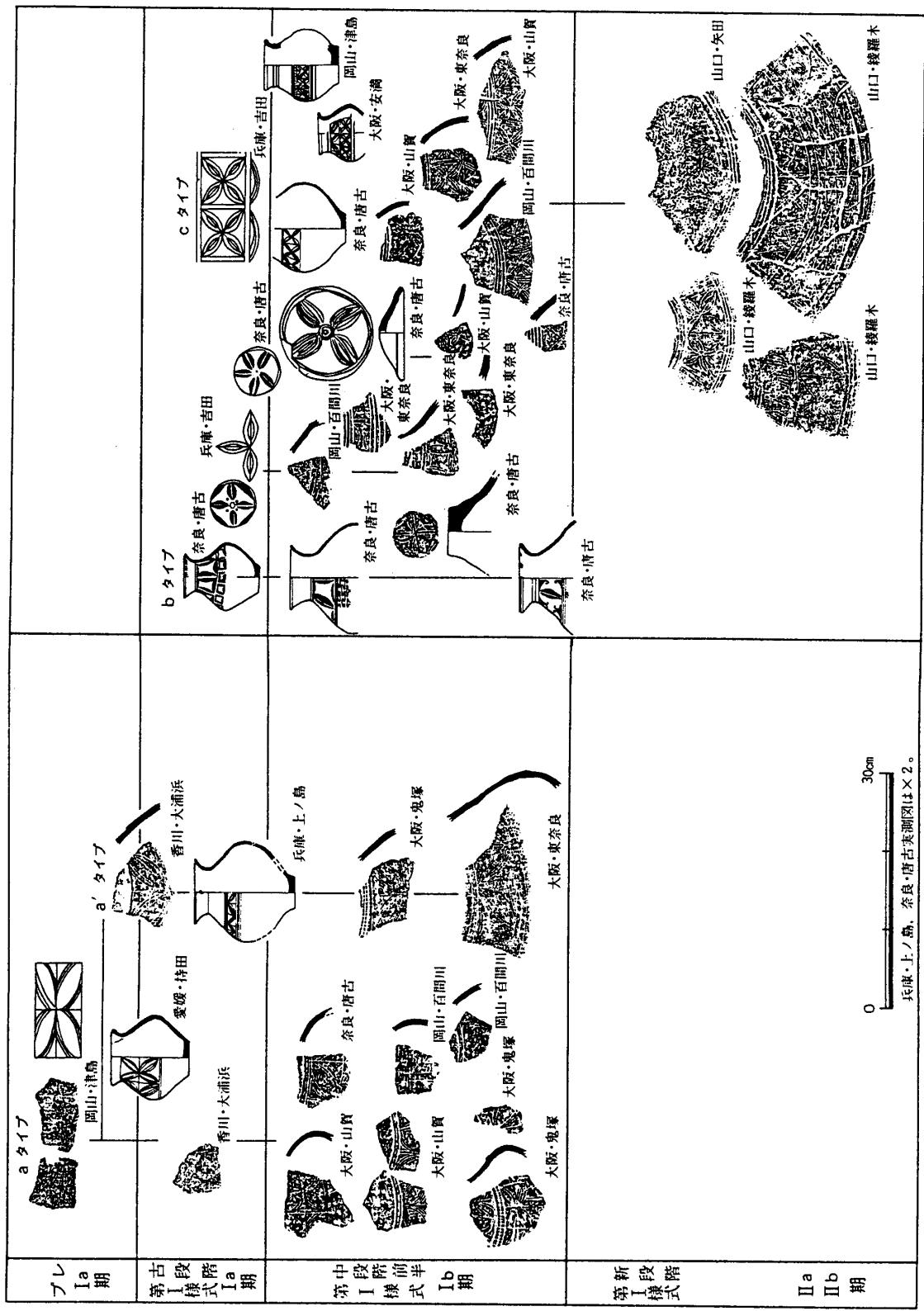


図 5 鶴谷尚子女史による木葉紋の分類とその変遷案

**第Ⅲ期の別の木葉紋研究** 1982年の藤田憲司氏の論文を取り上げねばなるまい〔藤田1982〕。

氏の論文は中部瀬戸内方面の詳細な遠賀川式土器論としてそもそも重要であるが、その中で木葉紋を俎上にのせている。——この時点では、山崎純男氏によって、詳細な土器製作技術論を基底に据えた板付式土器論が提出されており〔山崎1980〕、九州の遠賀川式土器の成立・展開が多方面から論じられている背景があることに注意を喚起しておく。山崎氏の様々な議論の中で小論に関係する議論を紹介するならば、板付I式の紋様変遷を、「彩文→彩文+沈線→ヘラ描き沈線」と捉え、「……彩文土器の系譜を明らかにできないが、縄文式土器にみられる彩文とは明らかな相異があり日本独自に自生したとは考え難く今後の研究に期待される。」〔山崎1980：163-166頁〕、と展望していることを引用しておく。

さて、藤田氏は、坪井案の成立の根幹に関わる疑問点——「坪井清足氏の考えにある木葉状文成立の契機と、実際の成立時との間には土器編年の上で空白期が存在するのではないかという疑問と、『無軸』木葉文から『有軸』木葉文へ変化するとされる一系的な展開は、従来知られている木葉文にかかわる土器群の中で、具体的にはどのように実証されているのかという潜在的な疑問」〔同：115頁〕——を、提出している。既に見てきたような研究動向から判断するならば、きわめて当然な疑問であろう。

藤田氏は、とくに木葉紋の分類に配慮し、木葉紋が水平につながる〈A型木葉状文〉、ジグザグに木葉紋がつながる〈B型木葉状文〉、横位木葉紋と縦位木葉紋が組み合う〈C型木葉状文〉、従来から注目されてきた四葉構成の〈D型木葉状文〉という大別を設定し、軸線が有るのがI型で、無いのがII型という細別の基準を設定した〔同：115-117頁〕。——従来から指摘されている無軸四葉の木葉紋は、藤田氏の分類ではII・D型で、有軸四葉の木葉紋は、I・D型となる。これを踏まえ、藤田氏は特定の木葉紋が古くなる可能性の低いことを、氏の遠賀川式土器論から展望し、無軸木葉紋（II・D型）→有軸木葉紋（I・D型）となるような、「一系的な文様の変遷」の確証はないことを指摘している〔同：118頁〕。

藤田氏の主張は、木葉紋の多様性の認識を重視し、その在り方が木葉紋にとって本来的である可能性を示唆した意見として留意されねばならない。従前の木葉紋研究の趨勢を考慮するならば、これは新しい動向というべきであろう。

1984年（筆者のいう直接的系譜論の総括的論述である工楽論文が提出された翌年）には、亀谷尚子女史が、多様性を前面に押し出した木葉紋研究を提出している〔亀谷1984〕。この研究では、権原式紋様と木葉紋間の編年的空白を意識しながら、木葉紋の分類を確立することと、その上での編年論と起源論の展開が図られている。亀谷女史の紋様分類と編年が理解出来るように、「木葉文土器の変遷図」を図5に引用しておく。

〈aタイプ〉は藤田氏の〈II・D型木葉状文〉に該当し、〈a'タイプ〉は藤田氏の〈II・B型木葉状文〉に近く、〈bタイプ〉は藤田氏の〈C型木葉状文〉にほぼ相当し、〈cタイプ〉は藤田氏の〈I・D型木葉状文〉に対応するといえよう。各タイプの関係については、〈aタイプ〉から〈a'タ

イ<sup>プ</sup>〉が派生し、〈b タイプ〉を「母体」として〈c タイプ〉が登場するという見解である〔亀谷1982: 101-110頁〕。したがって、〈a タイプ〉と〈b タイプ〉が基本的な紋様系列となる見方であり、「一系統的文様の変遷」の確証がないことに注意を喚起した藤田氏の見解に近い、より具体的な木葉紋の分類・変遷案で、坪井氏以来の分類・変遷案とはかなり異なる見方である。

さらに亀谷論文には興味深いことがある。〈a タイプ〉と〈b タイプ〉の由来についての考え方である。〈a タイプ〉については、縄紋・橈原式紋様が「彫刻的な表現」によることから、これが〈a タイプ〉の木葉紋の起源とは考えられないと判断し、彩紋からの系譜を想定する旨を述べるところに新しい動向が窺える〔同: 110頁〕。〈a タイプ〉、すなわち從来謂われているところの無軸木葉紋が、縄紋・橈原式紋様に直接由来するという見方をしりぞけているといえよう。また、〈b タイプ〉の木葉紋こそ縄紋文化との関わりがあるかもしれないが、「しかしこの文化の中から直接的に木葉文は生まれたのではない。弥生式土器の彩文表現にも注意を向けねばならないだろう。」〔亀谷1984: 111頁〕と論定し、こちらの木葉紋でも直接的系譜論をしりぞけている。〈a タイプ〉にしろ〈b タイプ〉にしろ、それらの木葉紋の起源を考える上で弥生式の彩紋表現を重視する立場が表明された次第である。

これを要するに、第Ⅲ期になると、橈原式紋様からの連続性を説いてきた従前の木葉紋研究に対して、木葉紋の多様性を認定しながらの直接的系譜論以外の見方が登場して来たのだということを指摘しておこう。ただし、縄紋文化との何らかの関係を想定することでは、従前の見方と同趣である。

1986年に出された、弥生・籠描紋を扱う中での木葉紋に関する高橋 護氏の新見解〔高橋（護）1986〕も、こういう別思考の研究動向と無関係ではないだろう。高橋氏の議論は次のようになる。

縄紋文化との関係は前提とするが、縄紋・橈原式紋様は「レリーフ的な彫刻紋」であり、それと弥生・木葉紋の表現法である籠描紋とは直接的関係ないと明言し、籠描で転写することと籠描自身の特性から、木葉紋に様々な変異を生じやすいことを指摘し、木葉紋中の軸線の有無は前後関係の問題では説明ができないことを示唆した次第である〔同: 55-56頁〕。

このように観てくると、縄紋文化との関わりを想定することでは直接的系譜論と近いが、直接的系譜論をしりぞける研究動向は、木葉紋の表現方法に弥生式的固有性を認める動向や、木葉紋の種類に本來的多様性を認める動向とが組み合っているといえよう。とりあえず、このような研究動向に対し、一括して、間接的系譜論と呼んでおこう。

**間接的系譜論からの総合的論述とその意義** 1989年に刊行された、深澤芳樹氏の二論文〔深澤1989a・b〕は、木葉紋研究に関して、筆者のいう間接的系譜論の立場からの総合的論述となるきわめて重要な論文である。——氏の研究は、木葉紋をどう捉えるかに深刻な問題を投げかけていると筆者には思えてならない。

ここで取り上げる二論文〔深澤1989a・b〕のうち、前者が総論で後者が具体論に相当する二部作といえるだろう。深澤氏の論議は、木葉紋だけでなく流水紋も扱い、縄紋社会と弥生社会との関係

や弥生土器論や弥生社会構造論に及ぶきわめて体系的なもので、土器分析としては実に精緻といえよう。その全体を紹介するべきであろうが、具体的な議論〔深澤1989b〕から、木葉紋の議論に限って紹介することが中心となることを予めお断りしておく。

木葉紋に関する深澤氏の結論は次のようになる。——「弥生人はまず晩期縄紋社会の陽刻木葉紋（権原式紋様—引用者註）を彩色表現で写し取った。こうして弥生社会に彩色無軸木葉紋が成立し、つづいて籠描きによる陰刻無軸木葉紋が生まれた。いずれも古中段階（弥生前期—引用者註）の古い頃であった。このうち彩色表現は新段階までつづいたが、陰刻表現は古中段階の古い頃に限って描いた。それから地と図を逆転して、縦軸木葉紋を案出し、つづいて斜軸木葉紋を生み出した。このうち縦軸木葉紋は古中段階の古い頃に遡るが、斜軸木葉紋はこの新しい頃までしか遡らない。どちらにも陰刻表現と彩色表現があって、新段階まで描きつづけた。」〔深澤1989b：50-51頁〕。

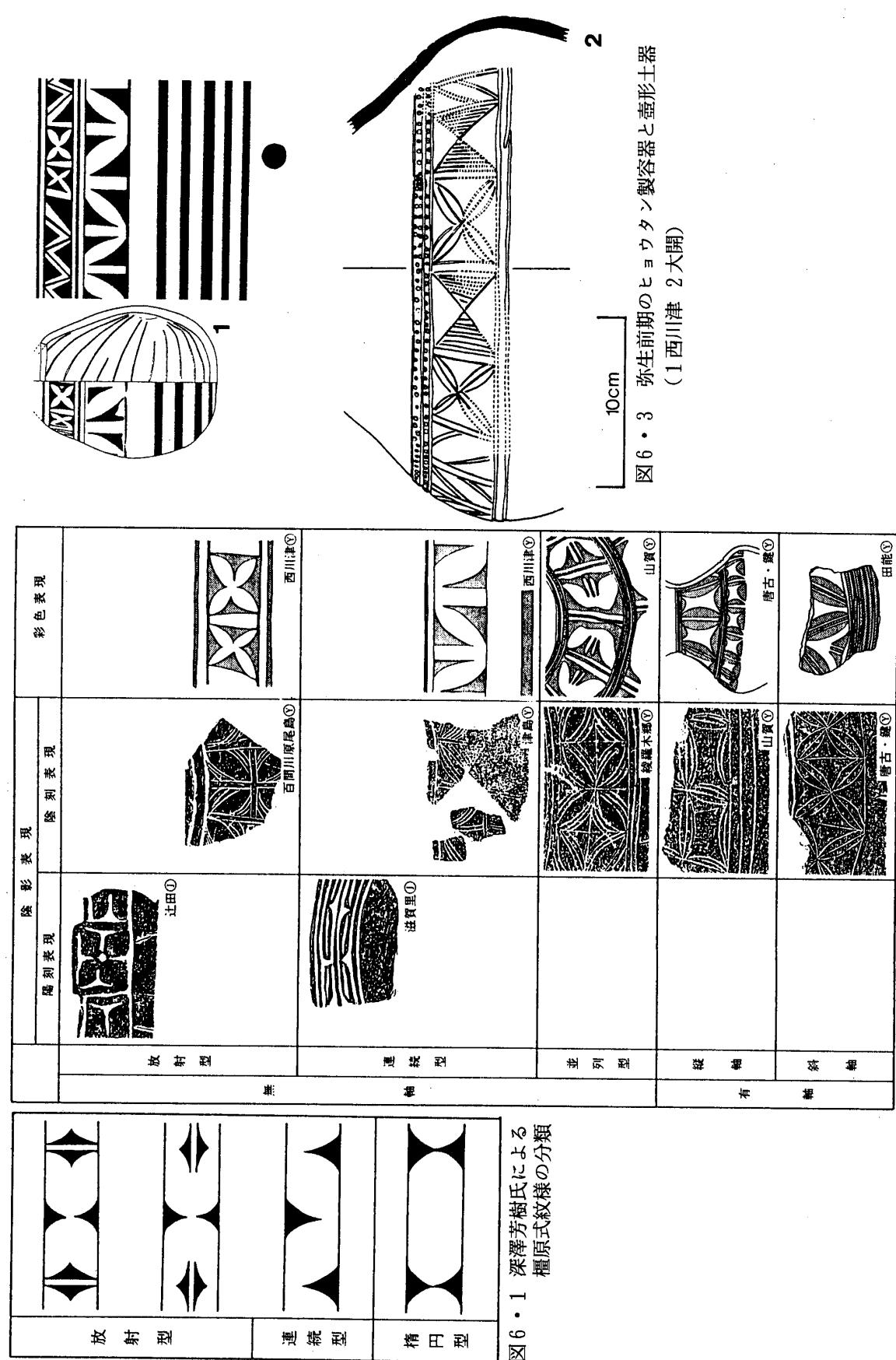
主張を図式化するならば、権原式紋様（陽刻木葉紋）→彩色（弥生社会に固有）無軸木葉紋→陰刻（弥生社会に固有）無軸木葉紋→縦軸木葉紋（陰刻／彩色）→斜軸木葉紋（陰刻／彩色），という見解を提示したのである。しかも、弥生人の写し取り行為を想定することで、間接的系譜論の立場が極めて鮮明に描かれている。次の発言はそのことを明確に語っている。——「縄紋晩期には土器と木器、それに石器にと多種多様な器物に陽刻無軸木葉紋（権原式紋様—引用者註）が彫り込まれていた。弥生人はこれを手本にしてまず彩色表現で写し取った。そして土器では貯蔵形態の、木器やヒョウタンでは供膳形態の器物に描くようになった。」〔同：46頁〕

このような結論に至る基礎作業として、権原式紋様（陽刻木葉紋）と陰刻木葉紋を比較検討し、「道具の使い方から割付法にいたるまでことごとく異なっている。」〔同：45頁〕ことを深澤氏は明らかにした<sup>(5)</sup>。また、西日本の縄紋晩期には赤色塗彩技術があるが紋様を描かないことから、彩色表現は弥生社会に固有であると見なしてよいことを説明した〔同：46頁〕。つまり、彩色表現や籠描表現は弥生社会に固有な紋様表現方法であることを、氏は言明したのである。

そして、弥生人が、権原式紋様（陽刻木葉紋）を最初に写し取ったのが彩色木葉紋であることの根拠としては、権原式紋様（陽刻木葉紋）の紋様変異〈放射型／連続型〉（図6・1及び図6・2参照）と描き方の特徴——木葉形の単位紋の輪郭線が開放的——を担うのが彩色木葉紋〈放射型／連続型〉に限られること（図6・2及び図6・3-1参照）を、深澤氏は上げている〔同：42頁〕。木葉紋の本来的多様性を認める研究動向があるのは、これまで見てきた通りであるが、深澤氏の見方は、木葉紋の多様性は権原式紋様の多様性を受け継ぐからであるという見方である。なお、図6・3-1が、「弥生人はまず晩期縄紋社会の陽刻木葉紋を彩色表現で写し取った。」と見なされる西川津遺跡出土のヒョウタン製容器〔深澤1989a〕である。

この精緻な研究が、従来の木葉紋研究の何を乗り越えたのか、その成果を考えてみよう。

直接的系譜論（坪井1962～工楽1983）では、権原式紋様と木葉紋との間に相同的同一性（一系統性）が成立することが前提となる筈である。現に、直接的系譜論を説く研究者は、そのことの説明に努力してきたのは、筆者が概観しておいた。直接的系譜論では、権原式紋様と木葉紋との間に本



当に相同意同一性が成立しているのならば、縄紋晚期編年研究の進展によって明らかにされたような編年に空白があっても、在るべきものがまだ見つかっていないことで解決がつく。しかし、土器は生物ではなく人工物であるから、生物学的解剖学的“相同”は、土器に関しては厳密には成立しない。考古学上の“相同”は、観察者の判断枠・パラダイム依存的な類推にすぎないといつても過言ではない<sup>(6)</sup>。“相同”的確認は、現実的には、意匠形態のほかに当該意匠を描く工具・工程・動作上にも同一性を見いだすことに依拠せざるを得ないが、権原式紋様と木葉紋との間に同一性が成立しないことは、今紹介した深澤氏の研究が徹底的に論証したと見なければなるまい。しかも、権原式紋様と木葉紋との間に編年に空白が存在するのだから、直接的系譜論が成立しなくなるといつて差し支えない。

深澤氏の間接的系譜論的研究によって直接的系譜論が否定されたのである。

**木葉紋は木葉紋から** では、深澤芳樹氏の間接的系譜論的説明〈=権原式紋様と木葉紋との間の転写関係による相似的同型性の成立〉(「縄紋晚期には土器と木器、それに石器にと多種多様な器物に陽刻無軸木葉紋が彫り込まれていた。弥生人はこれを手本にしてまず彩色表現で写し取った。」)で、すべては尽くされたのであろうか。そのことを少し考えてみたい。

深澤氏の議論でいささか釈然としないのは、権原式紋様と木葉紋との間にある編年的空白の件である。氏は、当然ながら、編年的空白を念頭に置き、だからこそ縄紋人と弥生人との直接的交渉はなかった可能性が高いと考え、「間接的に受け入れた」ことを想定するようである〔深澤1989b: 55頁〕。しかしながら、それならば、深澤氏が提出した「手本」とその写し取り手との関係はどのように成立するのであろうか、そのことが疑問になってくるのである。「手本」とその写し取り手との関係は、目の前の「手本」に対する写し取り手の直接的な行為でなければならないのではなかろうか。よくよく考えるならば、写し取り手と写し取る「手本」とが同時的に存在していることが必須の筈である。「手本」と写し取り手との同時的存在がより確実なほど、間接的系譜論の確かさが増すことになる筈である。だが、権原式紋様と木葉紋との間に編年に空白が存在するのだから、明らかに間接的系譜論には都合が悪いことになる筈である。存在時期が違うのに、権原式紋様が弥生人の木葉紋の「手本」となるようなメカニズムが果たして実在するであろうか。そのようなメカニズムが実在すると考える方に無理があろう。間接的系譜論も成立しなくなるのではなかろうかと思えてならない。

そこで、深澤氏の見方に於いて重大な意義を付与されている、彩色表現の木葉紋をもつ島根・西川津遺跡出土のヒョウタン製容器(図6・3-1)——深澤氏が、「……権原式紋様の意匠の細部の特徴を、より正確に模倣している」〔深澤1989a: 138頁〕、と評価した製品——の、その木葉紋について、権原式紋様からの転写とは別の解釈が可能であることを述べてみよう。

西川津遺跡出土のヒョウタン製容器との比較資料として、兵庫・大開遺跡〔前田(佳)ほか1993〕SB404住居址出土の、箇描連続型無軸木葉紋と箇描斜軸型木葉紋(と箇描幾何学的紋様)とが同居する壺形土器(図6・3-2)を取り上げる<sup>(7)</sup>。頸胴部界に佐原氏の説く「段第Ⅱ種」を有す

る（段下籠描水平沈線紋間には竹管紋を伴っている），いわゆる畿内第Ⅰ様式（古）段階の壺形土器である。——この壺形土器は紋様帶が一帯で，二帯の紋様帶を有する西川津例とは異なるが，器物の性格が異なるのだから，問題にしなくてよいだろう。

筆者が注目したいのは——①大開例の籠描斜軸木葉紋の外側を塗りつぶした中抜き四葉意匠は，西川津例と同じ彩色放射型無軸木葉紋意匠となり，②大開例の籠描連續型無軸木葉紋の外側を塗りつぶした中抜き意匠は，西川津例と同じ彩色連續型無軸木葉紋意匠となり，しかも，③西川津例の放射型無軸木葉紋は二個であり，大開例の斜軸木葉紋も二個であり，④西川津例の彩色放射型無軸木葉紋の左右には幾何学紋意匠が伴い，大開例でも斜軸木葉紋の間に幾何学紋意匠があり，具体的意匠は少し異なるが，両例とも幾何学的意匠を伴うことで共通しており，さらに，⑤紋様の複合状況に目を遣れば，異なる紋様三種類が同居していることでは両例とも同様であり（そのうちの二種類は①・②を根拠に両例に於いてそれぞれ関連している），他方，⑥権原式紋様では，放射型と連續型が同居する例を筆者は知らない——，という6点である。そう見てくるならば，権原式紋様と西川津例とではなく，西川津例と大開例（図6・3-1・2）こそが近い関係にあることが浮かび上がってくるだろう。西川津例と大開例は，上記①～⑤を根拠に，表現方法を異にしながら同じ意匠を共有する同時期的存在と考える方が妥当であろうと思う。したがって，西川津・大開両例に見られる複合的紋様意匠は弥生文化の紋様体系そのものとして理解すべきだろう，というのが筆者の意見である。

つまり，西川津例の彩色木葉紋に関して，権原式紋様からの転写表現であることを想定しなくても，このように遠賀川式土器内に関連資料があるのであるから，細かな問題はそちらとの絡みで検討すればよいと思う。——大開遺跡では環濠集落が検出されており，畿内第Ⅰ様式（古）段階の土器がよくまとまるようである。彩色木葉紋はないが，出土状況を見るに，籠描無軸木葉紋土器と籠描有軸木葉紋土器とが一緒に出ており，どちらもそれだけで単純に出土していることはないようなので，両方が時間的に近い関係にあることが窺えよう。そのことを付言しておこう。

以上をまとめると，縄紋・権原式紋様と弥生・木葉紋との間には，相同的同一性も相似的同型性も見いだせないのだから，権原式紋様と木葉紋とが関係あると想定したことそのものが背理であると考えるべきであろう。これまで見てきた藤田氏や亀谷女史や高橋氏や深澤氏の研究，とくに深澤氏の精緻かつ膨大な分析は，木葉紋が正に弥生文化に固有な紋様であることを明らかにしたといえよう。また，先に紹介した藤田氏の疑問はまことにもつともであったといわねばなるまい。したがって，木葉紋の起源論については，別の見方に転じるべきであろう。他方，権原式紋様は縄紋社会の脈絡の中での考究をしなければならないのである。

## 2. 権原式紋様の分析

### 2・1. 有意なまとまりの認定

本章で捷径に権原式紋様の分析に入る。まず，第1節では，基本的な問題——有意なまとまりの

樋原式紋様論

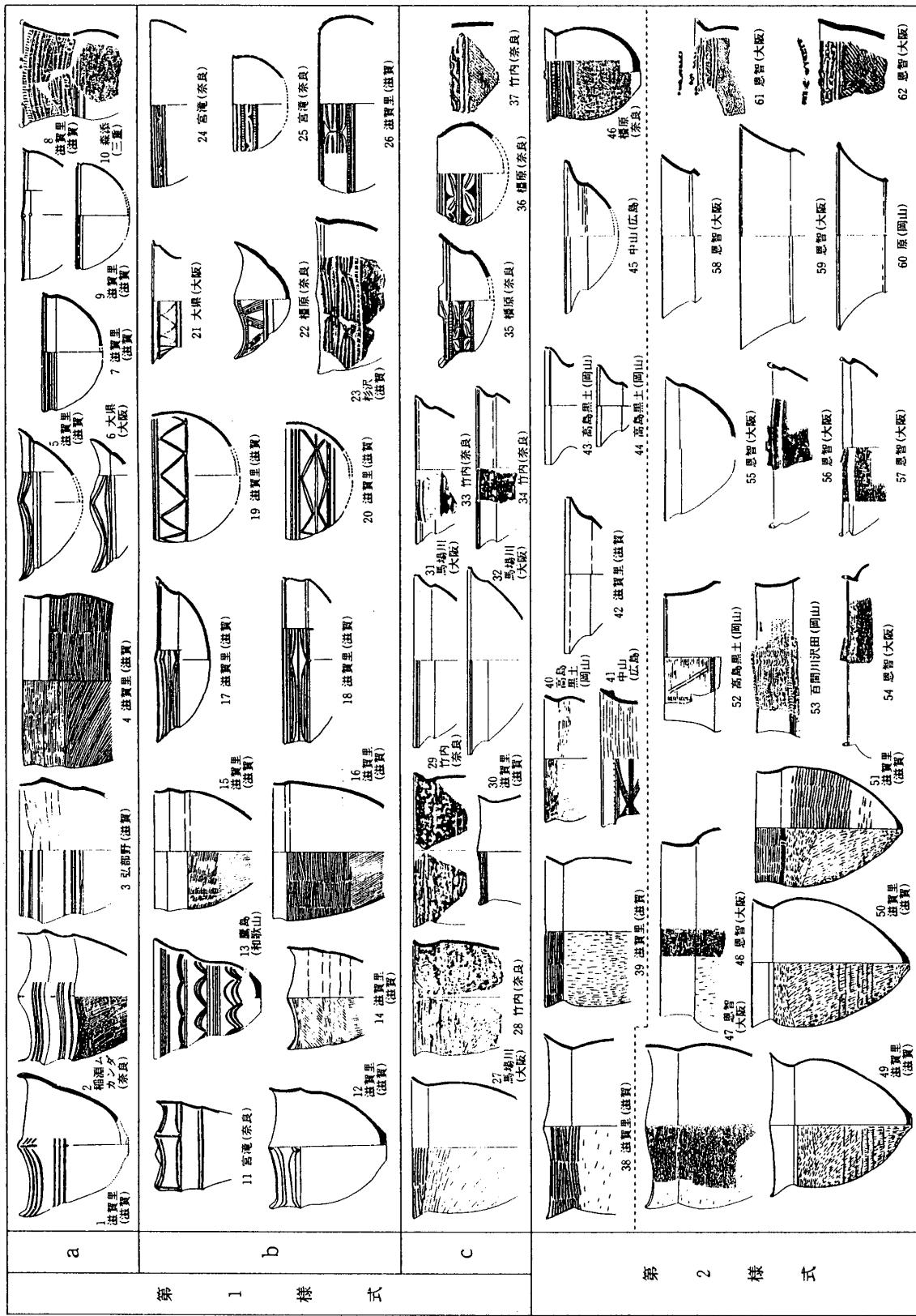


図7 泉 拓良氏による関西繩紋後期末〈第1様式a〉／晚期前半〈第1様式b～第2様式〉編年案

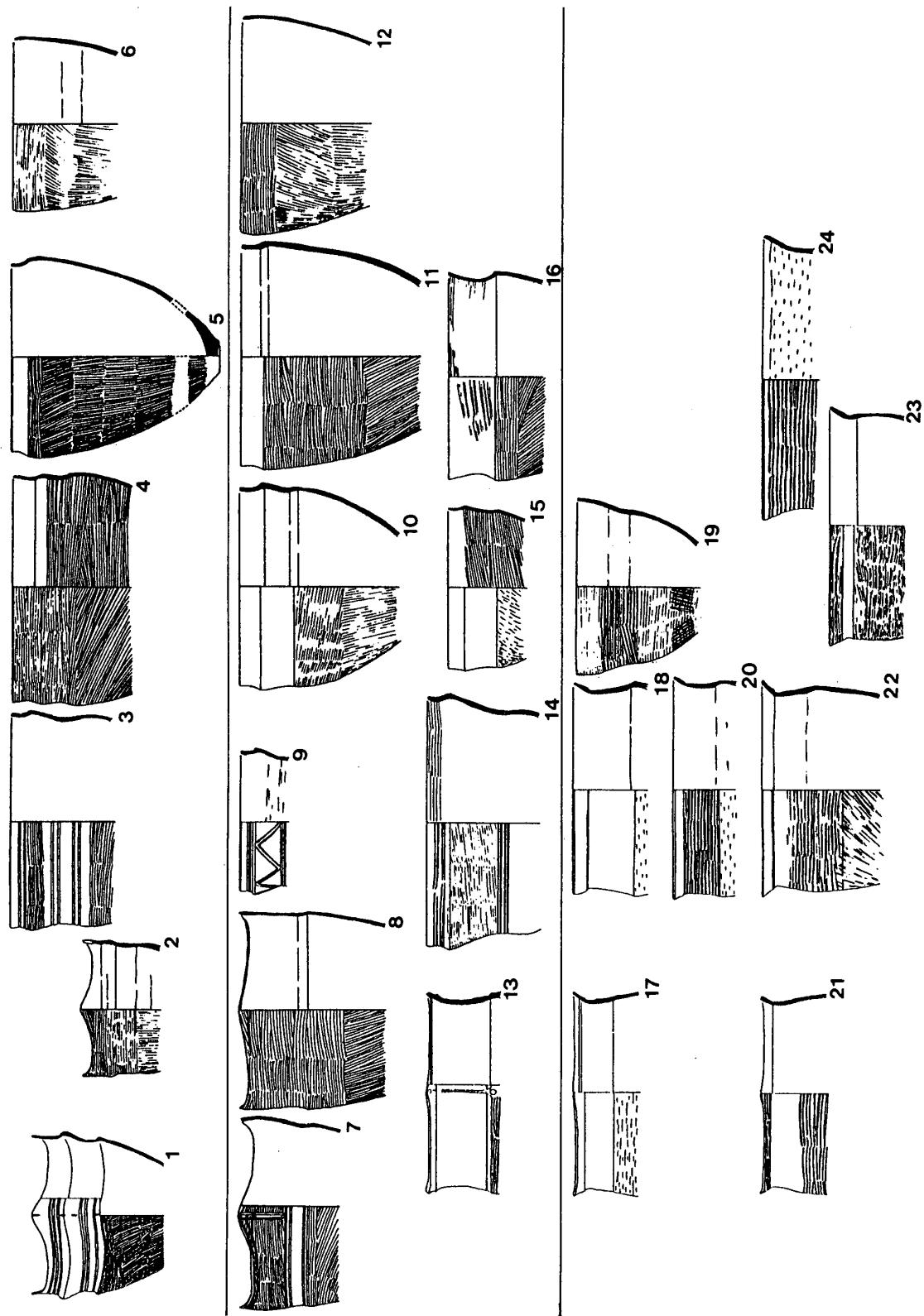


図8・1 家根祥多氏による関西繩紋後期末・滋賀里I式(1~6)・滋賀里II式(7~16)・滋賀里IIIa式(17~24)編年案 I (1種漏ム力  
ンダ 2~8, 10~17, 19, 21滋賀里 9, 18, 20, 22, 24大塚 23條原)

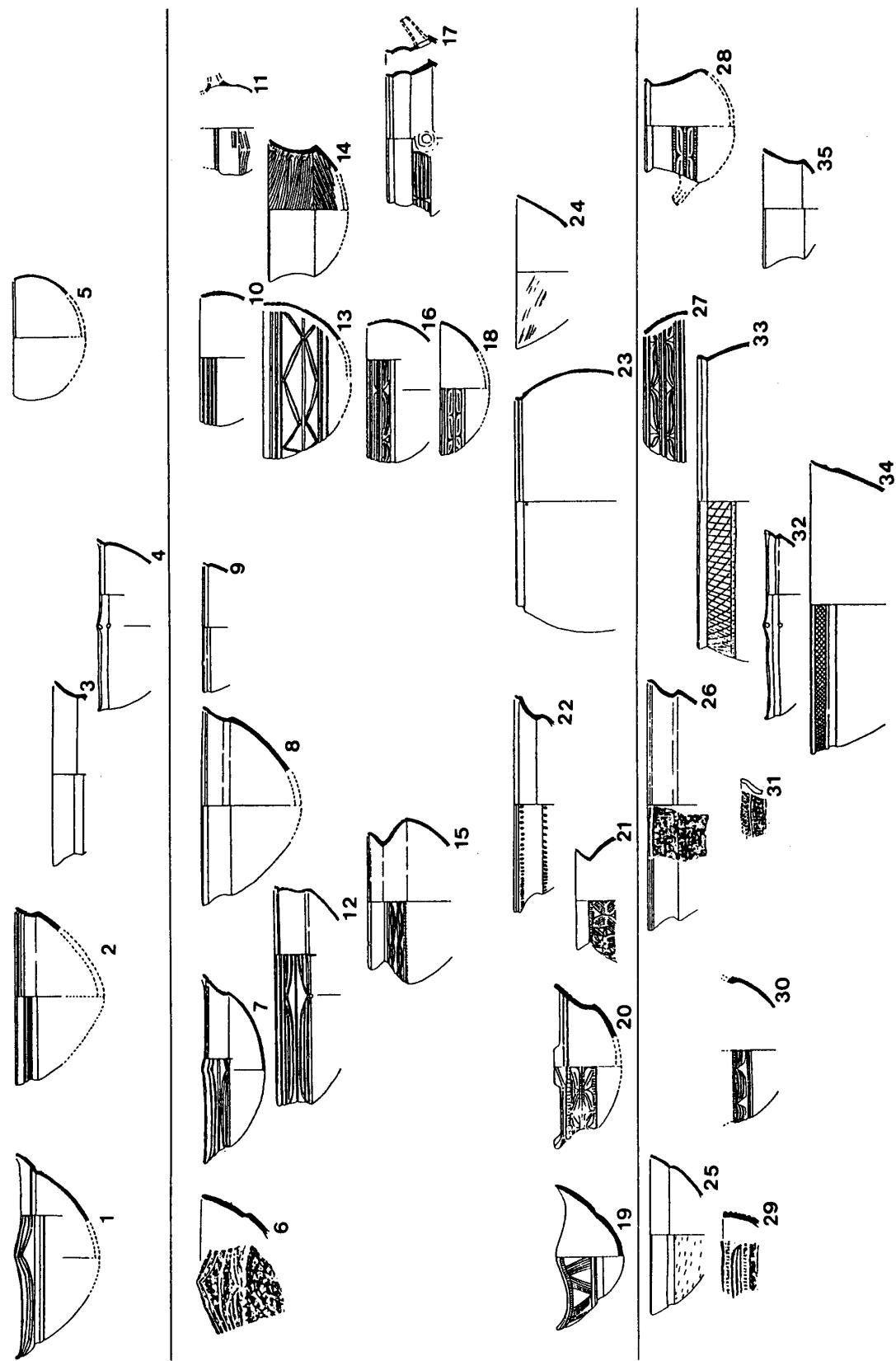


図8・2 家根祥多氏による関西繩紋後期末(滋賀里I式(1~6))／晚期前半(滋賀里II式(6~24))・滋賀里IIIa式(25~35)編年案II(1~5, 7~16, 18, 23, 24, 27, 30, 33滋賀里 6, 17, 22, 25, 29, 35大槻 19~21, 28, 32, 34樺原 26, 31竹内 )

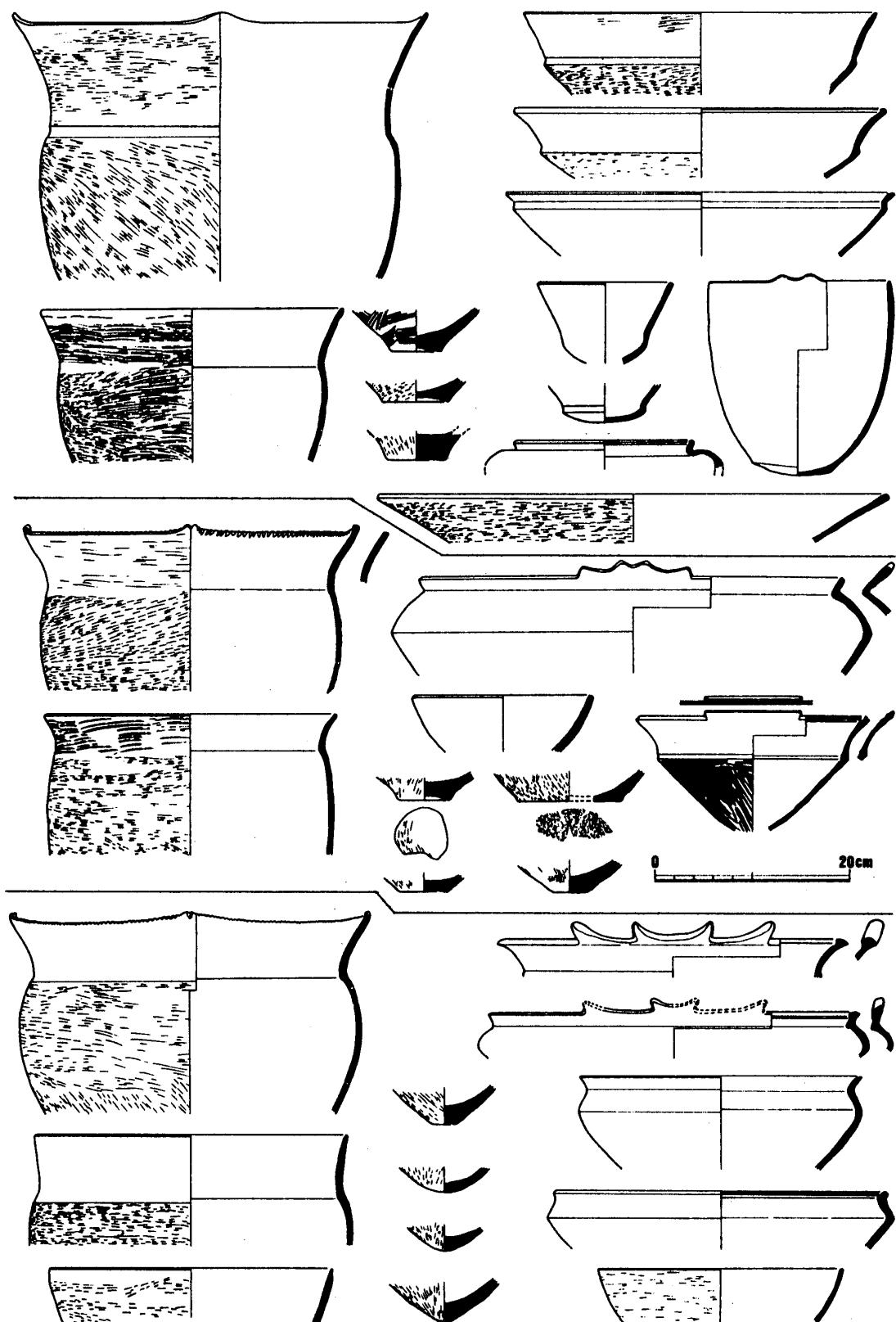


図9 家根祥多氏による篠原式の提倡〈古段階（上），中段階（中），新段階（下）〉

認定——に立ち入りながら、適宜先行研究に関説する次第である。

当然、橿原式紋様の変遷自体についてはどのように見直しが必要か否かが問題となろう。坪井清足氏が説く、縄紋・滋賀里式〈図1右-c〉→縄紋・橿原式〈図1右-d・e〉、が妥当なのかどうなのかから議論を起こして行かねばなるまい。結論を先に述べるならば、坪井氏の説く前後関係とは逆に、縄紋・橿原式〈図1右-d・e〉→縄紋・滋賀里式〈図1右-c〉、となるであろうというのが筆者の見方である。その説明には、どういうまとまりが編年的に有意な単位として扱えるかという問題構成から始めなければならない。何故ならば、このような基本的問題自体がきちんとされたかどうかがよく分からなければならぬ。筆者は、橿原式紋様を有する土器を大量に出土した橿原遺跡の資料に着目し、そこに有意なまとまりを認定することから出発した次第である。

以下、その認定過程を詳論しながら、橿原式紋様の変遷を述べることにする。だが、その前に簡単に橿原式紋様研究に関する関西縄紋晚期研究の側の研究動向をおさらいしておく。

家根祥多氏の滋賀里Ⅲ式の再編成案〈滋賀里Ⅲa式→同Ⅲb式〉とは、先に紹介した滋賀里遺跡編年〔加藤・丹羽ほか1973〕のうちの、滋賀里Ⅱ式と滋賀里Ⅲ式の連絡具合を、深鉢形土器に於ける器形上の変化や、器面調整に於ける二枚貝調整、削り調整の出現などから問題にし、滋賀里Ⅱ式と滋賀里Ⅲ式との間をうめるものとして、「外反する口縁部を持ち頸部に1条の強いなでを施す深鉢」〔家根1981：239頁〕を指標に滋賀里Ⅲa式を提唱し、滋賀里Ⅲ式を滋賀里Ⅲb式に改称した案である。問題の橿原式紋様については、先に触れたように滋賀里Ⅲb式内で終焉すると考えていた（図3-34・38・40）。その後、泉 拓良氏が丹羽氏らの調査研究成果を強調し、「坪井氏の編年ともっとも異なる点は、橿原式模様が滋賀里Ⅲ式のうちに収まってしまうことである。弥生土器の木葉文との間に空白が生じた。」〔泉1985：105頁〕と概括し、さらにその後、今説明した家根氏の滋賀里Ⅲ式の再編成案〈滋賀里Ⅲa→同Ⅲb式〉に依拠しながら、泉氏は、橿原式紋様が滋賀里Ⅱ式期に登場し滋賀里Ⅲa式で終焉すると考え（図7-35・36），滋賀里Ⅲb式には橿原式紋様が伴わないことを論じている〔泉1989：312頁〕<sup>(8)</sup>。その後、家根氏も滋賀里Ⅲb式には橿原式紋様は伴わないことを認める内容を図示し（図8・2），橿原式紋様は滋賀里Ⅲa式までであることを論じている〔家根1992：42頁〕。——家根氏はその際に滋賀里Ⅲb式を三細分しかつ篠原式に改称することに触れた〔同：35a頁〕。つい最近には、家根氏は篠原式提唱のもととなった遺跡である兵庫・篠原遺跡の土器資料を報告し、滋賀里Ⅲb式の三細分と篠原式への改称の手続きと内容を明らかにしている中で（図9），良好な資料を基に橿原式紋様が滋賀里Ⅲb式（篠原式）には伴わないことを細説している〔家根1994：127頁〕<sup>(9)</sup>。

どうやら、橿原式紋様の存在期間は、滋賀里Ⅱ式から滋賀里Ⅲa式という形で今現在認識されているということになろう。しかも、坪井氏の案と近い変遷観を継承していることを予め解説しておく。それら先行研究の当否は後述することとして、では、橿原遺跡の橿原式紋様を検討してみよう。

**橿原遺跡の橿原式紋様**　　図10は、末永雅雄博士による、三角形割込紋（沈刻紋）の規則的配置を基調とした橿原式紋様系列の関係図である。奈良・橿原遺跡の報告〔末永ほか1961〕は滋賀里遺

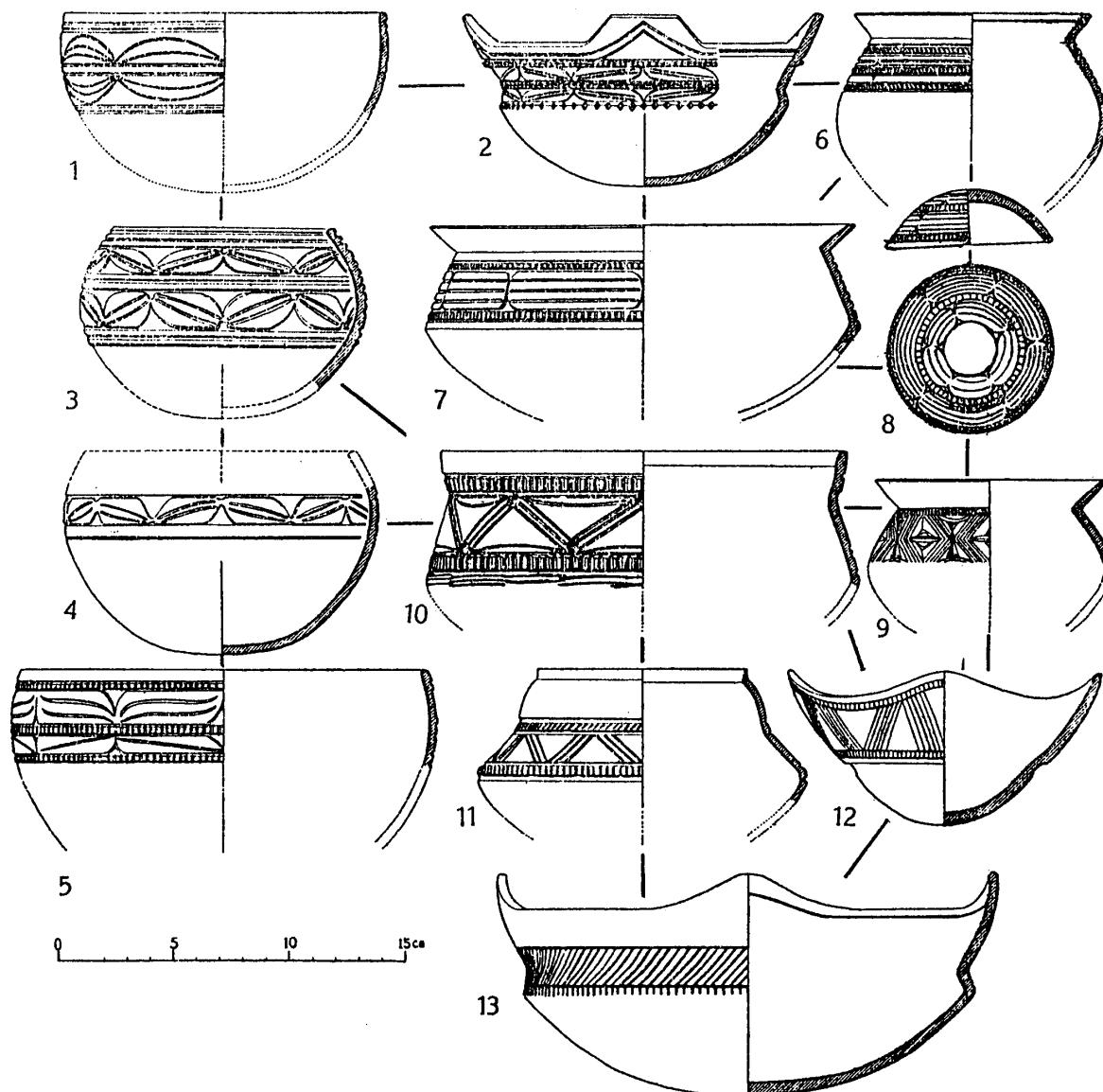


図10 末永雅雄博士による樞原式紋様系列図（1～13 樞原）

跡（1972年調査）の報告書が出るはるか以前のため、関西在地型式のこまかな内容を議論するには今日的な目から見ると問題があるが、何を樞原式紋様の典型と考えるかについては良好な資料を扱った末永博士の議論に遵いたい。博士は樞原式紋様を様々に類別（1～10類）し、いわゆる七宝状紋を有する例を第1類とした〔同：360頁〕。その場合、浅鉢形土器（図10-2）と椀形土器（図10-3）を典型資料として扱うべきこととなる。末永博士が掲げたその他の樞原式紋様土器（図10-4～9）が、この典型資料とどういう関係が見いだせるかを、筆者は論じることになる。——例えば、坪井案では樞原遺跡資料のうち、図10-2・9が、氏の案では新しい部分に位置づけられるが（図1右-d <=図10-2>・図1右-e <=図10-9>）、樞原遺跡の樞原式紋様に関する他の資料がどう扱われているのかは、残念ながら、よく分からないのである〔坪井1951, 1962〕。

## 権原式紋様論

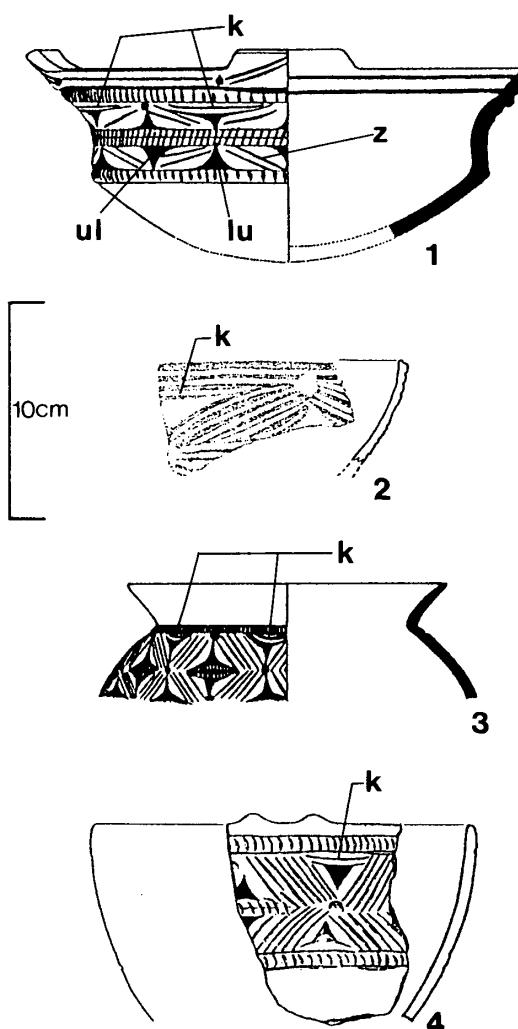


図11 権原式紋様を有する土器 I (1・3 権原  
貫川 4 馬見塚 i)

形剖込紋と呼ぶことにしている。——三角形剖込紋を基調とする権原式紋様は、このように三角形剖込紋の配置によって分類すると比較的すっきりした形で基本的整理ができると考えるからである。さて、下側の紋様帶の上向き／下向き交互に繰り返す三角形剖込紋によりできる陽刻部には、二条単位のジグザグ状沈線紋〈z〉が施紋される。上の紋様帶でも、似たような紋様が展開するのであるが、少し様相が異なる。ジグザグ状の沈線紋は一条のところがあり、下向きの三角形剖込紋〈ul〉は紋様帶の界線に依存せず、独立しているかのようである。筆者が注目したいのは、独立的に配される下向きの三角形剖込紋の底部とその上の刻紋帶との間に加えられている付加的弧線紋〈k〉である。このような付加的弧線紋は、従来の研究では問題とされていないが、管見では他に三例(図11-2～4)を見いだしている。

その一例は、同じ権原遺跡から出土している図11-3(=図10-9<=図1右-e>)の鉢形土器である。頸部が括れ口縁部が外反する鉢形土器である。この土器の三角形剖込紋の配置はやや複雑で

従来の研究では省みられることの少なかった、末永雅雄博士の多様な権原式紋様に関する認識を追うならば(図10参照)、三角形剖込紋によって形成される陽刻部に施紋される紋様に配視した姿勢が窺える。——それによって、三角形剖込紋を有さない土器紋様との連関を探る構制になっていたようである。紋様分析方法としては、基本的な論点であろう。そこで、筆者はこれに倣うことにする。

仔細に関連土器資料の観察を始めるならば、〈付加的弧線紋〉とでも呼ぶべき紋様〈k〉が、図10-2・9に配されているのに気がつく。幸い、付加的弧線紋の状態がよく分かる実測図が工楽氏の論文中に掲載されているので(図11)，そちらで、こまかに議論をしよう。——なお、三角形剖込紋(沈刻紋)のうち、頂点が上向きのものを〈lu〉と表記し頂点が下向きのものを〈ul〉と表記することを予め説明しておく。

図11-1(=図10-2<=図1右-d>)の浅鉢形土器について、刻紋帶で囲繞される紋様帶が二段あると見なすならば、下の紋様帶では、界線に依存するような三角形剖込紋が上向き下向き交互に展開している(ul/lu)。筆者は、このような配置の三角形剖込紋について、とりあえず、〈上下交互対向三角

ある。比較的広い紋様帶の中で、図11-3の実測図の中心線のすぐ左側のところでは、①三角形割込紋の頂部が下向きになるもの〈ul〉と三角形割込紋の頂部が上向きになるもの〈lu〉とが頂部どうしで向かい合い（ul・lu），さらにその左側では、②三角形割込紋の頂部が上向きになるもの〈lu〉と三角形割込紋の頂部が下向きになるもの〈ul〉とが三角形割込紋の底部どうしで背合わせとなっている（lu・ul）。この紋様帶全体では①と②とが交互に繰り返されるから（ul・lu／lu・ul），〈相対背合交互三角形割込紋〉と呼ぶことにしている。問題の付加的弧線紋〈k〉は、①的配置の三角形弧線紋の内の上側の当該紋様〈ul〉の底部と頸部刻紋帶との間に見られるのである。

図11-2は、福岡・貫川遺跡〔前田（義）ほか1989〕出土の浅鉢形土器である。口縁部直下に二条の横走沈線が配され、さらにこの破片の下部にも二条の横走沈線があるようである。この横走沈線が紋様帶の界線になっていると判断するならば、本例は、紋様帶が少なくとも二段存在すると考えられ、〈上下交互対向三角形割込紋〉の樞原式紋様を有していると推測できる。すなわち、樞原式紋様としては、図11-1と同じである。さらに、貫川例は下向きの三角形割込紋の底部と口縁部直下の二条の横走沈線との間に付加的弧線紋〈k〉がある点でも、図11-1の樞原例と同じである。

図11-4は、愛知・馬見塚i地点〔紅村・増子・山口1981〕出土の鉢形土器である。先に紹介したように、増子氏が樞原式紋様の広域編年上の位置を議論した際に基準になった重要資料である。この土器には、図11-3と同じ〈相対背合交互三角形割込紋〉が配されている。やはり、本例にも下向きの三角形割込紋の底部と刻紋帶との間に付加的弧線紋〈k〉がある。

今取り上げている付加的弧線紋〈k〉は、同じ樞原遺跡出土で異なる器形の土器（図11-1・3）に施紋され、しかも樞原式紋様としても一方が〈上下交互対向三角形割込紋〉であり、他方が〈相対背合交互三角形割込紋〉で、厳密には下位分類としては別範疇と見なすべき紋様それぞれと同居しているのである。さらに、それぞれの樞原式紋様と付加的弧線紋とが同居する例が他にある。しかも、これらの同居例は、福岡—奈良—愛知、と広域に分布するのは重要であろう。

そうすると、〈上下交互対向三角形割込紋〉／〈相対背合交互三角形割込紋〉のどちらかを古く見るべきなのであろうかという疑問が出てくる。筆者には同時期の変異ではなかろうかと思える。その根拠となるのが、共通する付加的弧線紋〈k〉である。

次に図11-1（＝図10-2）と図10-3・4（4は紋様帶が一段と考える）の楕形土器に見られる、陽刻部に施紋される二条を基本とするジグザグ状沈線紋〈z〉に着目したい。三例とも紋様帶中の陽刻部にジグザグ状の沈線紋としてそれぞれよく似た意匠を構成している。これらとよく似たジグザグ状沈線紋が施紋される土器として、滋賀里遺跡の滋賀里II式の楕形土器（図7-19・20）を上げたい。図11-1（＝図10-2）、図10-3・4、図7-19・20は紋様意匠上近い関係にあると見なすのが筆者の型式論的立場である。

滋賀里例（図7-19・20）のジグザグ状沈線紋も二条が単位であるが、二条ではなく三条を単位としたジグザグ状沈線紋を有する土器が、樞原遺跡にある（図10-10）。この浅鉢形土器には、興味深いことに、上下の刻紋帶とジグザグ状沈線紋との間に付加的弧線紋がある。この土器に見られる

付加的弧線紋も、先に挙げた図11-1～4に見られる付加的弧線紋〈k〉と同じと考えて差し支えないであろう。付加的弧線紋を前提とするならば、ジグザグ状沈線紋の条数の違いは変異と見なすべきことになる。

**権原式紋様・権原段階** 筆者が以上のように取り上げてきた付加的弧線紋は、権原式紋様と同居し（類例は少ないが広域に分布する）、他方、ジグザグ状沈線紋とも同居する、と概括できるであろう。それ故に、当該付加的弧線紋〈k〉を編年的な関係（同時代性）を探る基準的紋様と筆者は見なしたいのである。そうすると、広域に分布する付加的弧線紋及びジグザグ状沈線紋意匠からは、型式論的には、図10-2～4・9・10、図7-19・20、図11-2・4が同期することが導き出せよう。権原式紋様としては典型とされる権原遺跡二例（図10-2・3）が含まれるので、これを、権原式紋様・権原段階と呼称しておく。権原式紋様としては、〈上下交互対向三角形割込紋〉（図10-2・3・4、図11-2）、〈相対背合交互三角形割込紋〉（図10-9、図11-4）、の別があり、それらに関与的な別種土器として、例えば、図7-19・20が上げられるという次第である。

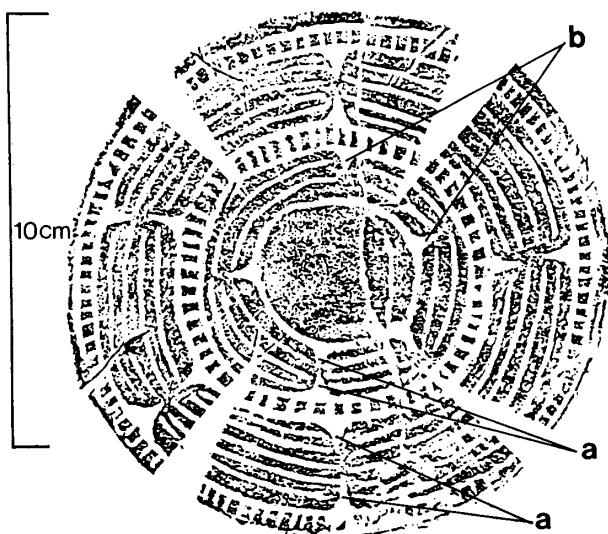


図12 権原式紋様を有する土器II（権原）

方は、〈上下相対対向三角形割込紋〉（これも離れながら相対している）と見るべき部分（a）と〈上下交互対向三角形割込紋〉と見た方が理解し易い部分（b）とがある。この内側（上側）の紋様帶の在り方を、〈上下交互対向三角形割込紋〉と〈上下相対対向三角形割込紋〉との同居とみなすのは唐突ではあるまい。

当該例は、外側（下側）紋様帶には〈上下相対対向三角形割込紋〉が配置され、内側（上側）紋様帶では〈上下交互対向三角形割込紋〉・〈上下相対対向三角形割込紋〉となる、複雑な構成になっていると捉えるべきであろう。そのような様態の本例の〈上下交互対向三角形割込紋〉に着目して、如上の基準的まとまりに加わるべき土器と予測しているが——〈上下相対対向三角形割込紋〉というさらに別種の権原式紋様が同期することになるので——、そのためにはもう少し論証が必要

さらに、このまとまりに含めるべき権原式紋様土器が、権原遺跡にはまだ在りそうなので、そのことに少し触れておく。権原遺跡には、蓋形土器がある（図10-8）。この実測図には不都合があるので、拓本図（図12）から判断すると、二段紋様帶がある内の、外側（下側）の紋様帶の三角形割込紋の配置は、三角形割込紋の頂部がやや離れながら向かい合う状態を呈している。頂部が相対して向かい合う構成（ul・lu）の三角形割込紋の部分（a）を筆者は、〈上下相対対向三角形割込紋〉と呼ぶことにしている。他方、内側（上側）の紋様帶中の三角形割込紋の向かい合い

だろう。

## 2・2. 檜原式紋様の変遷

今、檜原遺跡の、〈上下交互対向三角形割込紋〉(図10-2・3・4) や〈相対背合交互三角形割込紋〉(図10-9) や〈上下相対対向三角形割込紋〉(図10-8) を一階級(檜原式紋様・檜原段階)と捉えられるのではとの予測を述べたので、最初に、その確定を試みる。だが、以外と面倒な手続きを必要とするようであることを本節では述べる。

**檜原式紋様・滋賀里段階** 1972年調査の滋賀里遺跡から興味深い土器(図13-1)が出土している。おそらく、頸部が括れ、口縁部が外反する結果体部が張り出す形態の浅鉢形土器であろう。滋賀里例が重要なのは、見方によって、三角形割込紋の配置が三通りに見えることによって様々な土器との関係(同時期関係/前後関係)が明らかにできるからである。

三角形割込紋の配置は見方によって以下のように説明できる。

- a). 三角形割込紋の頂部が下向きになるもの〈ul〉と三角形割込紋の頂部が上向きになるもの〈lu〉が交互に配される〈上下交互対向三角形割込紋〉が埋め込まれていると見える。
- b). 三角形割込紋の頂部が下向きになるもの〈ul〉と三角形割込紋の頂部が上向きになるもの〈lu〉とが頂部どうしで向かい合うのと、三角形割込紋の頂部が上向きになるもの〈lu〉と三角形割込紋の頂部が下向きになるもの〈ul〉とが三角形割込紋の底部どうしで背合わせとなつていて、交互に繰り返される〈相対背合交互三角形割込紋〉が埋め込まれていると見える。
- c). 三角形割込紋の頂部が下向きになるもの〈ul〉と三角形割込紋の頂部が上向きになるもの〈lu〉がくっつくように相対し向き合う〈上下相対対向三角形割込紋〉が各所に埋め込まれていると見える。

見方によって、a), b), c) の三通りに見えるというのは、逆にいえば、a), b), c) のうちのどれとしても独立してない段階の土器であるとの型式論的判断が下せる。つまり、檜原式紋様に於いて祖型的な様相を呈していると判断するのが当然であろう。その意味で、この滋賀里例は重要と考える。

b), c) に共通するくっつくように相対し向き合う〈上下相対対向三角形割込紋〉に注目して関連資料を探してみよう。器形と紋様帶の位置が同じ土器として、図10-7、図13-2が上げられる。滋賀里例はやや広い紋様帶を有し、檜原例(図10-7)はやや狭い紋様帶を有し、伊川津貝塚〔久永ほか1972〕出土例(図13-2)は二段になる紋様帶を有するという違いはあるが、陽刻部には水平な沈線紋が配される点では共通するといえよう。器形と紋様帶及びくっつくように相対し向き合う〈上下相対対向三角形割込紋〉と陽刻部に配される水平沈線紋等々を型式論的根拠に筆者は、滋賀里例とこれらを同期する檜原式紋様土器群と考えることにする。また、家根氏が取り上げる檜原遺跡の浅鉢形土器(図3-33)や大阪・大県遺跡〔花田ほか1984〕出土の注口付き土器(図8-2-17)も、今上げた型式論的特徴を有することから同時期と考える。貫川遺跡出土の別の浅鉢形土器

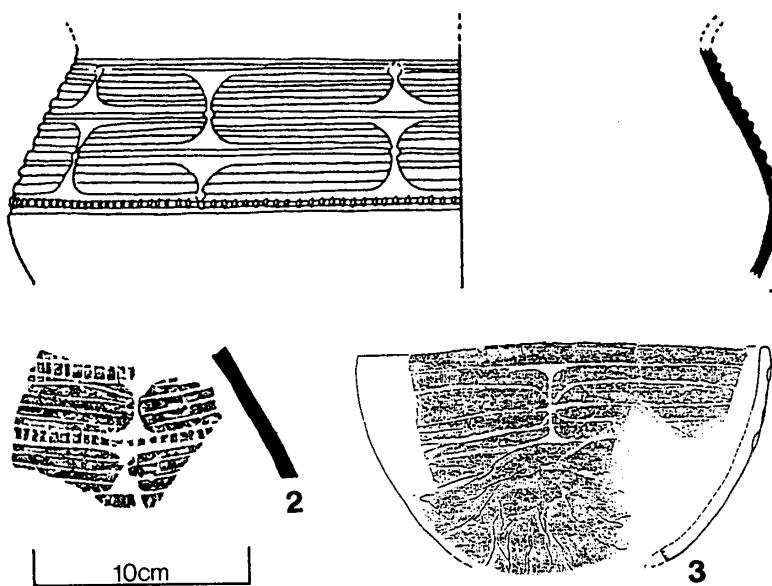


図13 橿原式紋様を有する土器Ⅲ（1滋賀里 2伊川津 3貫川）

表出し、図3-33、図8・2-17、図10-7、図13-2・3は橜円形紋意匠を表現しているといえるであろう。図13-1の三角形割込紋の配置について一言でうまく説明することができないで、陽刻部に着目して、図13-1は陽刻部入組紋型と呼ぶ。他方、図3-33、図8・2-17、図10-7、図13-2・3は陽刻部橜円紋型と呼び分けておく。——このような認定と呼称に関しては、深澤氏が橜円型と呼んでいることを参考にした（図6・1）。

そして、以後の論述の便宜をはかるために、それくっつくように相対する〈上下相対対向三角形割込紋〉によってまとめられる橿原式紋様土器（図3-33、図10-7、図8・2-17、図13-1～3）を、特異な様相の滋賀里例（図13-1）にちなみ、橿原式紋様・滋賀里段階と呼称しておく。

**滋賀里段階から橿原段階へ** あらためて橿原遺跡の蓋形土器（図12）と、滋賀里段階（図8・2-17、図10-7、図13-1～3）、特に伊川津例（図13-2）との関係を考えてみたい。——その意図とは、滋賀里段階から橿原段階への変遷を明示することと橿原段階を確定することである。

両者とも、二段の紋様帯を有し、〈上下相対対向三角形割込紋〉を有することで共通する。しかし、橿原遺跡の蓋形土器の外側（下側）の紋様帯の〈上下相対対向三角形割込紋〉に於いては、相対する下向き／上向きの三角形割込紋が、伊川津例のようにくっつくような相対の仕方ではなく、やや離れて相対しているのである。橿原例の内側（上側）の紋様帯にある〈上下相対対向三角形割込紋〉もきちんとくっついているのではなく、やや離れて相対している。くっついたり離れたりという相対の仕方の違いは、時期差を示す違いと考える。また、この蓋形土器の内側（上側）の紋様帯ではすでに説明したように、〈上下交互対向三角形割込紋〉と〈上下相対対向三角形割込紋〉とが同居しているのだから、〈上下交互対向三角形割込紋〉を有する土器の同時代的存在と影響関係を示していると考えられる。つまり、この蓋形土器の様相からは、伊川津例からの変化とともに

（図13-3）は（丹彩されていると報告されている〔前田義）ほか1993：225頁〕）、〈上下相対対向三角形割込紋〉の特徴から、これも同期すると考える。当例は、陽刻部に水平沈線を軸に上下対称に弧線紋が配され、既出例のそれとは異なる。——関与的別種紋様が当例から窺える故に重要である。

さらに、三角形割込紋の規則的配置によって形成される陽刻部の形態に注目するならば、図13-1はある種の入組紋意匠を

〈上下交互対向三角形割込紋〉を有する土器との交渉関係を読みとれるのである。

では、陽刻部楕円紋型・伊川津例（図13-2）から樞原例（図12）へ、という前後関係を措定しておこう。そして、伊川津例と同期する陽刻部入組紋型・滋賀里例（図13-1）の、a), b) を論点に、樞原段階（図10-2・3・9、図11-2・4）とこの滋賀里例との関係を考えてみることで、今措定した前後関係を検討する。

陽刻部入組紋型・滋賀里例（図13-1）が興味深いのは、樞原段階の樞原式紋様（図10-2・3・9、図11-2・4）にとって、祖型的な様相を有している点である。換言すれば、〈上下交互対向三角形割込紋〉と〈相対背合交互三角形割込紋〉が同期する樞原段階は、滋賀里例の直後的存在と考えられるのである。

例えば、滋賀里例の体部紋様に対し横帯的分帯化が進行するならば、そこに埋め込まれている〈上下交互対向三角形割込紋〉が顕在化するであろう。と同時に、くっつく相対の仕方の〈上下相対対向三角形割込紋〉は否定されることになる点に留意すべきである。図10-2・3、図11-3の三角形割込紋の配置をよく見るならば、横の界線をはずした状態を想定すると、正に滋賀里例のような三角形割込紋の配置に戻るであろう。——滋賀里例が祖型的な所以である。

ここで問題なのは、横帯化の進行をどう説明するかということである。問題解決には、伊川津例（図13-2）→樞原例（図12）、という変化に於いても紋様帶が二段という構成では変化が無く同じであることに着目したい。この状況に着目するならば、陽刻部楕円紋型の紋様帶のいわば複帯構成の影響下で陽刻部入組紋型の紋様帶の横帯的分帯が進行し、滋賀里例の如き紋様構成に埋め込まれていた〈上下交互対向三角形割込紋〉が顕在化したという形で、型式論的に、滋賀里例（図13-1）から樞原段階の図10-2・3、図11-2の〈上下交互対向三角形割込紋〉への変化がうまく説明がつく次第である。

陽刻部入組紋型と陽刻部楕円紋型が同期していて、相互の交渉があった結果、陽刻部入組紋型の系列下に図10-2・3、図11-2のような〈上下交互対向三角形割込紋〉が登場したのである。陽刻部楕円紋型系列下というべき樞原例（図12）の紋様帶内に〈上下交互対向三角形割込紋〉が登場したのは、そのような交渉関係の陽刻部楕円紋型側への現れ方の一端と考える。さらに、離れながら相対する仕方の〈上下相対対向三角形割込紋〉（図12）の登場は、次のように説明できる。

陽刻部楕円紋型が有する複帯の紋様帶構成の影響から生じた陽刻部入組紋型系列での横帯的分帯化——それは、陽刻部入組紋型に潜在的な（埋め込まれている）くっつくように相対する〈上下相対対向三角形割込紋〉が否定されること、すなわち、くっつく相対の仕方から離れながらの相対の仕方への変質である——が、逆に陽刻部楕円紋型の紋様帶に影響・運動し、くっつくような相対の仕方ではなく、離れて相対する〈上下相対対向三角形割込紋〉に変質することで型式論的説明がつくと考える。それとともに、陽刻部入組紋型や楕円紋型のその意匠自体もそれぞれ変形を被ったということであろう。

このように、陽刻部楕円紋型と陽刻部入組紋型二系列の相互浸透的関係を見いだす型式論によっ

て、権原式紋様・権原段階に、さらに、離れながら相対する〈上下相対対向三角形割込紋〉(図12<=図10-8>)が同期することを認定する次第である。なお、この配置の三角形割込紋として先程来議論の対象にしてきた権原遺跡の蓋形土器は紋様帶二段構成の例であるが、紋様帶一段構成の例としては、泉氏が取り上げている、滋賀・杉沢遺跡〔用田1988〕出土の鉢形土器(図7-23)が該当すると考える。

陽刻部入組紋型・滋賀里例(図13-1)は、権原段階の図10-9、図11-4に対しても祖型的であるが、〈相対背合交互三角形割込紋〉がどう登場してきたかは、型式論的には、紋様帶としては、図13-1も図10-9、図11-4も広いままで同じであるから、三角形割込紋の下向きになるもの〈ul〉と上向きになるもの〈lu〉とが頂部どうしで向かい合う構成(ul・lu)と、三角形割込紋の上向きになるもの〈lu〉と下向きになるもの〈ul〉とが底部どうしで背合わせになる構成(lu・ul)とが顕在化するには、X字状あるいは斜格子目状の広い紋様構成が関与的と予測するが、実際どの土器が関与的であったかはここでは明言しないでおく。

論述が煩雑になったので、ここで少しまとめをしておく。

〈上下相対対向三角形割込紋〉や〈上下交互対向三角形割込紋〉や〈相対背合交互三角形割込紋〉が同期する権原段階の祖型段階として、くっつくように相対する〈上下相対対向三角形割込紋〉によってまとめられる権原式紋様・滋賀里段階(図3-33、図8・2-17、図10-7、図13-1～3)を筆者は提起した。

また、別方向からの権原式紋様の分類を考えてみた。滋賀里段階を三角形割込紋の規則的配置によって形成される陽刻部の形態意匠によって分けるならば、陽刻部入組紋型(図13-1)と陽刻部橜円紋型(図3-33、図8・2-17、図10-7、図13-2・3)とに分けられる。

そのような二分法にそって見るならば以下のことが見えてくる。

①. 潜在的に〈上下交互対向三角形割込紋〉や〈相対背合交互三角形割込紋〉が埋め込まれている滋賀里段階・陽刻部入組紋型(図13-1)からは、権原段階の〈上下交互対向三角形割込紋〉(図10-2・3・4、図11-2)と、〈相対背合交互三角形割込紋〉(図10-9、図11-4)が派生すると考えられる。ただし、権原段階の〈相対背合交互三角形割込紋〉が登場するこまかなる過程を論究するには到っていない。

②. 滋賀里段階・陽刻部橜円紋型(図3-33、図8・2-17、図10-7、図13-2・3)は、三角形割込紋の配置に関して相対の仕方が離れるようになる〈上下相対対向三角形割込紋〉に変質して、権原段階(図7-23、図10-8)に到ると思われる。

この二様の変化は、陽刻部橜円紋型と入組紋型二系列の相互浸透的関係によって生じたが、その相互浸透的関係のおかげで、編年的関係が整理できた次第である。また、陽刻部入組紋型や橜円紋型のその意匠それぞれも変質を被ったのが権原段階であるとの評価が与えられるのである。

ここで、三角形割込紋の規則的配置によって形成される陽刻部に注目して、さらに補足的な議論をしておく。

滋賀里段階の樞原式紋様の陽刻部に配される紋様としては重層的な水平沈線紋が本來的で、この部分に関与的な紋様である、水平沈線を軸として上下対称な弧線紋（図13-3）は、別種紋様と見なすべきと考える（後で再論する）。

樞原段階では、図10-8・9、図11-2・4などが滋賀里段階の本來的な重層的水平沈線紋の系譜を引く多条沈線紋を紋様帶陽刻部に配している土器である。図10-2～4の紋様帶陽刻部には別種紋様であるジグザグ状沈線紋が関与的である。問題は、この段階に紋様帶陽刻部に弧線紋が関与的かどうかであるが、三角形割込紋に関しては図10-8の〈上下相対対向三角形割込紋〉と同じである樞原遺跡の楕形土器（図14-1）の陽刻部の紋様が該当すると考える。この土器では、水平な二本の沈線が軸となって、上下に対称的に弧線紋が重層的に配される。滋賀里遺跡にも同じ弧線紋を陽刻部にもつ楕形土器がある（図7-26、図14-2）。

これら三例（図7-26、図14-1・2）は、紋様帶界線間に、あるいは軸となる水平沈線間に、さらには陽刻部の縁に刻紋を伴ったりなかったりする違いはあるが、図10-8の〈上下相対対向三角形割込紋〉に通じる土器である。この三例を、滋賀里段階の陽刻部に弧線紋が関与する系列の樞原段階と認定する。関与的弧線紋土器としては、樞原遺跡の楕形土器（図10-1）が好例であろう。この三例の存在は、かなり大事である。なぜならば、このような弧線紋が関与することによって、軸線となる水平沈線が分割線的機能を發揮すると思われるからである。図8-2-30の浅鉢形土器のように、上向きの三角形割込紋〈lu〉と陽刻部に重層的弧線紋をもつ土器は、そのような分割によって派生した例であろう。図8-2-16の楕形土器のように上下紋様帶で様相が違うのも、〈上下相対対向三角形割込紋〉と上下対称的な重層的弧線紋との組合せから由来する分割を念頭に置かないと型式論的に説明がつかないと思う。この二例（図8-2-16・30）は、その意味で樞原段階の樞原式紋様土器として特異な土器とみなす。つまり、樞原式紋様・樞原段階にはまだまだ含めるべき土器があったという次第である。ただし、図8-2-16は後出的かもしれない。

以上、詳記した型式論的判断から、滋賀里段階から樞原段階へ、及び、樞原段階の内容を論定した訳である。

**樞原式紋様・宮滝古段階／同・宮滝新段階** 樞原遺跡の樞原式紋様土器（図10-2～9）から滋賀里段階（図10-7）や樞原段階（図10-2～4・8・9）を引算してみよう。残る樞原式紋様土器は楕形土器（図10-5）と鉢形土器（図10-6）である。これらは、〈上下交互対向三角形割込紋〉が配されて形成される紋様帶を有する土器と考えられる。この二例が重要なのは、それぞれの樞原式紋様を検索基準にすると、それぞれよく似た土器がそれなりに存在していることを示してくれるからである。

この二例の特徴を説明しながら、他遺跡例についても関説しよう。

図10-5の樞原例の上段の紋様帶陽刻部では、陽刻部の意匠形態にそって左端右端で上がり下がりする二本の沈線紋があり、下の紋様帶陽刻部には、沈線紋が一本で、この沈線紋は直線的に斜行するようである。

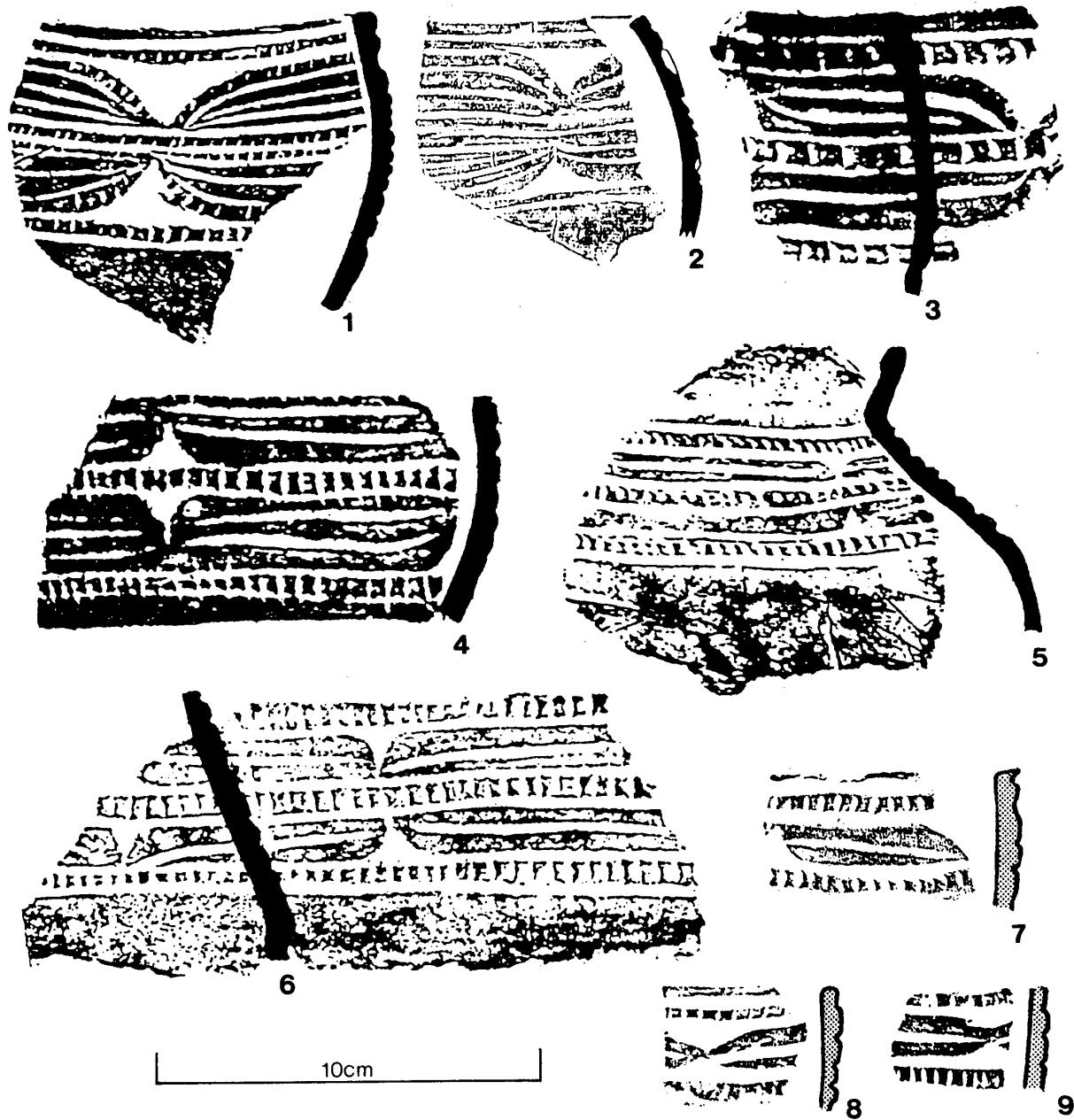


図14 橿原式紋様を有する土器IV (1・3~6 橿原 2 滋賀里 7~9 宮滝)

橿原遺跡出土の図14-3の椀形土器に注目しよう。上段の紋様帶陽刻部では、陽刻部の意匠形態にそって左端右端で上がり下がりする二本の沈線紋があり、下の紋様帶陽刻部には、左端右端が上がり下がりする一本の沈線紋が配されており、上の紋様帶陽刻部に配される二本沈線と同趣な表現となっている。上下紋様帶陽刻部各々に陽刻部の意匠形態にそって上がり下がりする沈線紋がそれぞれ二本配される椀形土器（図14-4）が、さらに橿原遺跡にはある。家根氏が新しく位置づける椀形土器・滋賀里例（図8・2-27）の紋様帶に配される三角形割込紋と紋様帶陽刻部に配される沈線紋は、この橿原例（図14-4）と同じである。また、泉氏が古く位置づける奈良・宮滝遺跡〔末

永1934] の浅鉢形土器（図7-24）は、紋様帯が二段ではなく、一段の紋様帯の例である。当例は、樞原例（図14-3・4）などと同じように左端右端で上がり下がりする沈線紋二本を紋様帶陽刻部に有する土器である。また、家根氏が新しく位置づける浅鉢形土器・大県例（図8・2-29）もこの宮滝例と同じく紋様帶一段の土器と判断する。——以上、〈上下交互対向三角形割込紋〉が配される土器である。

筆者が注目する別の樞原例（図10-6（=図14-5））では、今まで取り上げて来た土器の場合とは違い、比較的狭い紋様帯が目立つ。そのような特徴の紋様帯を二段有する本例では、上段の紋様帯には沈線紋が一本配されているが、下段の紋様帯には三角形割込紋だけで、陽刻部には加飾が施されていない。幅の狭い紋様帯と陽刻部に沈線紋一本を配することを基準に検索するならば、該当する土器として、坪井氏が取り上げる滋賀里遺跡の浅鉢形土器（図1右-c（=図8・2-18））が上げられると考える。上下の紋様帶陽刻部に、一本の沈線紋が配されている。樞原遺跡では他に、注口付土器（図8・2-28）や、体部が張り出す浅鉢形土器の破片（図14-6）がある。これらも、上下の二段の紋様帶陽刻部に、一本の沈線紋が配されている。滋賀里遺跡にも小破片だが該当する楕形土器がある〔加藤・丹羽1973：A394〕。——以上、〈上下交互対向三角形割込紋〉が配される土器である。

宮滝遺跡には、このような狭い紋様帶陽刻部に沈線紋を配する土器がまとまるようである。筆者がまとまるといっている意味は、〈上下交互対向三角形割込紋〉の例だけでなく（樞原遺跡や滋賀里遺跡で見いだしたのはこちらだけ）、他に、〈上下相対対向三角形割込紋〉の例があるからである。——〈上下交互対向三角形割込紋〉の土器としては、図14-7や図7-25の楕形土器が該当し（図7-25は紋様帯が一段の例）、他方、〈上下相対対向三角形割込紋〉の土器としては、図14-8・9の楕形土器の破片がある。

既述したような検索結果は、樞原遺跡の樞原式紋様土器から滋賀里段階と樞原段階とを引算した残りの樞原式紋様土器それぞれに対応する土器が安定して存在することを示唆していると考える。学史的に著名な遺跡である宮滝遺跡や滋賀里遺跡でも、引算した残りの樞原式紋様土器それぞれに対応する土器がある。型式論的観点からは、それぞれ集合化できるまとまりに対して、段階設定すべきことになる筈である。

しかも、先に論定してきた、樞原式紋様・滋賀里段階、樞原式紋様・樞原段階、と、滋賀里段階→樞原段階、という変遷——しかも、祖型段階→その直後段階、という変遷——を踏まえるならば、紋様帶陽刻部に施紋される沈線紋二本を基本としながら、陽刻部の意匠形態に応じてその沈線紋が上がり下がりする土器（図7-24、図8・2-27・29、図10-5、図14-3・4）と、紋様帯が狭くなり陽刻部に配される沈線が一本の例（図8・2-18・28、図10-6、図14-6～9）は、滋賀里段階の前に位置づけることは原理的に出来ないし、滋賀里段階と樞原段階の間に置くことも、両段階の連続性の認識に照らして無理だから、必然的に樞原段階の後に位置づけなければなるまい。つまり、紋様帶陽刻部に施紋される沈線紋二本を基本としながら、陽刻部の意匠形態に応じてその沈線紋が

上がり下がりするのは、権原段階のジグザグ状沈線紋〈z〉からの変化であり、狭い紋様帶陽刻部に配される沈線が一本であることは、さらなる変化と捉えるべきであると思う。関係資料が出土した遺跡としては著名な遺跡である宮滝遺跡にちなみ、今仮に、前者（図7-24、図8・2-27・29、図10-5、図14-3・4）を権原式紋様・宮滝古段階、後者（図8・2-18・28、図10-6、図14-6～9）を権原式紋様・宮滝新段階、と呼び分けておこうと考える<sup>(10)</sup>。図式化するならば、権原式紋様は、〈滋賀里段階→権原段階→宮滝古段階→宮滝新段階〉、という変遷を辿るであろうというのが筆者の見解である。なお、これまでの細分作業の内容を確認するために、以下に権原式紋様各段階の土器番号を掲げておく。

権原式紋様・滋賀里段階：図3-33、図8・2-17、図10-7、図13-1～3

同・権原段階：図7-23・26、図8・2-16・30、図10-2～4、8・9、図11-2・4、図14-1・2

同・宮滝古段階：図7-24、図8・2-27・29、図10-5、図14-3・4

同・宮滝新段階：図8・2-18・28、図10-6、図14-6～9

そして、筆者の変遷案を、三角形割込紋の配置に関して簡単にまとめるならば、〈上下交互対向三角形割込紋〉に関しての変遷が細かく辿れ、次に〈上下相対対向三角形割込紋〉の変遷がほぼ対応するようであり、〈相対背合交互三角形割込紋〉は特定段階（権原段階）にしか存在しないかも知れない、ということである。

筆者の変遷案と坪井清足氏の変遷案とを比較すれば、違いが明白である。くり返すが、全く逆の変遷を辿ると筆者は説くことになる。

坪井氏の、図1右-c→図1右-d・e、について、筆者の見立てでは、滋賀里段階→権原段階（図1右-d・e）→宮滝古段階→宮滝新段階（図1右-c），となる。ただし、坪井氏の見解では、図1右-cと図1右-d・eとを別の階梯と認めたことを含んでいるのであるから、その認定に関しては、賛成する次第である。

泉 拓良氏の権原式紋様の変遷案（図7）については、具体的には、図7-24→図7-25→図7-23・26→図7-35（=図1右-d）・36、という見解である。他方、筆者の試案では、滋賀里段階→権原段階（図7-23・26・35・36）→宮滝古段階（図7-24）→宮滝新段階（図7-25），となる。泉氏と筆者とでは、新古の判断がほぼ逆になる。

また、家根祥多氏の権原式紋様の変遷案（図8・2）については、具体的には、図8・2-16・17・18（=図1右-c）→図8・2-20（=図1右-d）・21（=図1右-e）→図8・2-27～30、となる（細かな変遷について文章化されていないので、筆者が図から判断した部分があることをお断りしておく）。筆者から見れば、滋賀里段階（図8・2-17）→権原段階（図8・2-16・20・21・30）→宮滝古段階（図8・2-27・29）→宮滝新段階（図8・2-18・28），となる。筆者の案と家根氏の案とは、かなり錯綜した関係になる。筆者から見れば、宮滝新段階として同一段階の土器と思われる滋賀里例（図8・2-18）と権原例（図8・2-28）とが、前後関係に置き換えられ、しかも間に一段階（図8・2-20・21）が挿入されることになっている。

とどのつまり、坪井氏の変遷案は順序が逆であり、泉氏の見解は、坪井氏の変遷案にかなり近く、家根氏の見解も坪井氏の案を保存している部分があるというが、先行研究に対する筆者の感想である。樞原式紋様の編年的位置に大きな変更を加えた丹羽氏らの画期的な仕事〔加藤・丹羽1973〕に於いても坪井氏の変遷案自体には再検討を加えなかったから、坪井氏の見方がその後の研究の準拠枠として機能してきたのは無理からぬことなのだろう。だが、そろそろ、別思考にシフトしていくべきと私考する。

なお、本節の締めくくりに、深澤芳樹氏の樞原式紋様の分類（図6・1）についても触れておく必要がある。深澤氏の放射型の一部（図6・1-放射型下）は筆者の〈相対背合交互三角形割込紋〉に対応し、深澤氏の連続型は筆者の〈上下交互対向三角形割込紋〉に対応し、さらに深澤氏の楕円型は筆者の相対の仕方がくっつくような〈上下相対対向三角形割込紋〉に対応すると考える。樞原式紋様のどこに配視するかでは異なるが、陽刻部を中心に深澤氏が立てる分類と、陰刻部に注目する筆者の分類は実際的には近い内容となる。——ただし、深澤氏の放射型の一部（図6・1-放射型上）である福岡・辻田遺跡〔小池ほか1979〕の椀形土器（図6・2参照）は、器面に展開する紋様が陽刻部を有するように工夫されているかどうか自体に判断が難しい土器と筆者には映る。やや特異な例と見なすべきであろう。

なお、深澤氏は先に紹介した議論の中で楕円型に重きをおかないことを述べている〔深澤1989b：註9, 57-58頁〕。しかし、筆者の見方では、樞原式紋様・宮滝新段階に〈上下交互対向三角形割込紋〉とともに、相対の仕方が離れるような〈上下相対対向三角形割込紋〉が存在すると考えられるので、楕円型を重視しないことには賛成できない。

筆者の見通した樞原式紋様の変遷について深澤氏の分類を借りるならば、連続型と楕円型に含めるべき樞原式紋様が樞原式紋様の変遷の末期・宮滝新段階を飾ると思われる一方、そこまで放射型が残るとは思われない。したがって、その点からも、放射型と連続型の構成の木葉紋（図6・3-1）を樞原式紋様からのつながりで説明することはできることになる次第である。

### 2・3. 樞原式紋様と関西在地型式

では、筆者のような見方からさらに何を考えていくべきかを説明しておこう。

**樞原式紋様と滋賀里Ⅱ式** 筆者の樞原式紋様の祖型的段階として滋賀里段階の設定及びそれ以後の変化認識から導き出されることは、樞原式紋様が在地土器型式の本来的構成要素として登場したのではないということである。ちなみに、既に、樞原式紋様が滋賀里Ⅱ式から自生しないであろうことは丹羽佑一氏が指摘し〔加藤・丹羽ほか1973：註48, 47-48頁〕——器形に関しては、小論では、椀形、鉢形、浅鉢形に施紋されることを確認したが、既に検討されていること〔同：註48, 47-48頁〕の追認となる——、樞原式紋様の三角形割込紋の出自を考える上で北陸方面の八日市新保式との関係を重視すべきとの具体的指摘を坪井清足氏が行っている〔坪井1986〔1979〕：122-123頁〕。それらは、樞原式紋様の出自を考える時の基本的視点となる。だが、今の時点での資料的状況から

は、権原式紋様が発生する過程を今以上に具体的に説明するのは難しいであろう。

筆者はここで、権原式紋様が展開する紋様帶中、陽刻部に配される紋様の弁別——本来的紋様／関与的紋様の区別——によって、権原式紋様と在地型式との関わり合いを検討しようと思うのである。そのように思うのは、先に概括したように、権原式紋様は現在では滋賀里Ⅱ式から滋賀里Ⅲa式にかけてと考えられているが、筆者には、もう少し在地型式との関わりは時期的に限定的なような気がするからである。

今の資料的状況から見て、滋賀里Ⅰ式に後出することは、前提としてよいだろう。だが、例えば、家根氏が報告した篠原遺跡では、大量の滋賀里Ⅲb式（篠原式：図9）以外にも滋賀里Ⅲa式（図8・1-23）も出土しているのであるが、この篠原遺跡には権原式紋様がなく、しかし、大洞B式や大洞B-C式あるいは大洞C1式などに比定できる土器は伴う〔家根1994：128頁〕。また、山内清男博士が報告した大阪・日下貝塚〔山内1932a〕でも、滋賀里Ⅲa式が単純にまとまるよう〔図15-1・3〕、しかも大洞B-C式に対比できる土器が伴う〔図15-2〕、この遺跡にも権原式紋様は出土していないのである。

学史的に著名な日下貝塚資料（図15）について簡単に解説しておく。初出は、1932年の山内清男博士の論考に於いてである。その際は、口縁部破片とともに底部破片など合計6点が、大阪・日下貝塚出土土器として紹介され、「……河内の日下貝塚から亀ヶ岡式の壺形土器が発見された。頸部下方の文様帶は正に亀ヶ岡式の前半の頸部文様と極似して居る。これに伴って條線を有する粗製土器がある。この状態は中部地方の末期と略々同様であると考えられるのである。」〔山内1932a：50頁〕、とコメントしている。これは、関西方面に於ける亀ヶ岡式並行の存在を指摘した山内博士の最初の発言として学史によくひもとかれる。その後1939年に、補註付き新版の『日本遠古之文化』を刊行する際、1932年に紹介した中から、口縁部破片1点と亀ヶ岡式に比定できる壺形土器1点を、ともに写真から拓本図に変えて（図15-1・2），そして新たに口縁部破片の拓本図を加え（図15-3），「本図は元は写真であったが、不鮮明なため実測図に改めた」と説明を付けている

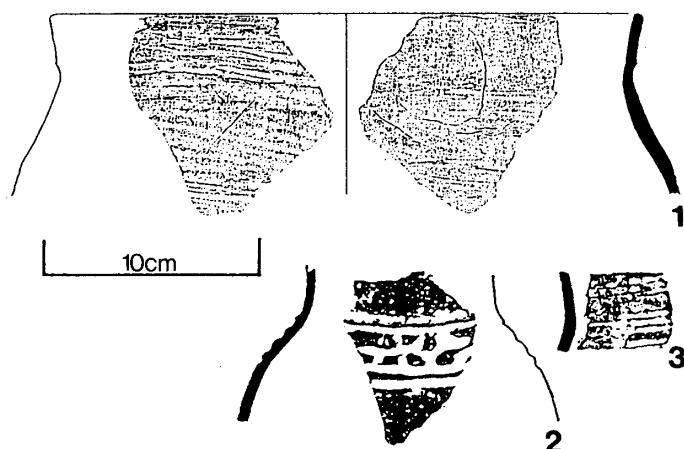


図15 日下貝塚出土土器

〔山内1939：20頁〕。——ただし、図15-1は、筆者が実測し直した図である。

当然ながら問題は一括性であるが、1932年に日下貝塚資料に注釈を加えた内容から有意なまとまりと判断したことが窺える〔山内1932b：53頁〕。それを前提に土器について記述しておく。

粗製の深鉢形土器である図15-1は、推定口径27.2cmで、最大径は、本破片より、やや下位の部分あたりにあると推定できる。つまり、口縁部がくの字状に

屈曲・外反する器形を呈し、頸部のくびれ部から胴部最大径を有する部分に向かってはやや直線的になる器形を呈するために肩部を有するがごとくである。器表面には二枚貝条痕が横方向に展開しているのが観察できる。そして、口縁部下・胴部上半には指ナデによる横帶があり、肩部があるような形態を生じているといえよう。特に、頸部くびれ部のところは強く指ナデが施されるために、口縁部下方には稜が生じている。また、内面には横方向のナデ調整が施されている。口端にも、それに沿った横方向のナデが施されるので、口端断面はやや角張った形状になる。この土器の口端には刻みは見られない。図15-3も口縁部がくの字状に外反し、口縁部断面図から判断して、この土器も最大径はより下方の胴部上半にあると推測できる。この資料も、口端には刻みがない。口縁部に横方向に条痕が見られる。図15-1と比較すると、よく似ているので、二枚貝による条痕と判断する。ただし、こちらの土器に横方向の指ナデ帯は、ないようである。この二例は、くの字状に外反する口縁部をもち、くびれ部より下方の胴部上半に最大径を有するような深鉢形で、前者には横方向の指ナデ帯があるが、後者は横方向の指ナデ帯がないようである。このように様相を異にする深鉢形土器の組合せは、家根祥多氏提唱の滋賀里Ⅲa式の好例であろう（図8・1参照）。

日下貝塚の在り方は、在地土器に関しては、家根氏の滋賀里Ⅲa式の提唱を支持する土器内容と考える。しかも、ここにも、実は、権原式紋様を見いだせないのである。

そのような理由から、筆者は滋賀里Ⅲa式にまで権原式紋様が伴うと決めてかかるのには躊躇する訳である。在地型式との関わり方についてまだ確定的ではない事情にも配慮するならば、権原式紋様が展開する紋様帶の陽刻部から関西の在地的要素を引き出すことによって、在地型式と権原式紋様との関係把握は精度を増すであろうと認識する。

やはり、権原式紋様の展開と滋賀里Ⅱ式とを関連づけて見ることが基本となろう。権原式紋様・滋賀里段階では、貫川例（図13-3）が滋賀里Ⅱ式との関連を示してくれよう。

本例を筆者は既に、「陽刻部に水平沈線を軸に上下対称に弧線紋が配され、既出例のそれとは異なる。」と解説した〔105頁〕。他の例の水平重層的な沈線紋は滋賀里Ⅱ式の本来の紋様ではなく（八日市新保式との関連で考えるべきであろう），当該土器の紋様が滋賀里Ⅱ式紋様であることを、次のように筆者は説明したい。——この弧線紋は、丹羽佑一氏の研究に照らすならば、滋賀里Ⅰ式（図7-5・6）から滋賀里Ⅱ式（図7-17・18）への在地紋様の変化は“分解反転”という原理でなされる可能性が示唆されている〔加藤・丹羽ほか1973：註47, 47頁〕ところの、滋賀里Ⅱ式紋様とよく似ているであろう。ただし、弧線紋の向きが異なるのは、滋賀里Ⅰ式以来の沈線紋が反転される際に、権原式紋様陽刻部の形態に規定されて、滋賀里Ⅱ式紋様とは反対の向きになって配置された、と筆者は考える。

この貫川例が、そのように滋賀里Ⅱ式紋様が変形されて出来上がったと判断することから、滋賀里段階は、滋賀里Ⅱ式に含まれると考える。そして、貫川例は北九州にある当該遺跡への搬入土器と認定すべきであろう。

このようにして出来上がった弧線紋は、滋賀里紋様・権原段階へ受け継がれると考えて問題ない

であろう（代表例：図10-1、図14-1）。一方、権原段階では、ジグザグ状沈線紋が重要である（代表例：図7-19・20、図10-2～4）。このジグザグ状沈線紋も滋賀里Ⅱ式紋様と考えられている紋様だからである。したがって、権原段階も滋賀里Ⅱ式に収まるといえるのである。

ここで一つの問題が浮かび上がってくる。すでに、ジグザグ状沈線紋は滋賀里Ⅰ式紋様から派生し滋賀里Ⅱ式在地紋様となることが丹羽氏から指摘されている〔前出：22頁〕。だが、ジグザグ状沈線紋が組み合うのは、権原段階の〈上下交互対向三角形割込紋〉に於いてであり、弧線紋と組み合う〈上下相対対向三角形割込紋〉は先に登場しているのであるから（相対の仕方がくっつく仕方で：滋賀里段階），権原式紋様との関係ではジグザグ状沈線紋の登場は後出的と見なさざるを得ないであろう。では、滋賀里Ⅰ式紋様から変化して滋賀里Ⅱ式紋様となる在地紋様として、弧線紋とジグザグ状沈線紋が同時に発生するのか、時期差が在るのか、その辺りが問題となろう。ただし、ここでは問題の指摘に止める。

筆者は、権原式紋様・宮滝古段階の権原式紋様陽刻部に配される沈線紋は、権原段階のジグザグ状沈線紋の変化を受け継いでいると考える。例えば、宮滝古段階には上下の紋様帶陽刻部にそれぞれ二条単位の沈線紋が配される場合（図14-4）と、片方の紋様帶陽刻部には一条の沈線紋の場合（図10-5、図14-3）があるが、前者は、権原段階の図10-3のように上下の紋様帶陽刻部に二条単位のジグザグ状沈線紋を配する例からの変化を、そして、後者は、権原段階の図10-2（＝図11-1）のように紋様帶陽刻部に二条単位ではなく一条単位の沈線紋が配される部分がある例からの変

化を考えればよいであろう。権原式紋様・宮滝新段階は、このような系譜を有する沈線紋がさらに単純化・形骸化したと見なせばよいと考えている。権原式紋様・古段階／新段階は厳密には微妙な問題をもつが、既に検討したとおり、滋賀里Ⅲa式の内容に照らした場合、積極的に権原式紋様が伴うと考えるべき根拠に乏しいことから、これらの段階を滋賀里Ⅱ式にふくめることで現在は対処しておくことになろう。むしろ滋賀里Ⅱ式という内容がどのように細分が可能かが問われることになろう。あるいは未命名の在地型式の存在如何という問題になるのであろうか、これ以上の判断は差し控えた。ともあれ、権原式紋様が、滋賀里Ⅱ式期に順次段階を経ながら、権原式紋様

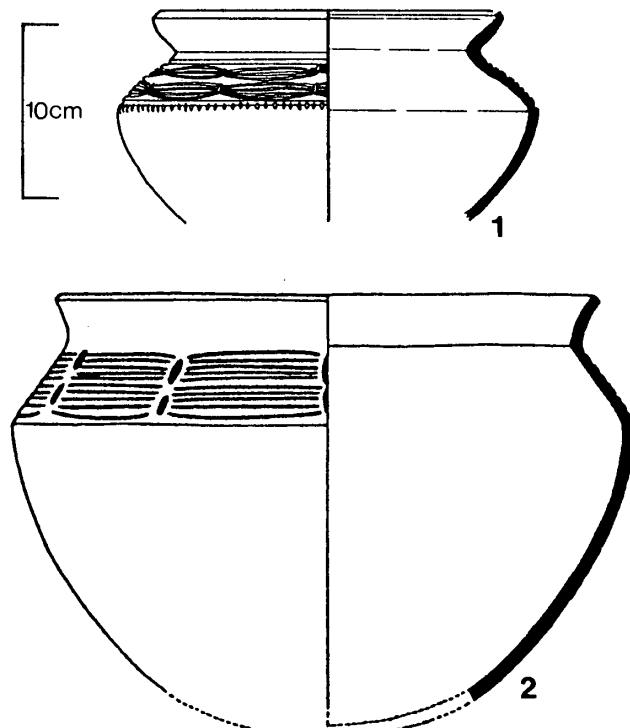


図16 滋賀里Ⅱ式浅鉢形土器〈E<sub>1</sub>類〉（1・2滋賀里）

の紋様帶陽刻部に配される重層的沈線紋からみて、北陸・八日市新保式との関連から始まり、だんだんに関西に在地化していく過程を読みとれるという風に解釈しておくべきであろう。しかし、滋賀里Ⅰ式や滋賀里Ⅱ式との並行関係を念頭に置いた八日市新保式の細別、あるいは八日市新保式から御経塚式への移行などは、ここでは触れない。

滋賀里Ⅱ式の紋様体系について、まだ注意を喚起しておくべき紋様が在るようである。そのことに少し触れて、本節に結末をつけよう。

滋賀里遺跡の報告で「浅鉢E」と分類されている浅鉢形土器（図16-1）については〔前出：74頁〕、これまで表だって議論されたことはないようだが、滋賀里Ⅱ式と権原式紋様との関わり合いを考える時、重要な位置を占めると思われる紋様の一つが施紋されていると思う。この種の器形は権原式紋様が施紋されるのであるが、この土器では、連続する弧線で囲まれる中を水平な沈線が配され、結束部には縦短沈線が施されている、そのような構成の紋様が二段配されているのである。先に見てきた弧線紋（図10-1）に似ているようだが、そちらは、結束部に縦短沈線を施すことはない。こちらは、滋賀里Ⅰ式の系譜を引く滋賀里Ⅱ式在地紋様ではなく、権原式紋様の紋様帶陽刻部の外縁を沈線紋で写し取った意匠を基本として新たにでき上がった紋様と考える。——具体的には、権原式紋様・権原段階の〈上下相対対向三角形割込紋〉（例：図14-1）でできる陽刻部外縁を沈線紋で写し取った紋様と考える。結束部の縦短沈線は、由来が異なるのを考える手がかりである。また、図16-2——1948年調査の方の滋賀里遺跡資料〔高山ほか1992b〕から探してきた——は、関連した紋様を有する土器である。こちらの場合は、囲繞のための弧線紋の片側が変形して直線的にくずれた例と思う。縦短沈線はやはり施紋されていることから、図16-1の胴部紋様と関連した紋様と判断するのである。おそらく、図16-1に比して後出的であろう。滋賀里Ⅱ式期に新たに系列をなす紋様として今後より細かく集成を図った上で分析しなければなるまい。

滋賀里Ⅱ式期には、弧線紋が施紋されている土器の中にはこのような由来をもつ弧線紋があることに注意しておく必要があろう。したがって、滋賀里Ⅱ式の紋様体系は、従來說かれるよりも複雑な生成過程を有していることを指摘し、本節をしめくくる。

### 3. 権原式紋様の広域編年上の位置

#### 3・1. 繩紋後期末／晚期初頭

本章では、権原式紋様と類似する紋様が東日本にもあり、そのことによって筆者の説く変遷案が検証され、かつ、権原式紋様の編年的位置が分かることを詳述すること目的とする。そして、第1節では、なぜそのような直接的対比論とでも呼ぶべきような見方に赴くか、その理由を順を追って説明したい。理由説明が、回りくどい手順を経ることになるが、そもそも関西晚期編年の枠組みの形成が錯綜しているからである。

**滋賀里Ⅰ式の後期末への移行**　近年、泉 拓良氏は、滋賀里Ⅲa式に伴う亀ヶ岡式を大洞B式の範疇で理解するようである〔泉1989：214頁〕。だが、例示された土器（図7-37）は、大洞B-C

### 樞原式紋様論

式に下げるべき土器と筆者には思われる。他方、家根祥多氏は泉氏が扱った奈良・竹内遺跡の評価から、滋賀里Ⅲa式と大洞B-C式との並行関係を導いている〔家根1992: 35b頁〕。日下貝塚の土器群の在り方(図15参照)は、家根氏の捉え方を指示している重要な資料であろうと思われる所以、大洞B-C式に並行するのは、滋賀里Ⅲa式であろうと判断する。ここで重要なことは、樞原式紋様が滋賀里Ⅲa式に伴わないならば、樞原式紋様は大洞B-C式より古くなる可能性があることである。樞原式紋様と大洞各式との対応関係を考える際に重要な論点となろう。後で再述する予定である。

また、泉氏は、滋賀里Ⅱ式に、安行3a式や、中部地方、東海地方東部の晩期初頭の諸型式が少量伴出すると述べるとともに、滋賀里Ⅰ式には東北地方瘤付土器が少量伴う可能性を説き、根拠となる瘤付土器(図7-10)を例示し、滋賀里Ⅰ式は後期に遡ることを説明した〔泉1989: 311頁〕。家根氏も——こちらは1972年調査の滋賀里遺跡で得られた他地方の土器の伴出関係に基づき、滋賀里Ⅰ式には八日市新保式が伴うが、大洞B式は伴わず、滋賀里Ⅱ式には大洞B式や八日市新保式や御経塚式が伴うと判断することから——滋賀里Ⅰ式(及び八日市新保式)を後期末、滋賀里Ⅱ式を晩期初頭と位置づける〔家根1992: 35b頁〕。両氏の検討成果は、樞原式紋様が決して長くない限定的な期間に存続したことにより一層明確にした故に、重要な仕事として留意されねばなるまい(この点も後で再述する筈である)。

泉氏と家根氏の仕事に共通する点は、関西に於ける東日本系土器をチェックすることから、滋賀里Ⅰ式を晩期初頭とせず、後期末に位置づけることである。両氏の手続きは、編年論的にきわめて妥当な作業といえよう。だが、このような研究動向を見ていると、今まで前提してきた在地型式の編年的位置づけは、いかなる根拠を有していたのか、という疑問が逆にわいてくる。

そもそも、関西在地型式晩期編年は、「滋賀里式」→「樞原式」から始まったのであり〔坪井1951: 65頁〕、「滋賀里式」から晩期となった筈である。それを受け継ぎ、1973年の滋賀里遺跡の報告では、滋賀里Ⅰ式と滋賀里Ⅱ式は「滋賀里式」の細分であり、滋賀里Ⅰ式から晩期としているのである。そうすると、滋賀里Ⅰ式と滋賀里Ⅱ式という細分の元となった「滋賀里式」から晩期とする時の根拠は一体何であったのだろうか。そのような疑問が頭を擡げてくるのである。泉氏や家根氏の凸帯紋土器以前の関西晩期編年研究の成果は、従来の関西晩期編年研究、とくに初頭の型式比定研究の根拠の見直しを迫るものといえよう。

**東西編年体系の齟齬** 筆者の考えでは、滋賀里遺跡を1948年に調査した際の層位的所見と、伴う異型式土器の認定が、滋賀里Ⅰ式の制定の前に制定された関西晩期初頭型式・「滋賀里式」の根拠となったといえよう。層位的所見とは、宮滝式→「滋賀里式」のことであり〔坪井1951: 65頁〕、さらに、「滋賀里式」に伴出した異型式が関係したことである。異型式の最たる例が、図1左、「亀力岡式」である。

宮滝式については、山内博士が西日本の後期末に措いたことが影響力を有していたことを指摘しておかねばなるまい。——筆者は近年これを宮滝式後期末説と呼ぶことにしている<sup>(11)</sup>。

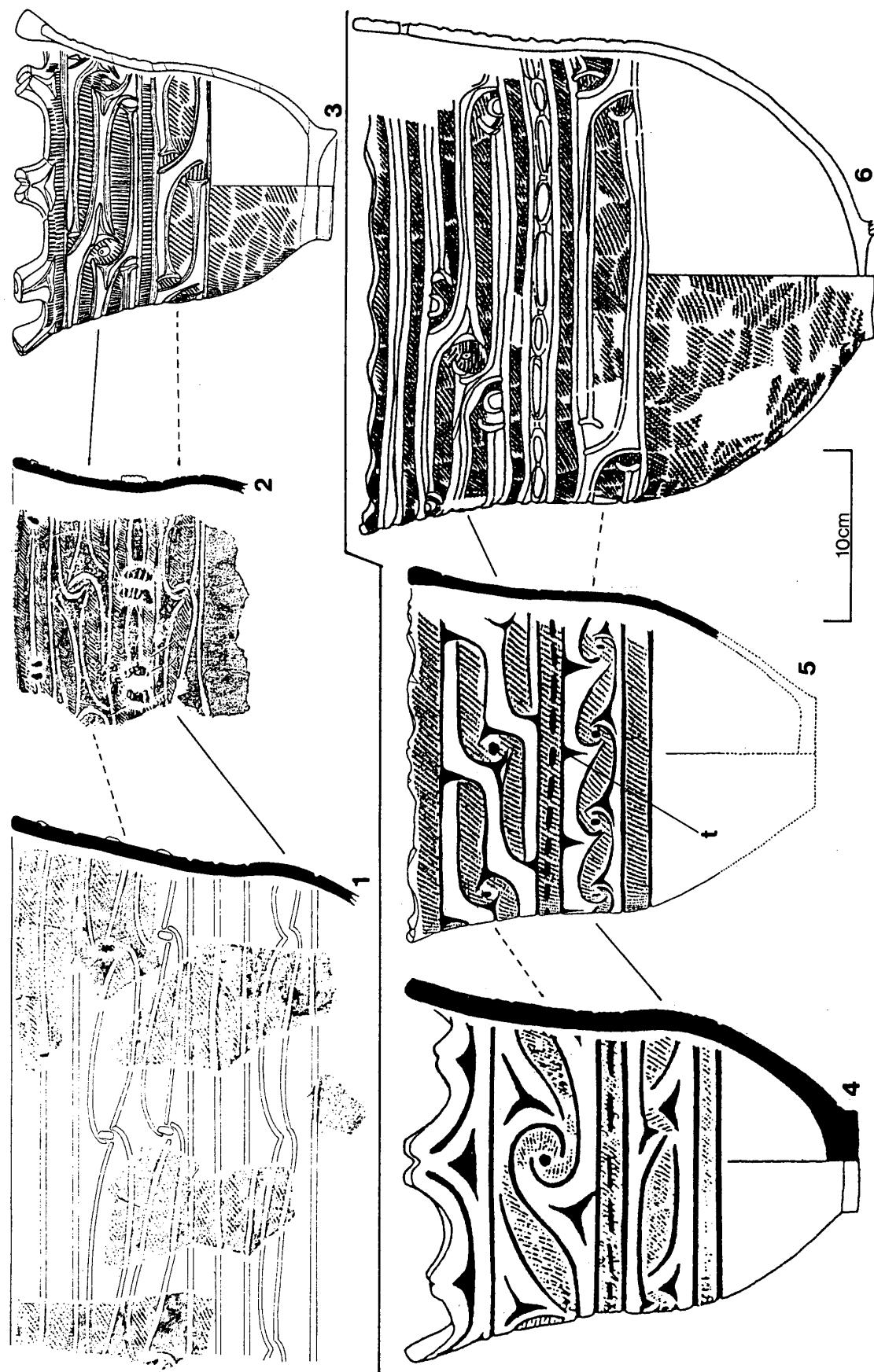


図17 繩紋後期末<1~3>/晩期初頭(1外塚 2広畑 3田畑 4小豆沢 5二月田 6前田)

滋賀里遺跡に於いて、宮滝式の包含層より上層の包含層には「滋賀里式」とともに東日本系土器が検出され、宮滝式が後期末とされるから、それより上層出土の「滋賀里式」が晩期になり、伴う東日本系土器が三叉紋を有していたから（図1左 - 「亀力岡式」），この「亀力岡式」例については、「文様は福島県三貫地などから発掘された晩期初頭の土器に一致する。」〔佐原・横山1960：183頁〕，との評価が下されたことが関与して、「滋賀里式」が晩期初頭という形で認識されだしたのが実状であろう。全ての出発は、宮滝式が後期末であることを見抜かねばならないであろう。

宮滝式より上層から出土した図1左 - 「亀力岡式」が——すでに筆者が指摘したように、当該土器は、安行2式並行となってしまうし〔大塚1981：15-20頁〕，須藤 隆氏がこの土器が東北後期末の瘤付土器に対比できることを指摘している〔須藤1992a：684頁〕——、そのように、きわめて矛盾した評価を与えられてしまうのは、宮滝式が後期末にされたからである。

何故に宮滝式後期末説に問題があると筆者がいわざるを得ない理由は、きわめて単純である。そもそも、宮滝式が後期末にならないからである。例えば、吉胡貝塚の、久永春男氏によってまとめられている第1トレンチ西半部と第4トレンチの調査成果では、宮滝式包含層より上層から東北・後期末の瘤付土器が出土していたり<sup>(12)</sup>，1949年の愛知・伊川津貝塚の調査では宮滝式の包含層より上層から安行2式が検出されていたのである<sup>(13)</sup>。山内博士の東日本の編年体系に照らせば、当然ながら、宮滝式は後期末の位置を占めないことになるのである。つまり、西日本の晩期の区分は大洞各式に並行という山内博士自身の定義〔山内1937：32頁〕に依るのでなく、山内博士の宮滝式後期末説という便法に由来するところがあるという点がそもそも問題なのである。宮滝式後期末説に依拠するならば、西日本の在地土器型式を東日本の編年体系に対比した場合、晩期ではなくそれ以前の後期という大別内におさまってしまう危険性を拭い去れないのである。

宮滝式との層位的所見と連動してきた関西の晩期初頭・「滋賀里式」は、大洞各式に並行するものが晩期であるという本義に照らせば、再考を要することは、もはや明かであろう。その意味で、泉氏や家根氏が、滋賀里I式の既存の位置づけを疑い、後期末に位置づけ直す姿勢はきわめて当然である。しかしながら、東日本の編年体系との整合性を見いだすのにより厳密性を求めるならば、安行3a式や大洞B式と権原式紋様との関係を直接把握することが捷径と考える新しい立場に立つ筆者から見ると、両氏の権原式紋様の変遷把握には異論があり、両氏の仕事も必ずしも十分とはいえないように映る。

### 3・2. 権原式紋様と縄紋後期末／晩期初頭

ここ第2節では、権原式紋様・滋賀里段階が後期末に対応し、同・権原段階が晩期初頭に対応することを述べることにする。直接的対比の手続きの端緒として、後期末／晩期初頭を整理しておく。

**安行3a式一大洞B1式ホライズン**　晩期の本義にそって議論しようとするとき、初頭といえば、東北・大洞B1式の問題を避けて通るわけにはいかないだろう。残念ながら、提唱者の山内博士がその標本資料を明示しなかったことから始まる該式認定の糺余曲折は、多層位遺跡の調査成果

## 大塚 達朗

が充実してきたことに着目した高柳圭一氏の交通整理のおかげで〔高柳1988a〕、かなり終焉に向かっているといえるだろう。だが、東北の研究者は、大洞各式が内在的な要因でそのように変化してきたかのような先駆的判断を有していることが関係して、他地方型式との絡みが判然としないままに、大洞B1式論議を続けているように筆者には映る。それでは、大洞B1式の意義が半減してしまうだろうと危惧する。

筆者は次のような見方である。

そもそも、晩期初頭・大洞B1式問題は、〈関東・安行3a式—東北・大洞B式〉という旧案から、〈関東・安行3a式—東北・大洞B1式／大洞B2（＝大洞B）式〉という改訂案への移行であることから明らかのように、東北側の型式の加算（大洞B1式）を経てのことである。したがって、大洞B1式の提唱は、関東・安行3a式との並行関係をめぐる“微調整問題”という受け取り方をするべきなのである。換言すれば、晩期初頭は安行3a式—大洞B1式ホライズンによって定義され直されたということになろう。それを前提とするならば、東北に於ける後期末／晩期初頭を分けるのに、筆者の論点は、東北地方の多層位遺跡の層位別資料の中に安行3a式の登場あるいは影響の発現をもって区分すべしということを考えざるを得ないのである。——現実に東北の遺跡では安行3a式が検出されたり、安行3a式の影響が明瞭である<sup>(14)</sup>。

筆者は、安行3a式—大洞B1式ホライズンを探る基準的土器は、小豆沢の安行3a式深鉢形土器〔山内1967：図版90〕（図17-4）と考える。この土器の入組紋はよく東北的であると受け取られるが、そうではない。何が関東的かを説明しておこう。そのためには、他に博士が例示する当該式標本である、下沼部例〔山内1967：図版92〕、椎塚例（図18-1・3）を参考にしよう<sup>(15)</sup>。なお、小豆沢の安行3a式の関東的である所以について、筆者とは別の視点から評価を与えていた先行研究〔高橋（龍）1990：196頁〕があることを付言しておこう。

ここで取り上げる各標本は、頸部／胴部紋様帶内に展開する入組紋描線の形状は異なり、その結果作り出される磨消繩紋の入組紋の意匠は違うが、描線が横に連続しながら端部で組合わさるという仕組みでは同一である。入組紋を構成する描線が、紋様帶の上下区画に接することなく横に連繋していく点で斉一的であることを重視して、これらの標本土器に見られる施文原則を、紋様帶区画内横連繫型入組紋〈描線〉原則と呼ぶことにしている。すなわち、これが関東的原則である。——他方、東北では、頸部／胴部紋様帶の区画帶内の上下に接して描線の起点終点がある入組紋となるのが本来である。そこで、こちらの入組紋描線構成法を紋様帶区画内上下起点終点型入組紋〈描線〉原則と呼ぶことにしている。

とりわけ、小豆沢例（図17-4）を安行3a式の代表と認めるのは、紋様帶区画内横連繫型入組紋でも、関東的な、横S字状主描線／横Z字状主描線による紋様帶区画内横連繫型入組紋を頸部紋様帶に配しているからである。簡単に説明しておくならば、小豆沢例の場合は横S字状主描線による横連繫型入組紋だが、別に横Z字状主描線の場合があり、あわせて、横S字状主描線／横Z字状主描線横連繫型入組紋と筆者は考えている。当該紋様は、後期安行式以来の伝統的土器にも

施紋されることから、安行式に固有の入組紋と認定する次第である（安行3a式の大波状口縁深鉢形土器と当該紋様の同居の重要例が、関東晩期研究史上著名な立木遺跡〔杉原・戸沢1965〕出土土器・図19-1であり、小豆沢例に並行する）。この横S字状主描線／横Z字状主描線横連繫型入組紋を、筆者は小豆沢安行3a式入組紋と呼ぶこととしている。

小豆沢の安行3a式を起点に関東と東北を見通すならば、後期末〈図17-1（安行2式）—図17-2、図21-2（キメラ）—図17-3（瘤付土器・後述のTK第IV段階）〉→晩期初頭〈図17-4（安行3a式）—図17-5（キメラ）—図17-6（大洞B1式）〉、という骨格が導き出される。以下、これを説明していく段である。また、同時に、特異な紋様であるとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉の存在期間を示すことになることにも留意したい（註15参照）。

**後期末／晩期初頭の論定（I）** 東北では多層位資料の獲得のおかげで相対的序列はほぼ共通理解となっている。そのような土器資料群の中で、宮城・宮戸島台廻貝塚Lトレンチ〔楨1968〕の2層の土器、宮戸島台廻貝塚Bトレンチ〔小井川1980〕の第三群（図21-1・3はその一部）、宮城・田柄貝塚〔手塚ほか1986〕VII群〈III-2層〉（図17-3はその一例）等は近い内容として重要なが、これらをどのように評価するかでは様々な意見が提出されている〔小井川1980, 1994；須藤1984, 1992a・b；高柳1988a・b, 1993a・b；村田1992, 1993など〕。筆者は、後期末と見る須藤隆氏や村田章人氏や高柳圭一氏の最初の見解に近い<sup>(16)</sup>。——後述する検討結果に鑑みると、高柳氏の最初の研究が、今でも東北の後期末／晩期初頭を考える際の最も基礎的かつ依拠すべき有意な仕事として評価されねばなるまい。

関東的視点に根ざす筆者は、宮戸島台廻貝塚Lトレンチから、実際に安行3a式の深鉢形土器（図19-2）——筆者以外の研究者はそうは考へないようである——が、しかも2層ではなく上層の1層から出土していることを重要視するのである。本例に注目するならば——安行3a式の標本の一つ、深鉢形土器・下沼部例〔山内1967：図版92〕は、紋様帶区画内横連繫型入組紋を有する上に、口縁部紋様帶と胴部紋様帶で構成され頸部紋様帶を持たない点が関東固有の紋様帶構成といえ、本例は、下沼部的紋様帶構成と同じ上に、胴部紋様帶に小豆沢安行3a式入組紋を有することから、小豆沢例に並行の安行3a式と判断される——、宮戸島台廻貝塚Lトレンチ2層の土器、宮戸島台廻貝塚Bトレンチ第三群土器、宮城・田柄貝塚〔手塚ほか1986〕VII群〈III-2層〉が晩期直前、つまり後期末であることが見通せるのである。——このことから、筆者は高柳氏の最初の仕事での東北・後期末／晩期

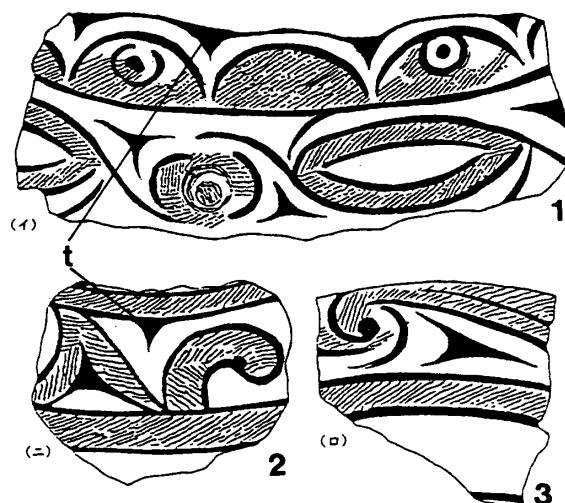


図18 晩期初頭の土器ととげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉 I (1～3椎塚)

——後述する検討結果に鑑みると、高柳氏の最初の研究が、今でも東北の後期末／晩期初頭を考える際の最も基礎的かつ依拠すべき有意な仕事として評価されねばなるまい。

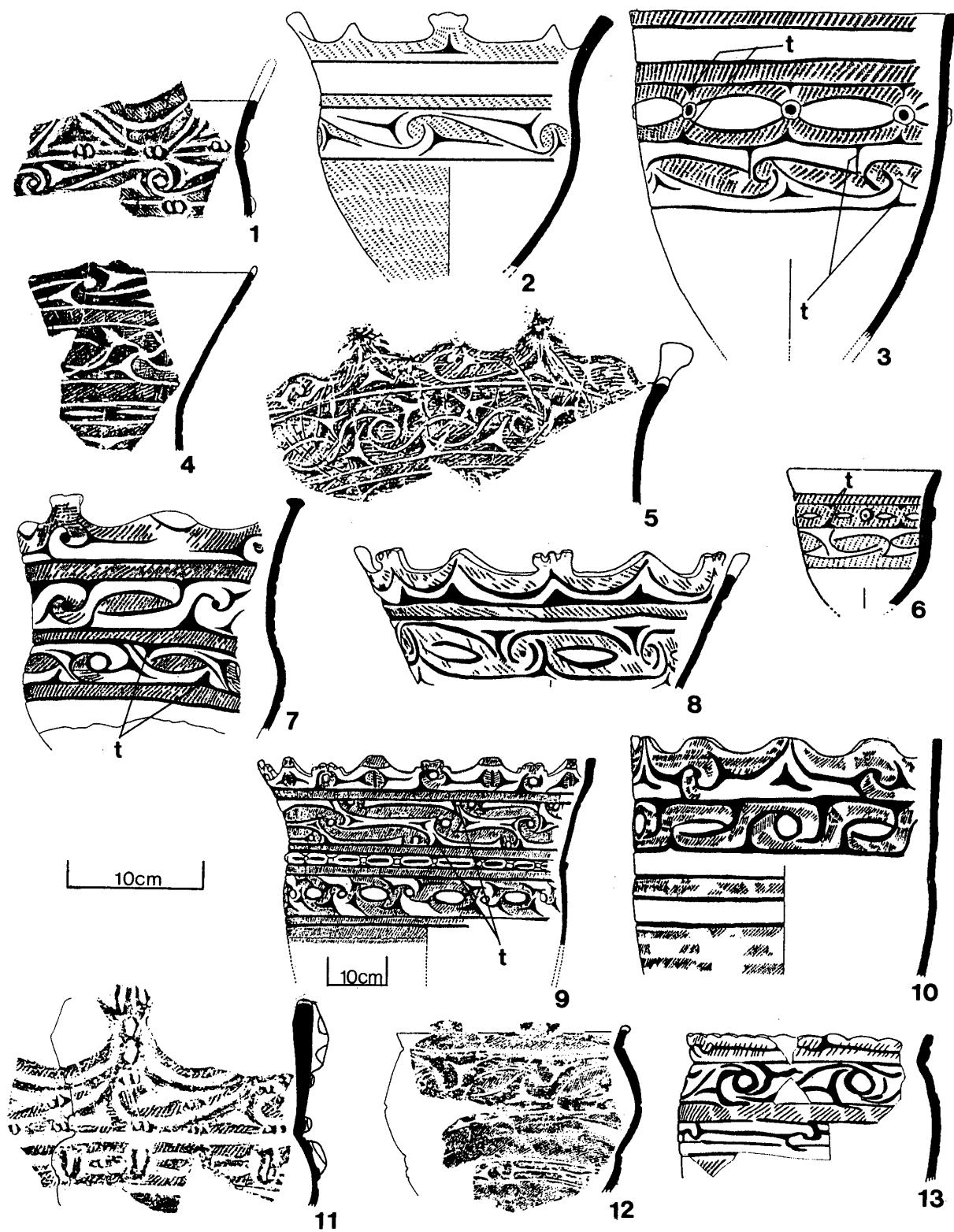


図19 晩期初頭の土器ととげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉 II (1,4立木 2台囲Lトレンチ 3二月田  
5,9沢上 6台囲Cトレンチ 7柳沢太田房 8,10台囲Bトレンチ 11・12馬場小室山 13田柄)

初頭編年研究に於ける後期・瘤付土器の細分（第Ⅰ段階～第Ⅳ段階）を尊重すべきことを確認する次第である。これら後期末の瘤付土器を“第Ⅳ段階”とする呼称にしたがっておくが、とくに“TK 第Ⅳ段階”と高柳氏の細分であることが分かるようにしておく。

次に説明するのは、小豆沢安行3a式の直後の関東・東北の状況である（図18、図19-4・5・7～10）。

小豆沢例（図17-4）の横S字状主描線がからまりながら連続する間に、補助描線が上に加えられ、そこに縄紋施紋されてできる部分に注目しよう。ここが、主描線の凸レンズ状の絡まりに変わり、縄紋が充填される部分へと変化する好例が、関東の立木の深鉢形土器（図19-4）である。東北では宮城・沢上貝塚〔後藤ほか1971〕の深鉢形土器（図19-5）が関連した土器である。立木例の口縁部には、絡み具合の弱い横S字状入組紋が施紋され（同趣の入組紋は椎塚遺跡の浅鉢形土器（おそらく台付）にも見られる：図18-3），その下に問題とする変形横S字状入組紋がある。口縁部の入組紋や小豆沢の入組紋と比較するならば、横S字状主描線の連繫具合が複雑になり、凸レンズ状に絡まり縄紋が充填される部分と、円点紋に絡まるような部分を形成するようになる。当例の胴部紋様は残存部が少ないために判然としない部分が多いが、拓図から判断する限り、すべて関東的施紋原則によると考えられるので、関東本来的形象と見なすことにする。すなわち、本例は小豆沢例直後の安行3a式である。他方、沢上貝塚例でも連繫具合が複雑になって、凸レンズ状に絡まり縄紋が充填される部分があることでは立木例と同じで、ただし円形紋に横S字状描線が絡まるという変異を示している。拓図からの判断であるが、こちらの土器でも、頸部紋様と同じ様な紋様が胴部に展開するようである。その意味で、沢上貝塚例は、安行3a式の変化を受け継いでいる東北方面の土器として評価しなければなるまい。この土器は単純に大洞B1式と考えられているが、大洞B1式との判断が難しい土器で、安行3a式であることを指摘しておく。

当該入組紋の登場に連動する関東的施紋原則の別種入組紋を有する土器が、関東では椎塚例（図18-1）であり、東北では先に取り上げた宮戸島台貝塚Bトレンチ第二群の深鉢形土器一例（図19-8）である。これらは横連繫入組紋を構成する描線であるところの上下の描線が端部で絡ることで共通するが、さらにその途中に凸レンズ状の沈紋を用意し、上下の本来の描線との間に縄紋を充填し、いわば中抜き状態になりながら入組紋を形成している。この凸レンズ状の中抜き区画紋部分が、変形横S字状入組紋の凸レンズ状に絡まり縄紋が充填される部分に対応し、その意味で、変形横S字状入組紋に連動している証左であると考える。宮戸島台貝塚Bトレンチ第二群の一例も関東の様相を色濃く反映した土器であることに気がつかねばならないであろう。本例も単純に大洞B1式と見なされているが、型式論的範疇をどうするか、これも東北的視点からは論定が難しい土器であろう。安行3a式と考える。

ここで椎塚例（図18）について付言しておこう。図18-1・3はこれまでの指摘のように小豆沢の安行3a式の後の段階であると考えるに到っている。前者には、とげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉がある。また、とげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉を有する図18-2には、波頭紋が施紋され

ているのが特徴であろう。安行3a式の標本土器である茨城・福田貝塚例〔山内1967: 図版97〕の波頭紋とも共通するであろう。この波頭紋と同じ紋様が、東北では沢上貝塚の台付深鉢形土器〔後藤ほか1971: 第3図-9, 5頁〕にも見られる。この沢上貝塚例にも胴部にとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉がある。一応、ここでは、波頭紋の位置づけについては、椎塚と沢上貝塚の土器資料から、小豆沢の安行3a式より後になるであろうとしておこう。

ここで、安行3a式的紋様の東北的施紋原則下での転写という事象を提示したい。

茨城・柳沢太田房貝塚〔藤本ほか1977〕出土の深鉢形土器（図19-7）の頸部紋様の生成を考えてみよう。当該紋様は、安行3a式である図19-4の立木例の如き変形横S字状入組紋を“手本”に、東北的原則である上下起点終点型の入組紋で写し変えたもので、結果的に単位紋的展開が窺える、という形で紋様の由来を考えるべきである。——その論で行けば、胴部の主紋様は、変形横Z字状入組紋を“手本”に東北的原則である上下起点終点型の入組紋で写し変えたものの筈である。本例は大洞B1式の外延的位置を占めるものと筆者は考える。なお、本例の胴部紋様帶のところには、上下から突き出すとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉がある。

複雑な関東的“手本”的場合を上げよう。宮戸島台囲貝塚Bトレンチ第二群の深鉢形土器別例（図19-10）は、同じ遺跡から出土した図19-8や、図19-5の沢上貝塚例のような頸部紋様両方を“手本”にして東北的施紋原則で転写して出来た頸部紋様を有していると判断できる。レンズ状の紋様と円形紋は図19-5の如き構成を写し、縄紋充填部は図19-8のような別の関東的入組紋の施紋部分を模倣しているのである。その際、東北的な上下起点終点原則にしたがうから、図のような様相の頸部紋様となると考える。——図19-7と図19-10の頸部紋様で、縄紋充填部分が逆転しているように見えるのは、前者が一つの“手本”からの転写関係に由来するのに対し、後者の“手本”が

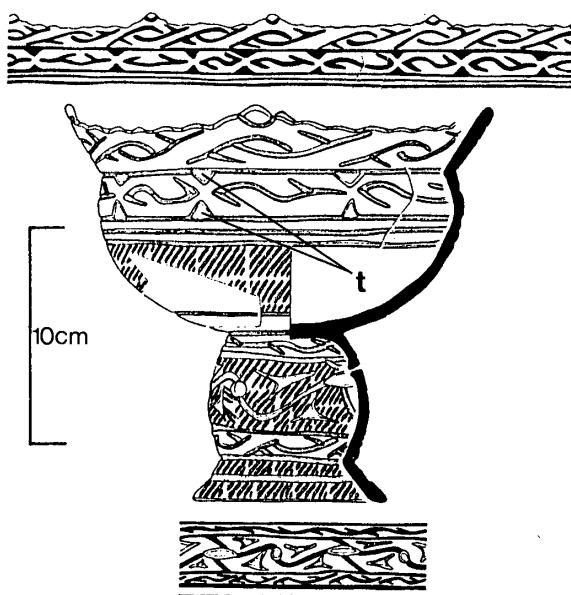


図20 晩期初頭の土器ととげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉 III (柏木森)

一つではないからである。だが、東北的施紋原則が貫かれている点では共通している。こちらの宮戸島台囲貝塚Bトレンチ第二群例も大洞B1式の外延的位置を占めるものと筆者は考える。

沢上貝塚の深鉢形土器別例（図19-9）の胴部紋様の由来はさらに複雑である。この胴部紋様は、図19-10の如き頸部紋様から、凸レンズ状の区画沈紋と円形沈紋を写し、それを囲むように独立して配置される三叉紋は、同じ遺跡出土の図19-5をまねているが如くだが、縄紋の充填部分が紋様帶区画に及び、上下起点終点原則、すなわち東北的原則を貫いているのである。その言でいくなれば、この沢上貝塚別例は、関東からの影響をいったん受けたものからの二次

## 権原式紋様論

的影響下での東北的原則を使用した土器として評価されねばなるまい。また、こちらの沢上貝塚例は、頸部紋様は東北に本來的な入組紋を有し、それを念頭に置きながら、胴部の紋様を斟酌するならば、かなり本來的な大洞B1式と見るべきであろう。さらに、この頸部紋様帶に、上下から突き出すとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉があることを付言しておこう。

小豆沢安行3a式入組紋の東北での登場以来、後続する段階にも関東的入組紋の変化を担う土器や、関東の変化の影響を受けた土器などが東北に出現してくる状況の一端を示してみた。

さらに見ていくならば、埼玉・馬場小室山遺跡〔中村ほか1990〕の深鉢形土器（図19-12）と田柄貝塚II-2層の深鉢形土器（図19-13）を取り上げて、いわゆる大洞B2式と安行3a式（新しい部分）との関係性の一端を例示しておこう<sup>(17)</sup>。

筆者は、外傾頸部下の紋様の由来に注目したい。大洞B2式文化層出土の田柄貝塚II-2層例は、図19-4・5の口縁部に見られるような絡み具合の弱い横S字状入組紋の系譜を引き、やはり同様に絡み具合の弱い横S字状入組紋（絡み部が円点紋ではなく円形紋になっている）が配されることに鑑み、この紋様の出自は安行3a式にあることを念頭に置かねばならないだろう。同じ様な横S字状入組紋を脚部に配しているのが、秋田・柏木森遺跡〔小林ほか1984〕出土の大洞B2式の台付浅鉢形土器（図20）である。関東の紋様が東北に浸透して定着していく動きの一端を反映していると受けとっている。そのような動向と対比的に考えなければならないのが、馬場小室山例である。頸部に見られる上下に起点終点のある単位紋的展開をしている紋様は大洞B1式の新しい部分と思われる土器（図19-7）に見られるような頸部紋様の系譜を引くと思えることから、本例は関東に及んだ大洞B2式と考えることで、伴う大波状口縁深鉢形土器が安行3a式の新しい部分との編年的位置が示唆されるのである。——なお、柏木森例（図20）の浅鉢部の体部にはとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉が見られることを指摘しておこう。

**後期末／晚期初頭の論定（II）** 小豆沢の安行3a式（図17-4）を基準にすると、その直後段階からいわゆる大洞B2式にかけての関東と東北との交渉関係から編年的関係がよく解るという主張を試みた。東北方面の関連遺跡資料から、宮戸島台囲貝塚Lトレンチ2層土器・宮戸島台囲第三群土器・田柄貝塚VII群〈III-2層〉と、小豆沢の安行3a式より後の土器を引算をするならば、残った土器が小豆沢例並行となるはずである。

如上のような手続きの引算で残ることが確認できた土器（図17-5・6、図19-3・6）は、小豆沢例（図17-4）並行で、かつ、宮戸島台囲貝塚Lトレンチ2層土器・宮戸島台囲第三群土器・田柄貝塚VII群〈III-2層〉の直後である。それらの型式論的意義を吟味してみよう。

最初に、岩手・前田遺跡〔須藤1992a〕出土の深鉢形土器（図17-6）と宮城・二月田貝塚〔後藤1972〕出土の深鉢形土器（図17-5）と小豆沢例を比較することから分かることを解説する。二月田例は、頸部に紋様帶区画内上下起点終点型入組紋が展開し、胴部には紋様帶区画内横連繫型入組紋が展開する構成になっている。前田例では、頸部／胴部紋様帶に紋様帶区画内上下起点終点型入組紋が展開している。関東に本來的形象の土器として頸部／胴部紋様帶に紋様帶区画内横連繫型

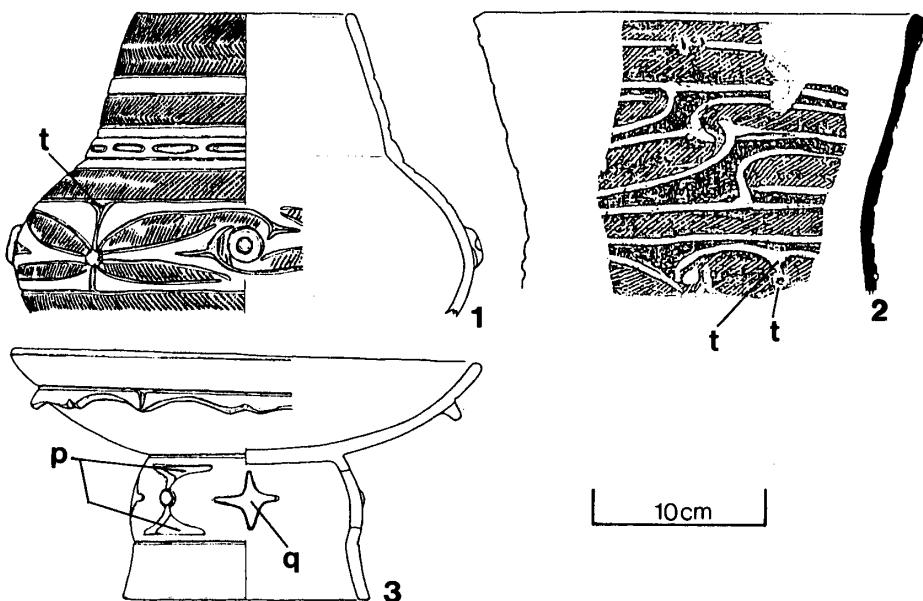


図21 後期末の土器ととげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉  
(1, 3台囲Bトレンチ 2山辺沢)

入組紋が展開する  
小豆沢例、東北に  
本来的形像の土器  
として頸部／胴部  
紋様帶に紋様帶区  
画内上下起点終点  
型入組紋が展開す  
る前田例を置くな  
らば、まさに中間  
的な様相——頸  
部紋様帶に上下起  
点終点型入組紋、  
胴部紋様帶に横連  
繫型入組紋が展開

する——土器・キメラ土器として、二月田例が存在していることが判明するのである。付言するならば、この二月田例の頸部にはとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉が下向きに配されている。

次に、今取り上げた前田例(図17-6)と後期末の田柄貝塚VII群〈III-2層〉例(図17-3)とを比較するならば、両例とも頸部／胴部紋様帶に紋様帶区画内上下起点終点型入組紋が展開していることに於いては、きわめて同一的であることがわかるであろう。くり返すが、これらに通底する施紋原則を有する土器こそが、後期末及び晩期初頭の東北本来の形像の土器である。では、小豆沢例のような関東本来の形像は後期末に遷上するであろうか。茨城・外塚遺跡〔鈴木(加)ほか1985〕の安行2式の深鉢形土器(図17-1)が該当しよう。まさに、頸部／胴部紋様帶に紋様帶区画内横連繫型入組紋が展開するのである。さらに興味深い資料が見いだされる。——茨城・広畠貝塚〔金子1979〕出土の深鉢形土器(図17-2)と、福島・山辺沢遺跡〔玉川ほか1984〕出土の深鉢形土器(図21-2)のことである。両例とも、頸部紋様帶に上下起点終点型入組紋、胴部紋様帶に横連繫型入組紋が展開しているのである(紋様意匠自体もよく似ている)。しかも、両例の胴部入組紋は外塚例に近く、頸部入組紋は田柄貝塚VII群〈III-2層〉例に近い。なお、ここで取り上げた山辺沢例の胴部入組紋の中には、とげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉が見られるこことを指摘しておこう。

そこで、外塚例—広畠貝塚例・山辺沢例—田柄貝塚VII群〈III-2層〉例と置いて見ることが可能となる次第である。ならば、関東本来の形像と東北本来の形像とのまさに中間的土器として広畠貝塚例・山辺沢例が位置づけられることが判明するのである。当然ながら、関東・安行2式—東北・瘤付土器を両極とした交渉関係が示唆されるのである。そのような関係性を念頭に置くならば、田柄貝塚VII群〈III-2層〉例の胴部の入組紋が単位紋的に横に連続するのは、筆者は、外塚の安行2式入組紋土器の胴部紋様帶に見られる紋様帶区画内横連繫型入組紋を、東北的上下起点終点型入組

紋で写した結果と考えられる。関東と東北が、密接な関係にあるとともに相互の固有性が保持される関係にあることを、外塚例一広畠貝塚例・山辺沢例一田柄貝塚VII群〈III-2層〉例、という並び方から読みとらねばならないであろう。編年関係としては、後期末〈図17-1（安行2式）—図17-2、図21-2（キメラ）—図17-3（瘤付土器・TK第IV段階）〉、と認定できるのである。必然的に、晩期初頭の〈図17-4（安行3a式）—図17-5（キメラ）—図17-6（大洞B1式）〉は、後期末からの関東と東北の関係性を継続しているということを示しているのである。したがって、二月田貝塚でキメラ土器（図17-5）とともに、安行3a式（図19-3）が出土するのは不思議なことではない（註14参照）。また、宮戸島台囲貝塚Cトレンチ〔斎藤1968〕出土の深鉢形土器（図19-6）は、胴部の入組紋は上下起点終点型で東北的であるから、胴部上半の凸レンズ状の磨消縄紋を二月田例のような紋様から模倣したと考えられる。——同種の器形の二月田例と台囲貝塚Cトレンチ例（図19-3・6）には、問題にしているとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉が見られる。

このように分析することで、関東・東北の後期末／晩期初頭をどう捉えるか、さらに晩期初頭ホライズンがどのように変化するか、後出の土器群、及びいわゆる大洞B2式例や安行3a式の新しい部分の提示（ただし提示内容はごく僅かである）から大筋は認識できたであろう。——関東・東北相互の関係から、安行3a式は古い部分、中位の部分、新しい部分に、大洞B1式の古い部分と新しい部分、及び大洞B2式という細別が確実となろう。とかく議論の多い大洞B1式及びその変化をどう捉えるべきか、安行3a式やキメラ土器を抽出することで純化して行かなければならぬと筆者は考えるが——そもそも、型式制定手続きは、原理的に対他反照規定であるからして——、在地的展開を暗黙の前提にするような議論からは自由でありたい。そのためには、型式論上の様々な工夫をしなければなるまい。——関東と東北間の異なる施紋原則の布置関係を、筆者は、型式の内包的定義に通じる基本と考えた。また、外延的定義に関与する型式論的前提として、“キメラ”を採用した次第である。基準的単位である“型式”的内包・外延を議論するのに“キメラ”という項目を設けておかないと、括るときの初発が定まらないであろう。しかも、紋様帶区画内上下起点終点型入組紋と紋様帶区画内横連繋型入組紋とが同居する土器があれば、それはキメラ土器として二つの要素の編年的な同時性をよりよく示してくれるし、関東・東北の社会的脈絡を“読む”のに有意な存在形態である<sup>(18)</sup>。間地域性の実態を辿るために必要な分析上の概念装置として有効に利用しなければなるまい。

だが、細かく見ていくれば、土器個体ごとに関与する“土器環境”〔大塚1986：20頁〕が、様々な分類可能であることの一端を示してみた（例えば、図19-4・5, 7～10）。そのことを、従来の型式論的分析範疇では事足りないことの反省的メントとしなければならないであろう。型式論的分析範疇をさらにどう構成するか、扱う資料が広域になればなる程、型式間の議論なのか、型式内の議論なのか、その峻別を求められることになろう。今日的課題である、地域間の交渉関係の認識のために、型式を横に連ねるところの“横の構造”的内実を探るには、従来的な型式の内包／外延という議論を厳密化することがさらに必須となるが、将来的局面に於いては、現にあるところの土器か

ら要素／属性の抽出に収斂するのではなく、様々な土器環境をはらむ土器個体（個体1……個体N）を統括する“型式構造”という認識形態から立体的かつシステム的に型式の内／外を見分けられるようにならなければなるまい<sup>(19)</sup>。そのような対質作業こそが、土器という“事物”的分類にのみ関わるようと思われている型式論を、集団や社会が関わっているところの“事柄”へのアクセスを現実化する型式論にしてくれると考える<sup>(20)</sup>。——かかる対質作業の端緒としての拙稿〔大塚1986〕の参照を希う所以である。

本筋にもどろう。後期末／晩期初頭という編年枠の再確認によって、もう一つ筆者が気にかけていたことが解決できたのである。すなわち、安行3a式の標本資料の一つである椎塚出土土器（図18）によって示されたとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉が、今日的な資料状況から、どのような編年幅におさまるのかも筆者は問題にしてきたのであるが、幸い、そのことにも見通しがついたのである。

どうやら、集成されたとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉資料は、後期末／晩期初頭の限定された時期の東日本に見いだされることが判明したようである。とげ状あるいは角状の三叉紋が後期末（図21）から出現し始め、晩期初頭（図17-5、図18-1・2、図19-3・6・7・9、図20）にかけて展開することを筆者は見いだした次第である<sup>(21)</sup>。さらに付言するならば、とげ状あるいは角状の三叉紋は、東北では、晩期中葉大洞B-C式の辺りで、浅鉢形土器、台付浅鉢形土器、注口付き土器などに見られるいわゆるネガ紋様に変質していくと考えている<sup>(22)</sup>。ちなみに、とげ状あるいは角状の三叉紋の大洞B-C式のネガ紋様への変質に関しては、近年の林謙作氏や金子昭彦氏の大洞B-C式研究〔金子1991, 1992, 1993; 林1993〕で取り扱っている紋様の検討が参考となる。ただし、林氏や金子氏によって既に検討がなされているが、「B-C1式」問題が未決のままといわざるを得ないので、厳密には、B2式にも曖昧さを残すことになることは付言しておかねばなるまい。

では、樞原式紋様・滋賀里段階が後期末のとげ状あるいは角状の三叉紋に対比され、同・樞原段階以後に対応するのが晩期初頭のとげ状あるいは角状の三叉紋であることを次に説明して、本節をしめくくることにする。

**後期末の樞原式紋様と晩期初頭の樞原式紋様** 先に示したように、家根祥多氏が滋賀里IIIa式と大洞B-C式との並行関係を説いたことを支持するのに、日下貝塚での大洞B-C式と滋賀里IIIa式との組合せが有意であることに触れた。そして、滋賀里IIIa式には樞原式紋様は伴わないことも言及したが、筆者はこのことから、樞原式紋様は大洞B-C以前になるであろう可能性を考えたい。樞原式紋様の下限として、大洞B-C式以前、すなわち、大洞B2式（安行3a式の新しい部分）辺りが下限となる可能性があると思う。他方、筆者が気にかけているとげ状あるいは角状の三叉紋が展開するのは大洞B2式辺りが境となるようである。両紋様のそのような編年の位置関係は、両方の紋様の関連性を考える時にきわめて示唆的であろう。

それを踏まえ、今度は樞原式紋様の上限に移ろう。論件先取的に何度もくり返してきたように、樞原式紋様・滋賀里段階が後期末であると考える根拠となる資料を図21にまとめてある。

図21-1・3は、宮戸島台囲貝塚Bトレンチ第三群土器の壺形土器と台付浅鉢形土器である。図21-2は、さきに言及したように重要な意味を有している土器、福島・山辺沢遺跡出土の深鉢形土器である。台囲貝塚の壺形土器の体部紋様であるやや特異な入組紋の、その結合部付近にある縦区画について注目してみよう。結合部にある区画の中央には円形小瘤があり、その区画の上部にはとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉が窺える（だが、下側の区画部分には、とげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉は見えない）。また、山辺沢例では、胴部入組紋の中に円形小瘤があり、そこに向かって上下からとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉が配されている。

さらに関連資料として上げた台囲貝塚の台付浅鉢の台部の様相が興味深い<sup>(23)</sup>。台部に円形小瘤があり、それに向かって相対する三角形状の透かし〈p〉がある。

以上三例は、円形小瘤に向かって特殊な紋様が配されているが、とくに台囲貝塚Bトレンチ第三群土器の台付浅鉢形土器と山辺沢の深鉢形土器では、一方が三角形状の透かし〈p〉で、他方がとげ状あるいは角状の三叉紋（沈刻紋）〈t〉となり、表現手法がかなり異なるが、円形小瘤に向かって配されている点での共通性〈相対〉は非常に明瞭である。この共通性を重視して見回すならば、権原式紋様・滋賀里段階（図10-7、図13-1～3）の基準になっている、くっつくように相対する〈上下相対対向三角形割込紋〉に通じると見なせるであろう。しかも、宮戸島台囲貝塚の台付浅鉢の台部に見られる、十字状の透かし〈q〉にも注目するならば、滋賀里例（図13-1）に埋め込まれている背合となっている三角形割込紋の部分を、透かし彫りで写し取ったものであると見なせよう。つまり、台囲貝塚の台付浅鉢形土器の台部では、円形小瘤に向かって相対する三角形状の透かし〈p〉があることと十字状の透かし〈q〉があることは、滋賀里例（図13-1）の中に埋め込まれているような、くっつくように相対しているところの〈上下相対対向三角形割込紋〉と〈相対背合交互三角形割込紋〉を透かし彫りの技法で取り出してきたといえよう。

そのような理由から、権原式紋様・滋賀里段階からの影響・模倣関係で後期末の土器（図21）のとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉と、三角形状の透かし〈p〉と十字状の透かし〈q〉が生成してきたと考えるのである。しかし、権原式紋様では本来三角形割込紋の規則的配置によって、陰刻部／陽刻部が対になった意匠形態が出現する。だが、その点は東日本側では異なり、陽刻部表現は受け継がれなかったと考えればいいであろう。

当然ながら、上記した関係性の認定から、権原式紋様・滋賀里段階の編年的位置を後期末と認定することにもつながる。そして、このことを介して、滋賀里II式の一部は後期末という編年的位置を占めることになると筆者は考える。——必然的に、滋賀里I式は、後期末よりもさらに編年的位置は遡上することになるのである。

次に、晩期初頭〈関東・安行3a式（古い部分 - 中位の部分 - 新しい部分）／東北・大洞B1式（古い部分 - 新しい部分） - 大洞B2式〉の範囲で、紋様帶内に下方上方に突き出すとげ状あるいは角状の三叉紋〈t〉が登場していることに触れる。上下から突き出す場合（図19-3・6・7・9、図20）と片側から突き出す場合（図17-5、図18-1・2）の二通り在り方がある。上下から突き出

す場合（図19-3・6・7・9、図20）の中で、少なくとも、図19-3・6や図20は、相対対向の様子を呈しているといえよう。ここで重要なのは、先に提示した後期末の例で見られたような、くっつく相対の仕方が、晚期初頭の例では見られない点である。ということは、橿原式紋様・滋賀里段階から橿原段階への移行の際の相対の仕方の変化（くっつく→離れる）と同じことが、東日本の側でも起こっていると考えることができる。橿原式紋様からの影響を受けつつ、後期末の東日本では陽刻部表現は受け入れないで、三角形割込紋を模倣していたが、晚期初頭のこのようなとげ状あるいは角状の三叉紋の在り方も当然ながら、同じ様な関係の下で、選択的に東日本側で三角形割込紋を写し取った結果であろうと考える。

だが、他の例（図19-7・9）のとげ状あるいは角状の三叉紋は、交互に相対しているが、配される土器本来の紋様構成に規制されているとも考えられるので、交互の相対が橿原式紋様の本来の構成を継承しているかどうかは判断が難しいであろう。その意味で、東日本に於けるとげ状あるいは角状の三叉紋の在り方が、必ずしも本来の在り方を反映しているとは限らないことも配慮しなければなるまい。

そのような種々の問題点を考慮した上でも、しかしながら、相対的に向かいあう当該紋様を有する土器（図19-3・6、図20など）は、当該紋様の配置が必然的に交互となるような紋様と絡んで配される訳ではないので、橿原式紋様に於ける〈上下相対対向三角形割込紋〉を写していると考えて差し支えないであろう。例えば、図19-3の安行3a式深鉢形土器の胴部上半の磨消弧線紋と胴部入組紋のところにとげ状あるいは角状の紋様〈t〉があるが、きちんと相対しているのは胴部入組紋のところではなく、胴部上半の磨消弧線紋のところである。それ故に、相対の仕方の変化に着目することには意味があろう。——橿原段階やそれ以後の段階と東日本の晚期初頭の細別との明確な対応関係はうまく説明できないが、それは東日本側での受け入れが、要するに今説明したように選択的であることが大きな原因であると考える。

したがって、橿原式紋様での変化と同じ変化が東日本でも起きたと筆者は受け取る次第である。つまり、橿原式紋様に於ける三角形割込紋の相対の仕方が、くっつく相対の仕方（滋賀里段階）から離れながらの相対の仕方になる（橿原段階）という変化を共有するが、ただし東日本では橿原式紋様のすべてを取り込んだ訳ではないということである<sup>(24)</sup>。

必ずしもすべてを明確にした訳ではないが、縄紋後期末から晚期初頭にかけて橿原式紋様を構成する三角形割込紋が東日本の紋様体系に関与し、とげ状あるいは角状の三叉紋という形で受け入れられて行くというのが筆者の所見である。後期末の東日本の紋様体系に関与するのが橿原式紋様・滋賀里段階であり、晚期初頭の東日本の紋様体系に関与するのは、橿原段階とそれ以後の段階（宮滝古段階／宮滝新段階）であるとまとめておこう。見方を変えるならば、層位別資料に裏付けられた東日本の後期末／晚期初頭の型式変遷にほぼ対比できたのであるから、先に提示した筆者の橿原式紋様の変遷案が概ね妥当であろうことも示すことができたであろうと考える。

## 結語。——《縄紋列島史》の展望として——

従来の研究視点から判断すれば意外なことかもしれないが、樞原式紋様は縄紋時代の後期末から晩期初頭にかけて西日本に展開し、しかも部分的ではあるが東日本の同時期の土器紋様体系に受け入れられる、というのが小論の主張である。もちろん、小論は委細を尽くしていない点が多くあるが、従来の見方に大幅な変更を迫るものである。

樞原式紋様を有する土器は九州にも登場するのであるから、九州に於ける後期末／晩期初頭枠の確定に寄与し<sup>(25)</sup>、列島的規模で後期末から晩期初頭にかけての広域編年を構築する上で、樞原式紋様の広域分布は重要な事象である。樞原式紋様を手がかりにすると、後期末から晩期初頭にかけて、九州－本州の範囲での地域間の関係が緊密化したという把握ができるなどを強調したい。このことが最も注意を喚起したいことである。したがって、「東北における晩期土器各型式は広く各地に散見し、土着土器型式の年代区分の考定に有力な根拠を与える他、各地土着型式の拡大縮小の問題にも密接な関係を生じている。」〔山内1966: 8頁〕、という東北を起点とした視点だけでは縄紋晩期の実情を知り尽くせないことを、筆者は問題提起しておこう。西日本の樞原式紋様と、東日本のとげ状あるいは角状の三叉紋は、列島規模のホライズン形成を鳥瞰するのに格好の材料であること、すなわち、九州－本州の範囲で列島がシステム化されたことを知るのにまことに好便な紋様であることを理解していただきたい。ただし、そのシステム化が斎一的指向性ではないことは、単一紋様が広がることから明らかであろう。——各地の土器型式構造の差異に立ち入ればより明確になるであろうと考える<sup>(26)</sup>。

となれば、西日本に於ける樞原式紋様登場の動機や東日本に於ける受け入れの動機は、興味深いところである。しかし、ソフトな方面に立ち入るのは考古学は得手ではないので、それを知るのは難しい。そこで、配慮したいのは、樞原式紋様が土器（楕形、鉢形、浅鉢形）以外にも、木器（滋賀・松原内湖遺跡の楽器〔奈文研編1993: A I a類（15607）、175頁〕）、刀剣形石製品（後藤信祐氏の提唱にしたがう〔後藤1986, 1987〕）にも用いられることである。いわば、“樞原式紋様体系”として西日本で短期間ではあるが機能していたであろうことに注視しなければなるまい。しかも、縄紋時代後期から晩期に展開する刀剣形石製品に関して、先学の研究〔金関1978；後藤1986, 1987；西郷1967；中村1980；山本1979a・b, 1987など〕を参考して、筆者は“模擬戦”という祭祀の場で用いられる祭祀具と考えるに到っているとともに、刀剣形石製品から「緊張をはらむ時代像」を解読すべきとの感を強めている〔大塚1994c: 70-71頁〕。「緊張をはらむ時代像」という時代性認識に関して、さらには、稻作導入の時期遡上問題（=異文化接触時期遡上問題）〔高橋（護）1992；平井・川崎・久保1993など〕が関連してくると予測している。つまり、往時の“列島外的関係問題”（=国際問題）への対応という関心からも刀剣形石製品は検討されねばならないと考える。とするならば、“樞原式紋様体系”的機能は、列島外の動向と列島内の動向が無関係ではないそのような時代性の中で発揮されたと思われるるのである。筆者は、そのような予測の下で、樞原式紋様はきわ

## 大塚 達朗

めて往時の“有事的”時代性を象徴する紋様体系としての解明を必要とすることを強調しておきたい。——これが、橿原式紋様研究の重要性の所以と考える。同時に、そのような見通しに立つならば、筆者が示した、橿原式紋様が直接採用される地域、当該紋様がとげ状あるいは角状の三叉紋として転写される地域、それらの範囲は、縄紋晚期という大別枠の中で、《縄紋文化圏》をイエミックな広がりとして厳密に考究するときにきわめて有為な指標空間として重要であることは、多言を要しない。橿原式紋様のより丹念な分析が急務であることは諸賢に理解いただけたであろう。しかも、近代日本の成立以後、我々の心情に刷り込まれてきた単一な《日本》から投影するのではない《列島史》の再構築が今日的課題として現前にあるとの認識〔網野1990〕に連なるならば、各地域社会の在り方及び組合せの多様性を解明するために筆者が着手し例証し始めたような実証性を携えての《縄紋列島史》は、かかる新《列島史》の序章たる責務を抱えているであろう。

小論は、新視点に基づく橿原式紋様論の展開方向を提示したつもりである。さらなる展開のために、諸賢からのご叱正を仰ぎたい。さらに、小論に通底する型式論的態度として、縄紋土器という〈遺物〉から、どういう〈事柄〉が分かるのか、あるいは、いかなる〈事態〉が窺えるのか、それはどれほどの〈事件〉なのか、という関心から、“歴史学としての縄紋土器学”，をいかに対自化するかという指向性に基づくものであることも示したつもりである。このような型式論的態度に関しても博雅のご批判やご教示を乞う次第である。では、そろそろ擱筆することにする。

(1994. 12. 01. 稿了)

## 註

- 1). 1948年の滋賀里遺跡の調査で、宮滝式→「滋賀里式」という層位的所見が得られたのが〔坪井1951: 65頁〕、関西在地土器型式の編年のスタートであると考えられている。しかし、晚期研究の本義に照らした場合、大洞各式との対比を心がける広域編年に媒介された関西晚期編年としては、この時点から大きな混乱を有していたのである。筆者は、橿原式紋様に着目することで関西晚期編年の見直し及び広域編年の構築に関与する次第である。詳細は本文に譲るとして、ここでいう橿原式紋様は、図10-2～9などに見られる、三角形割込紋（沈刻紋）の規則的配置による陽刻部／陰刻部合わせた意匠表現形態を指す。

なお、小論の骨格をなす橿原式紋様論は、既に何回か言及してきた。最初は平成4年度科学研究費補助（総合A）研究成果報告書（課題番号04301049；代表 林 謙作）に於いてである〔大塚1994a〕。次が、日本考古学協会第60回総会での発表である〔大塚1994b〕。さらに、山内清男博士没後25年にちなみ『献呈論集』（未刊の段階なので仮にこう呼ぶ）が企画され、それのために寄稿した論文（「縄紋晚期研究の一断章——日下貝塚出土土器の再報告より——」（1994. 10. 13. 受理））に於いてである。『献呈論集』に際しては、中村五郎氏より多大なご配慮を頂戴した。感謝の念を表したい。さて、いずれも検討未了の点が多く、補訂の機会を考えていたが、今回当研究室紀要に大幅な紙数の余裕が生じたので、問題の重要性に鑑み、これまで論じ切れていない部分について、再度の検討を急遽試みた。したがって、重複した論点があることを予めお断りしておく。また、『献呈論集』よりも刊行がおそらく先になるが——論文集は1995年7月の刊行予定である——、小論に到る分析及び認識道程を検討していただければ幸いである。以前の論考では、橿原式紋様の変遷に関して、坪井清足氏の案との違いの説明に力点を置きながら、〈KS1群→KS2群→KS3群〉、という案を示しておいた。本論ではより細分することを心がけながら、〈橿原式紋様・滋賀里段階（=KS1群）→同・橿原段階（=KS2群）→同・宮滝古段階→同・宮滝新段階（=KS3群）

## 権原式紋様論

群)), という案に改訂している。他方, 小論では論じていないこともある。その点は『文献論集』の拙稿の参照を乞う次第である。さらに, これまで, 東北縄紋後・晚期編年研究については, 林謙作, 須藤隆, 小井川和夫, 高橋龍三郎, 高柳圭一, 村田章人, 金子昭彦各氏からのご教示と頂戴した論文別刷から得るところ大であり, 関西縄紋後・晚期編年研究及び関西弥生前期研究については, 泉拓良, 深澤芳樹, 家根祥多三氏からのご教示と頂戴した論文別刷から学ぶところ大である。各位のご厚情に衷心より感謝申し上げる。だが, 各分野に於ける意見の相異についてはすべて筆者の責任である。また, 小論に通底する型式論的見通しについては, 飯塚博和, 鈴木徳雄両氏との長年にわたる型式論研究会での議論の交換によるものである。常に率直に議論に応じてくれる両氏には深く感謝の意を表したい。文献の収集に関しては, 西田泰民, 藤城泰両氏より援助いただいた。文末になるが, 両氏に篤くお礼申し上げる。

- 2). 弥生前期・木葉紋研究の学史については, 詳細なまとめが工楽善通氏によって提出されている〔工楽1983: 39-42頁〕。木葉紋研究の全貌を見るのに恰好の論述である。小論ではこの工楽氏の学史的まとめを基本に, 適宜, 他氏の学史的論述〔小林1959, 1971; 亀谷1984; 深澤1989a・b; 藤田1982〕を参照した。
- 3). 坪井氏の前期弥生土器研究については, 佐原氏が紹介している。——「かつて坪井清足氏から, 唐古第I様式は, 愛知県西志賀遺跡にない段階, ある段階, そして突帯紋・籠描直線紋が発達した段階の三段階にわけることもできる, という考えをきいたことがある。」〔佐原1967: 112頁〕
- 4). 1948年に京都大学文学部考古学研究室が滋賀里遺跡を調査した後, 1971年2月～1972年5月にかけて滋賀里遺跡は調査された。縄紋晚期の部分を調査したのは1972年に入ってからであるので, ここでの記述では, 1948年の後の滋賀里遺跡の調査年を1972年と扱うことにしており〔加藤・丹羽ほか1973: 1-10頁; 泉1985: 104頁参照〕。
- 5). なお, 篠描表現に於いての変化として, 篠描無軸木葉紋→篠描縦軸木葉紋→篠描斜軸木葉紋, という変化を認定しているのは, 意匠形態の分析に加え, 前期弥生土器の細分案の適用を踏まえながらの, 細別意匠の同居具合, 施紋の機会(追加型施紋/順番型施紋), 縁取沈線の有無などの検討結果を根拠としている〔深澤1989b: 42-45頁〕。
- 6). “相同”(同一)・“相似”(同型)を人工物に於いてどう捉えるか, 古くは佐原眞氏の研究〔佐原1959〕があり, 深澤氏の論文の意義も当該問題との関係で評価すべき部分が多くある。最近では鈴木徳雄氏の一連の研究が当該問題に取り組んでいる〔鈴木1993, 1994a・bなど〕。小論では, それら三氏の研究から学んだ点があることを明記しておく。考古事象の解説に到る分析装置として“相同”(同一)の便宜性を弁えて用いなければなるまい。“相同”的認識(同一的認識)に連續性の意義が付与されて“系統”を持ち出すことがよく行われるが, “系統”を見いだしたと思ったところ(悟性的抽象)に止まるのではなく, 一系統としてくくれるよう土器が存在する様態とはいかななる事態なのかという形の問いに転成していかねばなるまい。アприオリに実体概念として“相同”や“系統”を持ち出すならば, 様々な“関係性”を見失うかもしれない。その意味で, オープン・システム下での縄紋土器の生成・展開に最初に気づいた山内博士が, 他方で, 縄紋土器の一系統論及び大陸北方起源論を先駆的に保持していたことが, 認識論的に調和的であったかどうかは看過できないであろう。
- 7). 報告書では, この壺形土器について, 工楽氏の木葉紋の分類案を援用しながら, 「紋様帶には木葉紋と鋸歯紋状の紋様を配置する。この木葉紋はX木葉紋と+半截木葉紋が組み合わされたもので, 他に類例をみないものである。縦の区画線は2条である。鋸歯紋状の紋様は2個, X木葉紋は2個で, それ以外は+半截木葉紋で構成されている。」〔前田(佳)ほか1993: 60-62頁〕, と解説している。
- 8). 図7の第1様式a期は滋賀里I式, 第1様式b期は滋賀里II式, 第1様式c期は滋賀里IIIa式, 第2様式は滋賀里IIIb式に対応する。第2様式(滋賀里IIIb式)は精製の浅鉢形土器で見た場合, 三段階の細分(図7-42～45→同55・58→同54・56・57・59・60)の可能性が示されている〔泉1989: 312頁〕。
- 9). 篠原式の古段階(図9-上)と篠原遺跡出土の滋賀里IIIa式(図8-1-23)——幅の狭いナデ帯を頸部に持つのが特徴のこの土器は滋賀里IIIa式の中でも新しい部分と考えられている——との分離は必ずしも明

## 大塚 達朗

確ではないように筆者には思える。また、篠原式の古段階には頸部にナデ帯を残す深鉢形土器（図9-上左2例）が位置づけられているが、家根氏の滋賀里Ⅲa式の定義に照らした場合、篠原式の古段階は滋賀里Ⅲa式の新段階として把握すべきかどうかの検討もすべきであろうとの感想を附記しておく。

- 10). 宮滝新段階では、〈上下交互対向三角形削込紋〉例と〈上下相対対向三角形削込紋〉例を見いだしているが、宮滝古段階では、〈上下相対対向三角形削込紋〉の好例を見いだしてはいない。
- 11). 宮滝式後期末説とは、関西の宮滝式及びそれと近似した瀬戸内地方の並行型式・福田KⅢ式が縄紋後期末であるという、山内博士の主張のことである。その内容は、1951年には、原始文化第3回研究会で報告され〔鎌木・木村1956: 189, 201頁〕、1952年には、公刊された愛知・吉胡貝塚の報告書で宮滝式後期末説の根拠が語られている。——博士担当の第2トレンチの後期の部分の報文の註2に於いて、「この式（吉胡貝塚出土土器一引用者註）と同様卷貝の沈線ある土器は関東地方には無いが、畿内の宮滝式、これに並行する岡山方面の土器（福田KⅢ式）に一般的である。尚ここで注意して置きたいのは宮滝式が晩期ではなく、後期の終末に位する理由である。宮滝遺跡にはこの式以外の晩期のものも出て居るが、末永雅雄氏（奈良県史蹟報告15冊）のいわゆる宮滝式は卷貝の沈線又は扇状圧痕を有する土器のみを指しているのである。一方同県の樅原遺跡の土器は何型式かに細分し得るであろうが、亀ヶ岡式前半のものを伴出し、宮滝式を含まない。従って宮滝式は晩期以外即ち以前であるべき筈である。宮滝からは樅原に無い磨消縄紋上の瘤を有する土器を出しておるが、これは関東北の後期終末頃の特徴であり、宮滝式の年代を暗示するものと考えられる。」〔山内1952: 114頁〕、との説明がある。

1950年代初頭に提唱されたこの主張は、同年代中頃には広範囲に受け入れられたようである〔鎌木・木村1956; 小島1956; 藤森1956〕。

- 12). 久永氏は調査トレンチに於いて以下のようなきわめて細かな変遷を認めていた〔久永1952: 82-83頁〕。

「第4トレンチ上層貝層の土器および第1トレンチ西半区域上層貝層の土器」



「第4トレンチ下層貝層上半及び第1トレンチ西半区域下層貝層の土器」



「第4トレンチ下層貝層下半の土器」



「第4トレンチ貝層下混貝細礫層の土器」（宮滝式包含層一引用者註）

そして、報告では説明されていないが「第4トレンチ下層貝層下半の土器」中に、東北・後期末の瘤付土器が出土しているのである〔同: 図31下-上左から2番目, 76頁〕。さらに、上層の「第1トレンチ西半区域下層貝層の土器」中には、「安行2式の伝統をつぐもの」や「安行3a式として説かれているものに類似するもの」が認められることが報告されている〔同: 72頁〕。かなり整合性のある層位的所見と評価しなければなるまい。

- 13). 吉胡貝塚の報告ができる前の1949年の調査で宮滝式より関東・後期末の安行2式の方が上層から出土するという層位的所見が得られていたのである〔久永ほか1972: 92, 98-127頁〕。報告書の刊行が遅れ伊川津貝塚の調査所見の全体を共有されるのが遅くなったことは残念である。
- 14). 東北の研究者の中では、胴部上半と胴部の紋様の判断から、安行3a式（図19-3）が二月田貝塚に存在することから東北の「晩期1a期」と安行3a式の並行関係を示唆していると説く、須藤隆氏の議論は注目すべきである〔須藤1992a: 691-692頁〕。——当例について付言するならば、胴部の入組紋は横連繫型であり、小豆沢例（図17-4）の胴部紋様に近いのである。筆者は、須藤氏が行った点検をもっと徹底すべきという立場になる。
- 15). 山内博士は最初に椎塚例（図18-1～3）に言及した時から「亀ヶ岡式」ではなく「安行式」として弁別していたのである〔山内1930a: 147-148頁〕。したがって、ここに示されている磨消縄紋が安行3a式紋様に固有であることを示唆されていることに気がつかねばなるまい。小豆沢例〔山内1967: 図版90〕（図

## 権原式紋様論

17-4), 下沼部例〔山内1967: 図版92〕と併せて比較検討すれば、各種入組紋に共通の原則が見いだされる次第である。ちなみに、椎塚資料を再度取り上げた時には、山内博士は、「……(イ)〈図18-1〉(ロ)〈図18-3〉(ニ)〈図18-2〉は磨消繩紋の文様があり、その中に三叉文という三角形をした沈刻が加えられている。東北では大洞B1式にその例があり、関東では安行3a式に見られる。この三叉文は関東北のみならず、中部地方、畿内に至る晩期の開幕を告げるものである。」〔山内1966: 8頁〕(カ)内は引用者)、という解説を加えている。この時点では既に「雨滝式」を提示する芹沢氏の議論〔芹沢1960: 197-223頁〕があるのだから、どのような三叉紋が晩期を代表する紋様なのかを念頭に置きながら、各種ある三叉紋の中で種類を限定した意見として、この解説を受けとめるべきであろうと考える。その意味では、図18-1・2の紋様帶内に突き出すとげ状あるいは角状の沈刻紋〈t〉は注目すべき特異な三叉紋であり、このような三叉紋を従来の研究はおろそかにしてきたというのが筆者の主張である。しかも、これが権原式紋様に由来するから、広域編年が可能なのであるとの主張が小論のささやかな画竜点睛である。詳細は本文に譲る。なお、小豆沢安行3a式と椎塚安行3a式との関係について明言していないが〔大塚1992〕、前後関係(小豆沢→椎塚)にあることは『文献論集』で触れ(註1参照)、本論で明確にしておいた。

- 16). 宮戸島台廻貝塚Bトレンチの層位別資料に基づいて、小井川和夫氏は、第四群土器→第三群土器→第二群土器→第一群土器、という変遷を提示している〔小井川1980〕。東北の後期末／晩期初頭を考える際の重要な変遷序列を提示したことになる。しかし、第二群土器を大洞B1式と捉えた上で、第二群土器を後期末に位置づける意見(同: 19頁)に関しては、本文で述べる検討結果に照らして賛成できない。また、最初の研究〔高柳1988a〕で、後期末・第IV段階と認定した瘤付土器の一部を晩期初頭に繰り込むようになった高柳氏の近年の見方〔高柳1993a・b〕に関しても、本文で述べる検討結果に照らして賛成できない。
- 17). 埼玉・馬場小室山例(図19-12)と田柄貝塚II-2層例(図19-13)は、村田氏によって、「外傾頸部繩文帶型」という重要な問題提起で〔村田1992: 21-24頁、1993: 72-74頁〕、大洞B2式期ホライズンを査定する土器として既に俎上に上げられているきわめて重要な土器資料である。氏の問題提起に呼応し筆者なりの展開を本文で試みる次第である。
- 18). このような問題意識を明確にした先駆的研究が、佐藤達夫氏の研究である〔佐藤1974〕。従来の研究との異同を一言で述べるならば、山内博士以来の繩紋土器型式編年研究が、型式間の位置関係や型式間の類縁関係を問う姿勢故に、“外観の型式論”という相貌を呈するのに対し、佐藤氏の繩紋土器型式分析は、単位として扱う型式のその内実を社会集団論的に解読しようとしたという意味で、“内視の型式論”とでも呼ぶべき、別の方向付けを意図した型式論である(ただし、志半ばで冥界に移ったため、未完に終わる)。とりわけ、繩紋土器研究の今日的課題である“横の構造”を見通す基本的論点が準備されていた型式論であることを銘記すべきであろう。もちろん、本文で取り上げる〈“キメラ”土器〉という問題構制についても、佐藤氏の授業及びカフェ・アーケオロジーの場でのご教示に負うものである。
- 19). 大洞B1式の小豆沢安行3a式入組紋への対応は、あくまで在地的施紋原則に則り在地的な形態に於いて装飾上の取り込みを行うのを基本としているから、そのような精製土器の存立様態は、“直接的二重構造”を呈していると見なすことにしている。他方、安行2式から安行3a式にかけて、関東側は少し異なる精製土器の存立様態となると思う。外塚の安行2式入組紋土器に並行するのは例えば埼玉・雅楽谷遺跡〔橋本ほか1990〕の安行2式帶繩紋土器・SK5号土坑例であり、小豆沢の安行3a式入組紋土器に並行するのは、同じく雅楽谷・安行3a式帶繩紋土器・SK26号土坑例と考える。詳細は別稿に委ねるとして、瘤付土器の形態・装飾の模倣製作を起源としながらも、在地的展開に於いて安行2式入組紋の紋様帶区画内横連繩型入組紋〈描線〉原則は、安行2式帶繩紋土器固有の施紋原則の応用に由来すると考える。このような関東側の精製土器様態は安行3a式に引き継がれる。筆者は関東側の精製土器の存立様態は、帶繩紋土器と入組紋土器とが一体をなしつつ分岐している故に、“二肢的二重構造”と見るべきと考える。施紋原則では、関東・紋様帶内横連繩型入組紋〈描線〉原則—東北・紋様帶内上下起終点型入組紋〈描線〉原則という布置関係が存在し、型式構造としては、関東・二肢的二重構造—東北・直接的二重構造という

## 大塚 達朗

布置関係が存在している。両地域の関係及び両地域の社会構成体の内的編制を窺うのに重要な手がかりであろう。この二点からでも、たがいに相當に異なった社会構成体が存在したこと及びそれら内実を異なる社会構成体間を結ぶ安定した交通関係が予見されよう。——“キメラ”土器の存在は交通関係の理解（モノの動き／人の動き／往還システム等々）に重大な示唆を与えてくれよう。——さらには、関東・東北の該期土偶論のための認識基盤を与えてくれよう。いずれ、詳述する予定である。

- 20). 近年、先土器時代ナイフ形石器研究を通じて、一步も二歩も先んじた型式論が田村 隆氏によって提出されている〔田村1992, 1994〕。その内容をここで紹介するのは省略するが、このような先鋭な研究の認識深奥には、実体主義ではなく関係主義を準拠としたスタンスの取り方があることを承知し、我々の取るべき態度問題に引き付けて味読すべきであろうことを指摘しておく。
- 21). 議論の都合から、とげ状あるいは角状の三叉紋を有する土器で、しかも器形がよく分かる土器を中心図示してある。実際は関東・東北により多く散見される〔高山ほか1992a・b 参照〕。また、本文では関東側の議論は少ないが、千葉・奈土遺跡の浅鉢形土器〔小林編1989：土器番号912, 206頁〕、埼玉・石神貝塚出土の浅鉢形土器〔金子ほか1975：第16図-135, 50頁〕、同・小深作遺跡の浅鉢形土器〔三田村1990：第25図-447, 47頁〕など、関東地方出土の安行3a式にも、もちろん、とげ状あるいは角状の三叉紋を有する好例がある。
- 22). いわゆるネガ紋様についての学史的経緯については、高橋龍三郎氏の論述による〔高橋（龍）1990：196-197頁〕。
- 23). 同種とみてよい台付浅鉢形土器の台部が例えば、田柄貝塚第VII群〈III-2層〉中にある〔手塚ほか1986：第59図-12, 106頁〕。今後一層の注意が必要であろう。
- 24). 関東・東北への橿原式紋様土器（楕形・鉢形・浅鉢形）の流入を示す資料が集成され始めているだけに〔大竹1983；鈴木（加）1985など〕、東日本の在地紋様体系への受け入れ方が選択的であるのは興味深い。
- 25). 坪井清足氏が以前から関西と九州の晩期初頭の関係として指摘している〔坪井1981a：156頁, 1982：148-149頁〕。近年でも、滋賀里I式や同II式の九州への搬入と晩期初頭の時期区分に関連する意義が指摘されている〔坂本1993：9-16頁〕。だが、本文で説明したように、九州の貫川例（図13-3）は後期末になり、滋賀里II式の一部は後期末に遡るとの筆者の判断からは、九州の後期末／晩期初頭編年は相当に再考されるべきと考える。近年九州地方での橿原式紋様土器資料は増加しているので、在地型式との関係も精度を増すであろう。その詳細は別の機会に触れる必要があろう。
- 26). 『献呈論集』（註1参照）では、橿原式紋様—安行3a式—大洞B1式、という広域に及ぶホライズンに於ける精製土器の存立様態として、異種／別種の二重構造（橿原式紋様圈）、二肢的二重構造（安行3a式）、直接的二重構造（大洞B1式）、という認定から、地域性を保持した“横の構造”的理解を示唆しておいた。さらに、そのことから、相応のアイデンティティーを保持した地域間の交流という図式を見通しておいた。

## 引用・参考文献

- 網野善彦 1990 『日本論の視座——列島の社会史』、小学館
- 泉 拓良 1985 「滋賀県 滋賀里遺跡《晩期の編年と亀ヶ岡式土器の伝播》」『探訪 縄文の遺跡 西日本編』 101-107, 有斐閣
- 泉 拓良 1989 「西日本磨研土器様式」『縄文土器大観』 4：311-314, 小学館
- 泉 拓良 1990 「西日本凸帯文土器の編年」『文化財学報』 8：55-79, 奈良大学文化財学科
- 泉 拓良 1991 「縄文文化」『考古学 その見方と解釈』上：75-114, 筑摩書房
- 井藤暁子 1981 「弥生土器——近畿 1——」『考古学ジャーナル』 195：8-14
- 梅原末治・小林行雄 1951 『京都大学文学部陳列館 考古図録』（新輯），京都大学文学部

### 樞原式紋様論

- 大竹憲治 1983「関東・東北地方出土の近畿系晚期縄文土器について」『考古学ジャーナル』224: 23-25
- 大塚達朗 1981「小豆沢出土安行3a式深鉢再考——三叉紋の系譜から——」『彌生』11: 14-22, 東京大学文学部考古学研究室談話会
- 大塚達朗 1986「安行1式土器型式構造論基礎考」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』5: 1-40
- 大塚達朗 1992「安行式研究の現状—晚期初頭編年の要・安行3a式—」『シンポジウム 縄文時代後・晚期 安行文化 発表要旨』1-8, 埼玉考古学会・「土偶とその情報」研究会
- 大塚達朗 1994a「広域編年に関する安行式研究からの提言」『縄紋晚期前葉 - 中葉の広域編年一文部省科学研究費(総合A)研究成果報告書』36-41, 北海道大学
- 大塚達朗 1994b「樞原式紋様の再検討」『日本考古学協会第60回総会研究発表要旨』22-25
- 大塚達朗 1994c「石剣」『東アジアの形態世界』68-72, 東京大学出版会
- 岡田茂弘 1965「縄文文化の発展と地域性 近畿」『日本の考古学』II: 193-210, 河出書房新社
- 岡本 勇・戸沢充則 1965「縄文文化の発展と地域性 関東」『日本の考古学』II: 97-132, 河出書房新社
- 荻田昭次・島田義明 1972「弥生時代の遺物」『勝部遺跡』68-98, 豊中市教育委員会
- 賀川光夫 1956「各地域の縄文式土器 九州」『日本考古学講座』3: 209-224, 河出書房
- 加藤 修・丹羽祐一ほか 1973『湖西線関係遺跡調査報告書』, 真陽社
- 金閥 恕 1978「木製武器」『日本原始美術体系』5: 176, 講談社
- 金子昭彦 1991「大洞B2式の磨消縄文について(上)——東北地方北部を中心として——」『研究紀要』XI: 1-60, 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 金子昭彦 1992「大洞B2式の磨消縄文について(中)——東北地方北部を中心として——」『研究紀要』XII: 1-44, 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 金子昭彦 1993「大洞B2式の磨消縄文について(下)——東北地方北部を中心として——」『研究紀要』XIII: 1-51, 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 金子裕之 1979「茨城県広畠貝塚出土の後・晚期縄文式土器」『考古学雑誌』65-1: 17-71
- 金子裕之ほか 1975「埼玉県石神貝塚の調査」『埼玉考古』13・14: 1-86
- 鎌木義昌・木村幹夫 1956「各地域の縄文式土器 中国」『日本考古学講座』3: 188-201, 河出書房
- 鎌木義昌・高橋 譲 1965「縄文文化の発展と地域性 瀬戸内」『日本の考古学』II: 230-249, 河出書房新社
- 亀谷尚子 1984「木葉文土器の考察」『西部瀬戸内における弥生文化の研究』101-112, 山口大学人文学部考古学研究室
- 工楽善通 1964a「解説文 23」『日本原始美術』3: 158-159, 講談社
- 工楽善通 1964b「解説文 24~27」『日本原始美術』3: 159, 講談社
- 工楽善通 1983「遠賀川式土器における木葉文の展開」『文化財論叢』48-62, 同朋舎出版
- 工楽善通 1986「赤彩紋」『弥生文化の研究』3: 105-113, 雄山閣
- 小井川 和夫 1980「宮戸島台廻貝塚出土の縄文後期末・晚期初頭の土器」『宮城史学』7: 9-21
- 小井川 和夫 1994「東北中部-北部の晚期前葉の土器」『縄紋晚期前葉 - 中葉の広域編年一文部省科学研究費(総合A)研究成果報告書』16-18, 北海道大学
- 小池史哲ほか 1979『山陽新幹線埋蔵文化財調査報告』12, 福岡県教育委員会
- 紅村 弘・増子康真・山口 克 1981『東海先史文化の諸段階 本文編・補足改訂版』, 紅村 弘
- 小島俊次 1954「吉野川流域の古文化について」『奈良県総合文化調査報告書 吉野川流域』291-352, 奈良県教育委員会
- 小島俊次 1956「各地域の縄文式土器 近畿」『日本考古学講座』3: 173-187, 河出書房
- 後藤勝彦 1971『二月田貝塚』, 宮城県塩釜女子高等学校社会部
- 後藤勝彦 1972『二月田貝塚(II)』, 宮城県塩釜女子高等学校社会部
- 後藤勝彦 1990『仙台灣貝塚の基礎的研究』, 東北プリント

大塚 達朗

- 後藤勝彦ほか 1971「宮城県七ヶ浜沢上貝塚の調査」『仙台灣』1：1-15，仙台灣刊行会
- 後藤信祐 1986「縄文後晩期の刀剣形石製品の研究（上）」『考古学研究』33-3：31-60
- 後藤信祐 1987「縄文後晩期の刀剣形石製品の研究（下）」『考古学研究』33-4：28-48
- 小林達雄編 1989『縄文土器大観』4，小学館
- 小林 克ほか 1984「柏木森遺跡」『東北縦貫自動車道発掘調査報告書』VII：19-71，秋田県教育委員会
- 小林行雄 1932「安満B類土器考——北九州第二系弥生式土器への関連を論ず——」『考古学』3-4：3-12
- 小林行雄 1951『日本考古学概説』，東京創元社
- 小林行雄 1959「木葉状文」『図解考古学辞典』354，東京創元社
- 小林行雄 1971「解説」『論集 日本文化の起源』1：2-86，平凡社
- 小林行雄 1972『民族の起源』，塙書房
- 西郷信綱 1967『古事記の世界』，岩波書店
- 斎藤良治 1968「陸前地方縄文文化後期後半の土器編年について—宮戸台廻貝塚及び西ノ浜貝塚の土器を中心として—」『仙台灣周辺の考古学的研究』54-67，宝文堂
- 坂本嘉弘 1993「東九州における縄文時代晩期開始の問題—大野町夏足原採集の遺物紹介を兼ねて—」『おおいた考古』6：1-17
- 佐藤達夫 1974「土器型式の実態—五領ヶ台式と勝坂式の間—」『日本考古学の現状と課題』81-102，吉川弘文館
- 佐藤達夫編 1974『日本考古学選集』21，築地書館
- 佐原 真 1959「弥生式土器製作技術に関する二、三の考察——櫛描文と回転台をめぐって——」『考古学研究』5-4：2-11
- 佐原 真 1967「山城における弥生文化の成立—畿内第I様式の細別と雲ノ宮遺跡出土土器の占める位置—」『史林』50-5：103-127
- 佐原 真 1968「畿内地方」『弥生土器集成本編』2：53-72，東京堂
- 佐原 真・横山浩一 1960『京都大学文学部博物館考古学資料目録』1，京都大学文学部
- 潮見 浩 1960「山口県岩田遺跡出土縄文時代遺物の研究」『広島大学文学部紀要』18：90-148，広島大学文学部
- 潮見 浩 1964「中・四国の縄文晩期をめぐる二、三の問題」『日本考古学の諸問題』17-27，考古学研究会十周年記念論文集刊行会
- 嶋村友子ほか 1987『八尾市内遺跡昭和61年度発掘調査報告書——恩智遺跡の調査——』I，八尾市教育委員会
- 末永雅雄 1934『宮滝の遺跡』，桑名文星堂
- 末永雅雄 1986『日本考古學への道』，雄山閣
- 末永雅雄・小林行雄・藤岡謙二郎 1943『大和唐古弥生式遺跡の研究』，桑名文星堂
- 末永雅雄ほか 1961『樞原』，奈良県教育委員会
- 末永雅雄・藤井祐介 1969「縄文晩期文化 近畿」『新版考古学講座』3：352-367，雄山閣
- 杉原莊介 1964「遠賀川式土器」『日本原始美術』3：131-134，講談社
- 杉原莊介・戸沢充則 1965「茨城県立木遺跡」『考古学集刊』3-2：35-72
- 鈴木加津子 1985「関東北の関西系晩期有文土器小考」『古代』80：258-276
- 鈴木加津子ほか 1985『外塚遺跡』，下館市教育委員会
- 鈴木徳雄 1993「称名寺式の変化と中津式—型式間交渉の一過程—」『縄文時代』4：21-51
- 鈴木徳雄 1994a「称名寺式の形制と施紋域—文様構成の地域伝統と型式変化—」『東海大学校地内遺跡調査団報告』4：65-94
- 鈴木徳雄 1994b「諸磕a式の文様帶と施文域—文様帶の生成と変容—」『縄文時代』5：53-76

## 樞原式紋様論

- 須藤 隆 1984「北上川流域における晩期前葉の縄文土器」『考古学雑誌』69-3：1-51
- 須藤 隆 1992a「東北地方における晩期縄文土器の成立過程」『東北文化論のための先史学歴史学論集』655-707, 今野印刷
- 須藤 隆 1992b「東北地方における晩期縄文土器の成立過程について」『シンポジウム 縄文時代後・晩期 安行文化 発表要旨』30-34, 埼玉考古学会・「土偶とその情報」研究会
- 芹沢長介 1960『石器時代の日本』, 築地書館
- 高橋 譲 1980「弥生土器——山陽 1——」『考古学ジャーナル』173: 22-26
- 高橋 譲 1986「籠描紋」『弥生文化の研究』3: 53-59, 雄山閣
- 高橋 譲 1987「遠賀川式土器」『弥生文化の研究』4: 7-15, 雄山閣
- 高橋 譲 1992「縄文時代の爛痕土器」『考古学ジャーナル』355: 15-17
- 高橋 龍三郎 1990「学界動向 土器型式編年論 晩期」『縄文時代』1: 196-198
- 高柳圭一 1988a「仙台湾周辺の縄文時代後期後葉から晩期初頭にかけての編年動向」『古代』85: 1-40
- 高柳圭一 1988b「宮城県金剛寺貝塚の再検討」『村上徹君追悼論文集』55-71
- 高柳圭一 1993a「1992年の縄文時代学界動向 土器型式編年論 晩期」『縄文時代』4: 160-166
- 高柳圭一 1993b『大洞B式の成立過程とその細分』(発表要旨; 文献一覧; 編年表; 資料1~24; 追加資料1~7), 阿佐ヶ谷先史学研究会
- 高山清司ほか 1992a『埼玉考古 別冊』4-1, 埼玉考古学会・「土偶とその情報」研究会
- 高山清司ほか 1992b『埼玉考古 別冊』4-2, 埼玉考古学会・「土偶とその情報」研究会
- 玉川一郎ほか 1984『山辺沢』, 飯館村教育委員会
- 田村 隆 1992「遠い山・黒い石—武藏野II期石器群の社会生態学の一考察—」『先史考古学論集』2: 1-46, 安斎正人
- 田村 隆 1994「型式学・様式論・記号学」『古代文化』46-9: 1-18
- 坪井清足 1951「滋賀県大津市滋賀里遺跡」『考古学年報』1: 65-66
- 坪井清足 1959a「樞原遺跡」『図解考古学辞典』155, 東京創元社
- 坪井清足 1959b「滋賀里遺跡」『図解考古学辞典』399, 東京創元社
- 坪井清足 1959c「縄文式土器」『図解考古学辞典』466-478, 東京創元社
- 坪井清足 1959d「丹治遺跡」『図解考古学辞典』636, 東京創元社
- 坪井清足 1959e「弥生式土器」『図解考古学辞典』982-995, 東京創元社
- 坪井清足 1962「縄文文化論」『日本歴史』1: 109-138, 岩波書店
- 坪井清足 1981a「縄文晩期の土器 西日本」『縄文土器大成』4: 155-158, 講談社
- 坪井清足 1981b「主要遺跡・図版解説 滋賀里遺跡 滋賀里式／樞原式」『縄文土器大成』4: 178-180, 講談社
- 坪井清足 1982「縄文時代雑感」『古文化論集』上: 147-151, 森貞次郎博士古希記念論文集刊行会
- 坪井清足 1986〔1979〕「縄文時代晩期の西日本 2 晩期の北陸と近畿」『埋蔵文化財と考古学』117-125 (原著〔1979〕未見), 平凡社
- 手塚 均ほか 1986『田柄貝塚』I (遺構・土器編), 宮城県文化財保護協会
- 直良信夫 1931「弥生式土器に於ける七宝繫状紋様に就いて」『考古学雑誌』21-11: 13-27
- 直良信夫・小林行雄 1932「播磨国吉田史前遺跡の研究」『考古学』3-5: 2-27
- 中村誠二ほか 1990「馬場小室山遺跡」『馬場小室山遺跡 (第21・24・25次) 宮本遺跡 (第2次)』11-100, 浦和市教育委員会
- 中村友博 1980「弥生時代の武器形木製品」『東大阪市遺跡保護調査会年報 1979年度』51-76, 東大阪市遺跡保護調査会
- 奈良国立文化財研究所編 1993『木器集成図録 近畿原始篇』, 奈良国立文化財研究所
- 橋本 勉 1992a「安行式における弧線紋系土器について—安行3a式無紋地弧線紋系土器を中心として—」

大塚 達朗

- 『埼玉考古』29: 43-62
- 橋本 勉 1992b 「安行式土器と中部・関西編年との関係」『シンポジウム 繩文時代後・晚期 安行文化 発表要旨』26-29, 埼玉考古学会・「土偶とその情報」研究会
- 橋本 勉ほか 1990『雅楽谷遺跡』, 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 花田勝広ほか 1984『大県・大県南』, 柏原市教育委員会
- 林 謙作 1993「曲田 I と八幡——東北北部晚期前葉の土器——」『論苑 考古学』223-263, 天山舎
- 林 謙作 1994 「回顧と展望—広域編年1993-1994—」『繩紋晚期前葉 - 中葉の広域編年—文部省科学研究所費（総合 A）研究成果報告書』1-9, 北海道大学
- 樋口清之 1936『大和竹内石器時代遺蹟』, 大和国史会
- 久永春男 1952「第一トレンチ西半区域及び第四トレンチ」『吉胡貝塚』51-93, 文化財保護委員会
- 久永春男 1969「繩文後期文化 中部地方」『新版考古学講座』3: 231-248, 雄山閣
- 久永春男ほか 1972『伊川津貝塚』, 渥美町教育委員会
- 平井泰男・川崎新太郎・久保理恵子 1993「岡山県立大学建設に伴う窪木遺跡・南溝手遺跡の発掘調査」『所報 吉備』14: 1-3, 岡山県古代吉備文化財センター
- 深澤芳樹 1989a「木葉紋と流水紋とからみた西川津遺跡」『朝酌川河川改修工事に伴う西川津遺跡発掘調査報告書』V: 135-142, 島根県教育委員会
- 深澤芳樹 1989b「木葉紋と流水紋」『考古学研究』36-3: 39-66
- 藤岡謙二郎ほか 1942『大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告』12, 大阪府
- 藤田憲司 1982「中部瀬戸内の前期弥生土器の様相」『倉敷考古館研究集報』17: 54-132
- 藤本彌城ほか 1977「柳沢太田房貝塚」『那珂川下流の石器時代研究』I: 69-143, 藤本彌城
- 藤森栄一 1956「各地域の繩文式土器 中部」『日本考古学講座』3: 151-172, 河出書房
- 前田義人 1987「繩文時代晚期前半の土器編年について—北九州市域を中心として—」『文化史論叢』上: 100-123, 創元社
- 前田義人ほか 1989『貫川遺跡』2, 北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室
- 前田義人ほか 1993『貫川遺跡』7, 北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室
- 前田佳久ほか 1993『大開遺跡』, 神戸市教育委員会
- 楨 要照 1968「陸前宮戸島に於ける繩文後期末遺物の研究—台廻出土の土器についての一考察—」『仙台湾周辺の考古学的研究』68-82, 宝文堂
- 三田村美彦 1990『小深作遺跡調査報告—第3次調査—』, 大宮市教育委員会
- 村田章人 1992「繩文晚期前葉における大洞, 安行式の関係」『シンポジウム 繩文時代後・晚期 安行文化 発表要旨』18-25, 埼玉考古学会・「土偶とその情報」研究会
- 村田章人 1993「大洞 B 式と安行 3a 式の関係についての予察」『埼玉考古』30: 63-81, 埼玉考古学会
- 森本六爾 1930「長門発見の一弥生式土器——其の青銅器との関連——」『考古学』1-3: 50-56
- 森本六爾 1943『日本考古学研究』, 桑名文星堂
- 森本六爾・小林行雄 1939『弥生式土器集成図録』正編, 東京考古学会
- 家根祥多 1981「晚期の土器 近畿地方の土器」『繩文文化の研究』4: 238-248, 雄山閣
- 家根祥多 1992「西日本における晚期繩文土器の成立過程について」『シンポジウム 繩文時代後・晚期 安行文化 発表要旨』35 (a+b) -45, 埼玉考古学会・「土偶とその情報」研究会
- 家根祥多 1993「遠賀川式土器の成立をめぐって—西日本における農耕社会の成立—」『論苑 考古学』267-329, 天山舎
- 家根祥多 1994「篠原式の提唱—神戸市篠原中町遺跡出土土器の検討—」『繩紋晚期前葉 - 中葉の広域編年—文部省科学研究所費（総合 A）研究成果報告書』36-41, 北海道大学
- 山崎純男 1980「弥生文化成立期における土器の編年の研究—板付遺跡を中心としてみた福岡・早良平野の

### 檀原式紋様論

- 場合——」『古文化論攷』117-192, 鏡山猛先生古希記念論文集刊行会  
山内清男 1930a「所謂亀ヶ岡式土器の分布と縄紋式土器の終末」『考古学』1-3: 1-19  
山内清男 1930b「所謂亀ヶ岡式土器の分布云々に関する追加1」『考古学』1-4: 61-65  
山内清男 1932a「日本遠古の文化 3 縄紋土器の終末」『ドルメン』1-6: 46-50  
山内清男 1932b「日本遠古の文化 正誤」『ドルメン』1-7: 52-53  
山内清男 1937「縄紋土器型式の細別と大別」『先史考古学』1-1: 29-32  
山内清男 1939『日本遠古之文化』(新版・補註付), 先史考古学会  
山内清男 1952「第二トレンチ」『吉胡貝塚』93-124, 文化財保護委員会  
山内清男 1966「縄紋式研究史に於ける茨城県遺跡の役割」『茨城県史研究』4: 1-12  
山内清男 1967『日本先史土器図譜』(再版・合冊), 先史考古学会  
山内清男ほか 1964『日本原始美術』I, 講談社  
山内清男ほか 1971「山内清男先生と語る」『北奥古代文化』3: 59-80  
山本 彰・水野昌光 1981『錦織南遺跡—縄文時代晩期の河道の調査—』, 大阪府教育委員会  
山本暉久 1979a「石棒祭祀の変遷(上)」『古代文化』31-11: 1-41, 古代学協会  
山本暉久 1979b「石棒祭祀の変遷(下)」『古代文化』31-12: 1-24, 古代学協会  
山本暉久 1987「石棒性格論」『論争・学説 日本の考古学』3: 95-122, 雄山閣  
用田政晴 1988『杉沢遺跡発掘調査概要報告書』, 伊吹町教育委員会

### 図の出典

- 図1坪井1962文献 図2工楽1983文献 図3家根1981文献 図4工楽1983文献 図5亀谷1984文献 図6・1, 図6・2深澤1989b文献 図6・3-1深澤1989a文献 図6・3-2前田(佳)ほか1993文献 図7泉1989文献 図8・1, 図8・2家根1992文献 図9家根1994文献 図10末永ほか1961文献 図11-1・3工楽1983文献 図11-2前田(義)ほか1989文献 図11-4紅村・増子・山口1981文献 図12末永ほか1961文献 図13-1加藤・丹羽ほか1973文献 図13-2久永ほか1972文献 図13-3前田(義)ほか1993文献 図14-1・3~6末永ほか1961文献 図14-2加藤・丹羽ほか1973文献 図14-7~9末永1934文献 図15-1大塚達朗原図 図15-2・3山内1939文献 図16-1加藤・丹羽ほか1973文献 図16-2高山1992b文献 図17-1鈴木(加)ほか1985文献 図17-2金子1979文献 図17-3手塚ほか1986文献 図17-4岡本・戸沢1965文献 図17-5後藤1972文献 図17-6須藤1992a文献 図18大塚1992文献 図19-1・4杉原・戸沢1965文献 図19-2槇1968文献 図19-3後藤1972文献 図19-5・9後藤ほか1971文献 図19-6斎藤1968文献 図19-7藤本ほか1977文献 図19-8・10小井川1980文献 図19-11・12中村ほか1990文献 図19-13手塚ほか1986文献 図20小林ほか1984文献 図21-1・3小井川1980文献 図21-2玉川ほか1984文献